

— 資 料 編 —

1. 見附市環境基本条例	資料－1
2. 計画の策定体制と経緯	資料－5
3. アンケート結果	資料－7
4. エネルギー起源の 二酸化炭素排出量推移	資料－66
5. 持続可能な開発目標（SDGs） 未来都市に関する資料	資料－67
6. 用語解説	資料－74

1. 見附市環境基本条例

平成 20 年 9 月 24 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び潤いと安らぎのある環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について基本理念を定め、見附市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密着な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことができるように、適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然及び人と文化との豊かな触れ合いが確保されるように行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。
- 5 地球環境保全は、人類共通の問題としてとらえ、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に

関する施策を策定し、実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、市が実施するこれらの施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害及びその他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（1） 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。

（2） 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。

（3） 自然環境の適正な整備により人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

（4） 身近な自然、良好な景観等の保存及び形成並びに文化財その他の歴史的遺産の保存及び活用により、地域の個性が生かされた潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

（5） 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、見附市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する目標

（2） 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

（3） 環境の保全及び創造に関する配慮のための指針

（4） 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第20条に定める見附市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、年次報告書を公表したときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、その意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するように努めなければならない。

(規制措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第11条 市は、市民又は事業者がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な経済的助成を行うための措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、適正な経済的負担を求めることにより、市民及び事業者が自ら環境への負担の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び緑化事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、自然環境の適正な整備及び健全な利用に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公園、緑地及び水辺空間の整備、歴史的遺産の保存及び活用その他の潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用に供する施設を整備するように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設、維持管理等に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られるように努めるものとする。
- 3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第15条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第17条 市は、第15条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、環境の状況に関する情報並びに環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、見附市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 事業者

(4) その他市長が必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(市の推進体制の整備)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 計画の策定体制と経緯

(1) 見附市環境基本計画策定に係る委員名簿

■見附市環境審議会

(敬称略)

No.		所 属	
1	学識経験者	新潟県農業土木技術協会（会長）	三沢 眞一
2		新潟県地球温暖化防止活動推進員	平原 富江
3	農林商工業者	JA にいがた南蒲	近藤 大樹
4		見附青年会議所	田中 義一郎 橋本 卓憲
5		見附食品衛生協会（会長代理）	岡田 賢一
6		見附商工会	金子 登
7	エネルギー 供給事業者	東北電力㈱長岡電力センター	井上 一清
8		石油資源開発㈱長岡事業所	平 保裕
9	環境活動団体	実生の会	佐野 眞砂子
10		杉沢森の会	藤田 彰
11		めだかの学校	井上 貴之
12	市 民	環境対策推進協議会公募委員	佐藤 昭三郎
13			大平 浩
14			佐藤 久敬

◎任期 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

■見附市環境対策推進庁内幹事会（敬称略）

No.		所 属	
1	代表幹事	市民生活課 課長	土田 浩司
2	幹 事	企画調整課 課長補佐	阿部 哲
3		まちづくり課 課長補佐	伴内 美和
4		総務課 課長補佐	松崎 亨
5		地域経済課 課長補佐	北村 保
6		農林創生課 課長補佐	藤塚 晴生
7		建設課 副主幹兼景観緑花係長	土田 正樹
8		ガス上下水道局 次長	近藤 芳生
9		教育委員会 副主幹兼学校給食係長	阿部 泰比古
10		健康福祉課 課長補佐	平瀬 勝

■見附市環境対策推進体制事務局（敬称略）

No.	所 属	
1	市民生活課 生活環境係、施設係	土田 浩司
2		高橋 善一
3		長谷川 大樹
4		米倉 正弘
5		藤田 誠
6		五十嵐 陽二
7		野本 博也
8		山田 由美子
9		長谷川美智子

(2) 策定経緯

第1次見附市環境基本計画が平成22年3月（2009年度）に策定され、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年の期間で推進されてきました。令和元年度（2019年度）は、改訂計画の策定年度にあたります。

改訂にあたっては、前回の策定作業を踏襲し、基礎調査として、環境に対する考え方や今後の環境行政に望むことを明らかにし、市民の意向や視点を反映させるため、市民（成人・中学生）及び事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

計画の策定にあたって、市においては見附市環境対策推進庁内幹事会で施策の推進状況やアンケート結果を踏まえ、改訂や継続の施策及び具体的行動について検討を行い、見附市環境審議会を開催し審議を重ねて環境基本計画（案）の作成にいたしました。

さらに、市民の声を反映した実効性のある計画とするため、パブリックコメントを実施し、広く意見の募集に努め、第2次見附市環境基本計画を策定しました。

■策定スケジュール

令和元年度		
7月31日	第1回見附市環境審議会	市長より第2次計画の諮問、見附市環境基本計画年次報告書 平成30年度版（案）について
10月1日～ 10月10日	アンケート調査 （中学生）	市内の中学2年生278人
11月8日～ 11月25日	アンケート調査 （市民・事業者）	市民：市内在住20歳以上の市民1,000人 事業者：市内で事業活動を行っている事業所100社
11月21日	第2回見附市環境審議会	中学生アンケート調査結果について 環境基本計画骨子（案）について
1月16日	見附市環境対策庁内会議	環境基本計画骨子に係る役割について 施策に係る具体的行動について 環境基本計画素案（案）について
1月23日	第3回見附市環境審議会	環境基本計画骨子（案）の修正点について 市民、事業者アンケート調査結果について 環境基本計画素案（案）について
3月5日	見附市環境対策庁内会議	第2次環境基本計画（案）について
3月5日～ 3月22日	パブリックコメント （市民の意見）募集	広報みつけ、市のホームページ、市役所等での閲覧による公開
3月24日	第4回見附市環境審議会	第2次環境基本計画答申案（案）について
3月26日	市長へ答申	第2次環境基本計画を市長へ答申

3. アンケート結果

(1) 目的

環境政策の総合的な方向を示す「見附市環境基本計画」を策定するにあたっては、市民・事業者・行政の協力と連携が必要とされます。このため、本市の環境についての現状評価、望ましい環境像、環境行政についての考え方など、必要な基礎情報を収集し、市民、事業所および若年層の意見・要望を環境基本計画に反映するためにアンケートを実施しました。

(2) 調査の概要

1) 市民アンケート調査の概要

■ 対象者

- ・ 母集団：見附市に在住する 20 歳以上の市民
- ・ 標本数：1,000 人（無作為抽出）

■ 調査方法

- ・ 郵送による配布・回収

■ 調査時期

- ・ 調査票配布開始時期：令和元年 11 月 8 日（金）
- ・ 回答済票回収期限：令和元年 11 月 25 日（月）

■ 回収状況

- ・ 459 サンプル（回収率：45.9%）

2) 中学生アンケートの調査の概要

■ 対象者

- ・ 母集団：見附市内の中学校の 2 年生
- ・ 標本数：288 人

■ 調査方法

- ・ 各学校を通じて配布・回収

■ 調査時期

- ・ 調査票配布開始時期：令和元年 10 月 1 日（火）
- ・ 回答済票回収期限：令和元年 10 月 10 日（水）

■ 回収状況

- ・ 278 サンプル（回収率：96.5%）

3) 事業者アンケートの調査の概要

■ 対象者

- ・ 母集団：見附市で事業活動を行っている事業所
- ・ 標本数：100 社

■ 調査方法

- ・ 郵送による配布・回収

■ 調査時期

- ・ 調査票配布開始時期：令和元年 11 月 8 日（金）
- ・ 回答済票回収期限：令和元年 11 月 25 日（月）

■ 回収状況

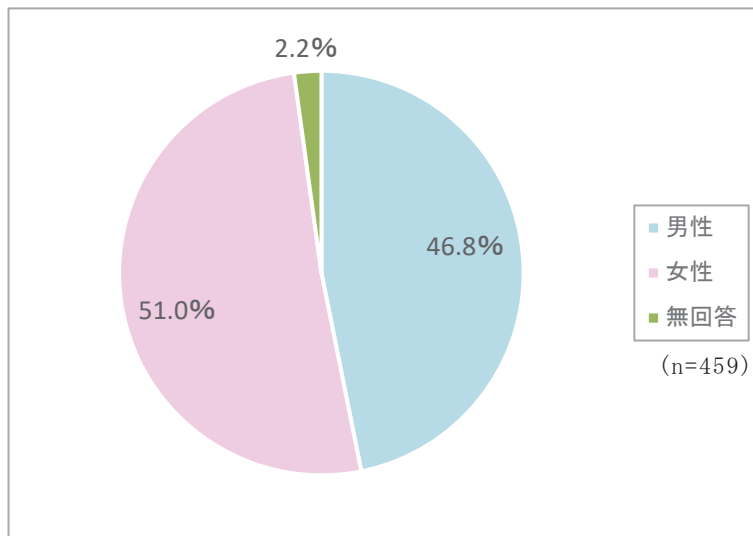
- ・ 52 サンプル（回収率：52.0%）

※グラフの%数字は小数点第2位を四捨五入のため、合計が100%にならない場合があります。

(3) アンケート結果

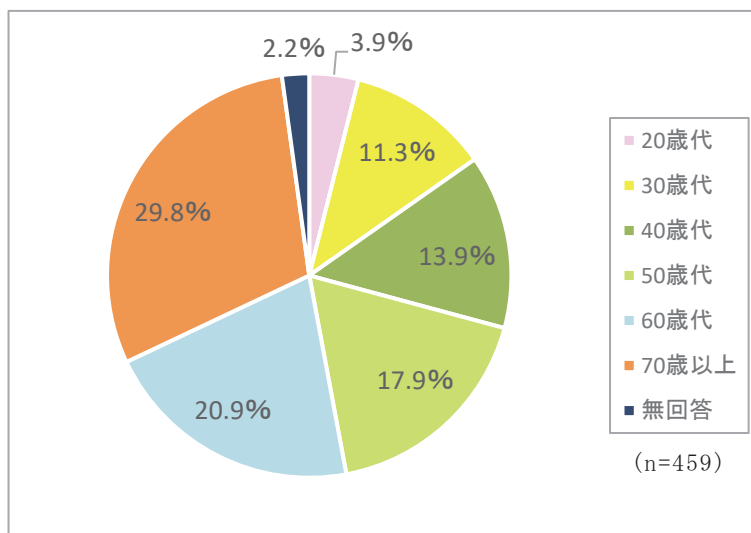
1) 市民アンケート 調査結果

問 1 - 1 性別（今回調査）



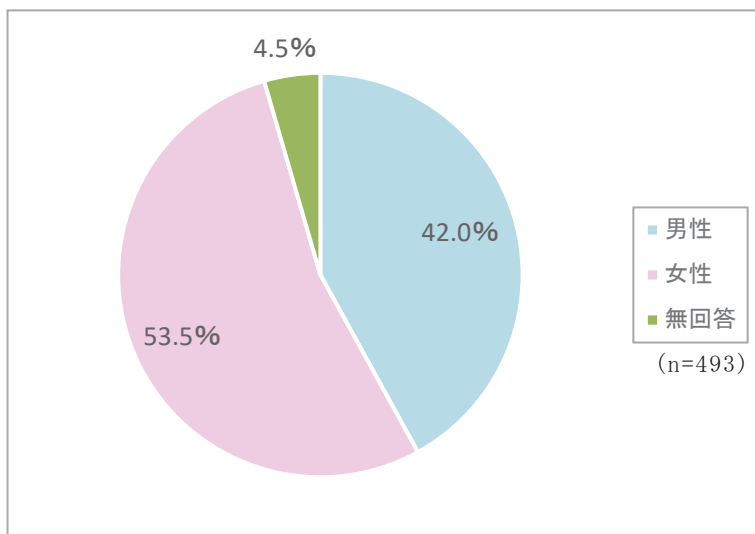
「男性」が46.8%、「女性」が51.0%、「無回答」が2.2%となっています。

問 1 - 2 年齢（今回調査）



20歳代の回答率と、70歳以上の回答率には10倍近い開きがあり、高齢層からの回答の割合が大きい傾向にあります。

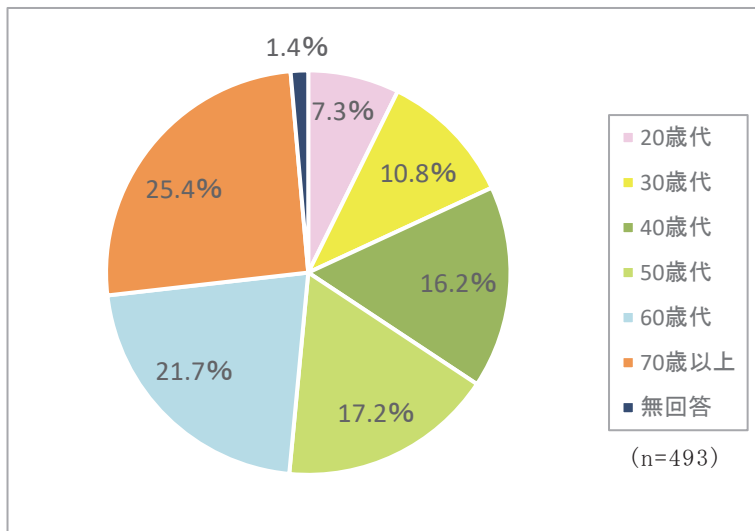
問 1 - 1 性別 (前回 (平成 21 年) 調査)



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、男性の割合が 4.8% 増加し、女性の割合が 2.5% 減少しています。

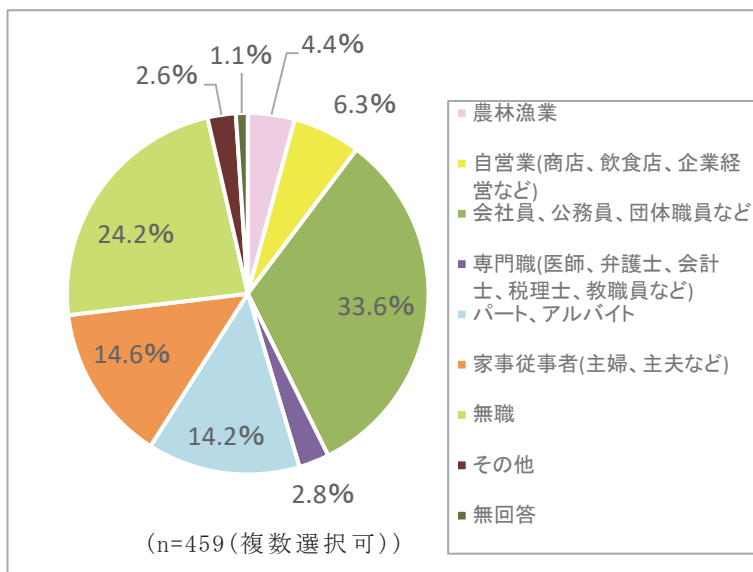
問 1 - 2 年齢 (前回 (平成 21 年) 調査)



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

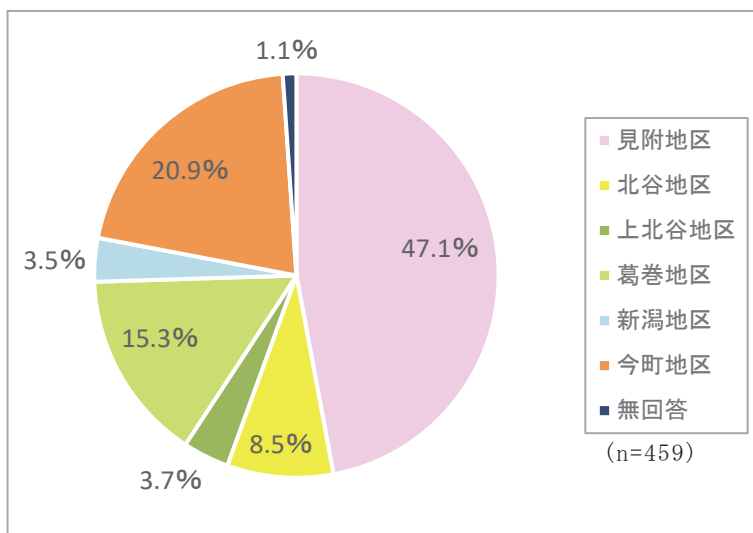
前回調査時と比較して、20歳代の割合が 3.4% 減少し、70歳以上の割合が 4.4% 増加したところが目立っており、60歳代以上で全体の半数を占めています。

問 1 - 3 職業（今回調査）



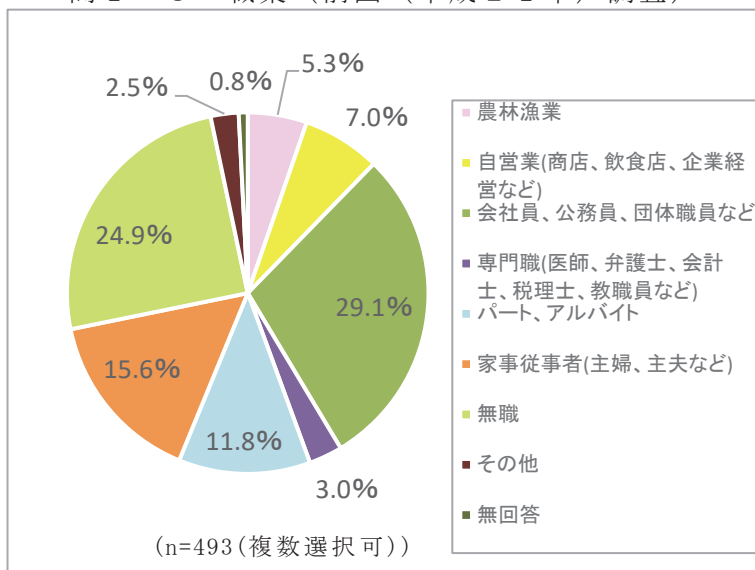
「会社員、公務員、団体職員」が 33.6% と最も高く、次いで「無職」が 24.2% となっています。

問 1 - 4 居住地域（今回調査）



「見附地区」が 47.1% と最も高く、次いで「今町地区」(20.9%)、「葛巻地区」(15.3%) となっており、「見附地区」が約半数を占めています。

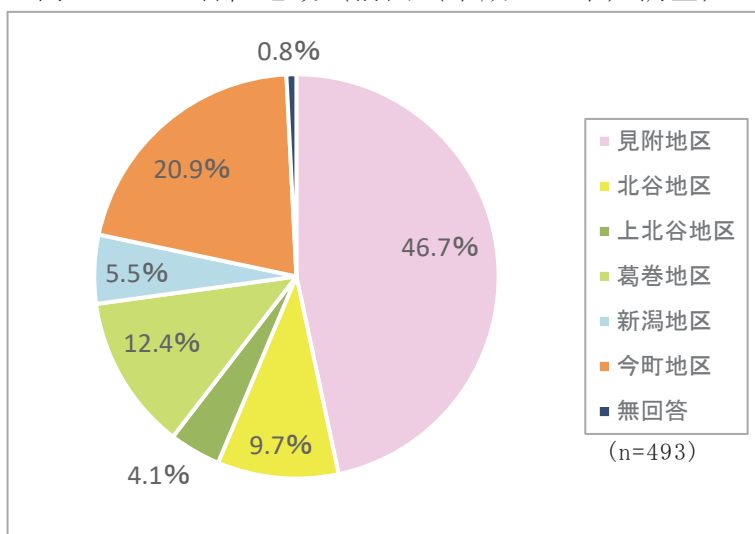
問 1 - 3 職業（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、会社員等の割合が 4.5%、パート等の割合が 2.4%増加しており、その他の選択肢についてはいずれも 1%以内のわずかな減少であります。

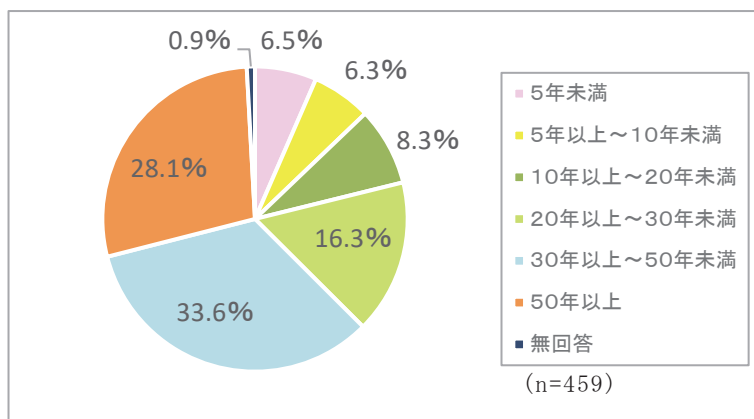
問 1 - 4 居住地域（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

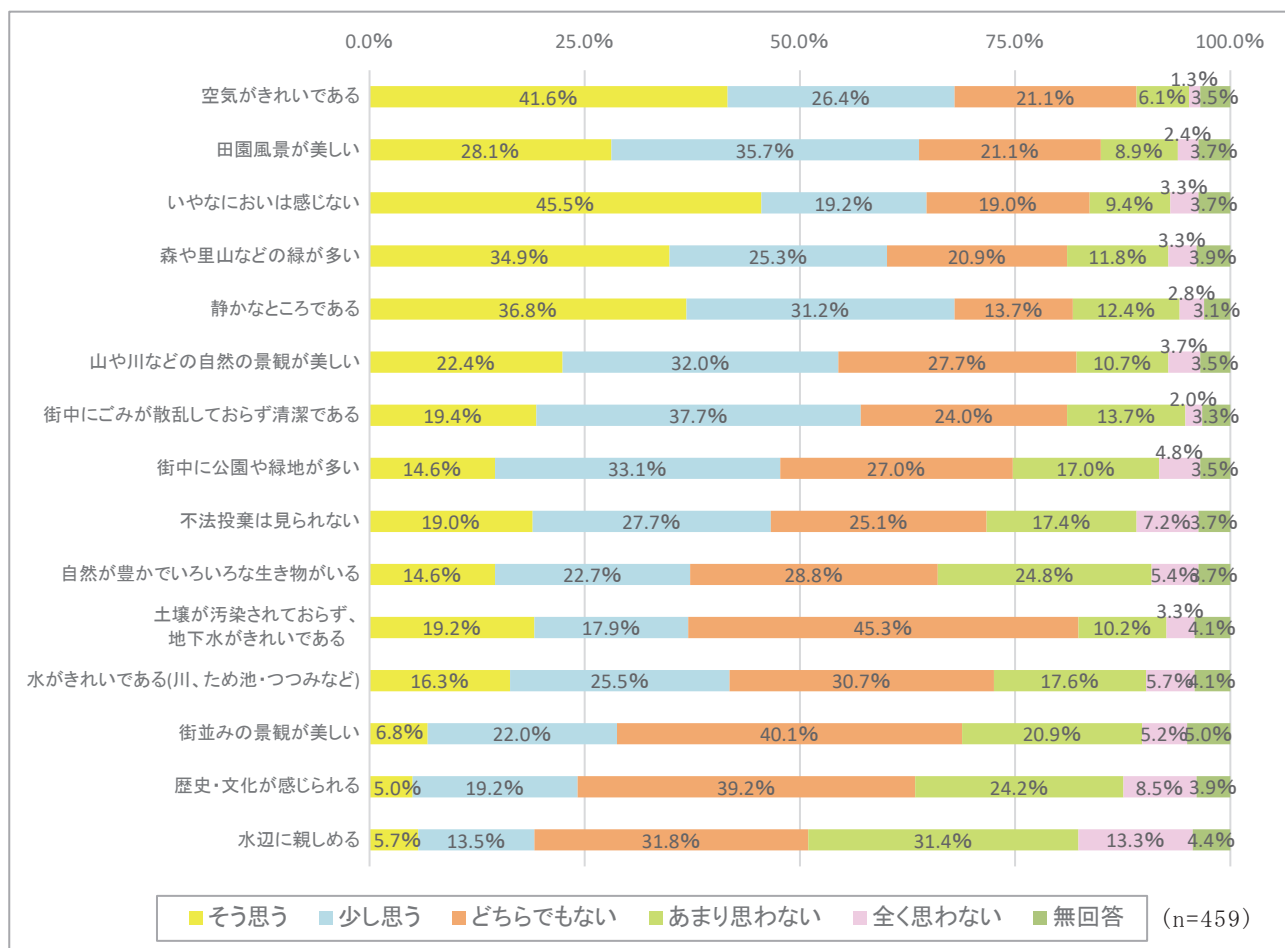
前回調査時と比較して、見附市の北西に位置する地区（見附、葛巻）の割合が増加し、南東に位置する地区（北谷、上北谷、新潟）の割合が減少しています。

問 1 - 5 居住年数（今回調査）



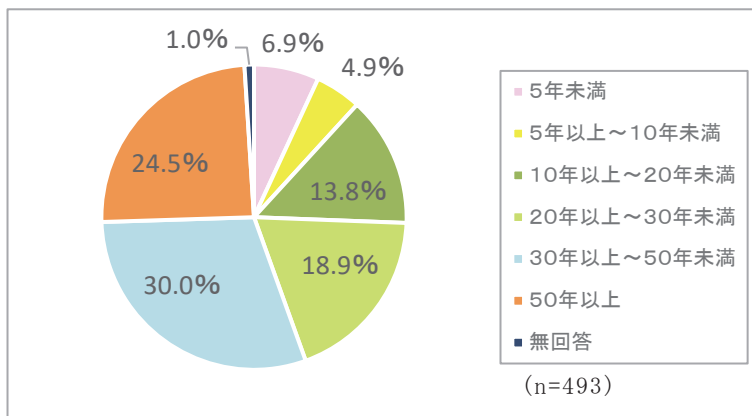
「30年以上～50年未満」が33.6%と最も高く、次いで「50年以上」が28.1%となっています。

問 2 - 1 見附市の環境について（今回調査）



身の回りの環境について「そう思う」又は「少し思う」と回答した人の割合は、「空気がきれいである」（68.0%）、「静かなところである」（68.0%）、「いやなにおいは感じない」（64.7%）、「田園風景が美しい」（63.8%）、「森や里山などの緑が多い」（60.2%）が多く、大気環境や自然の美観、静けさに対する満足度が高いと言えます。

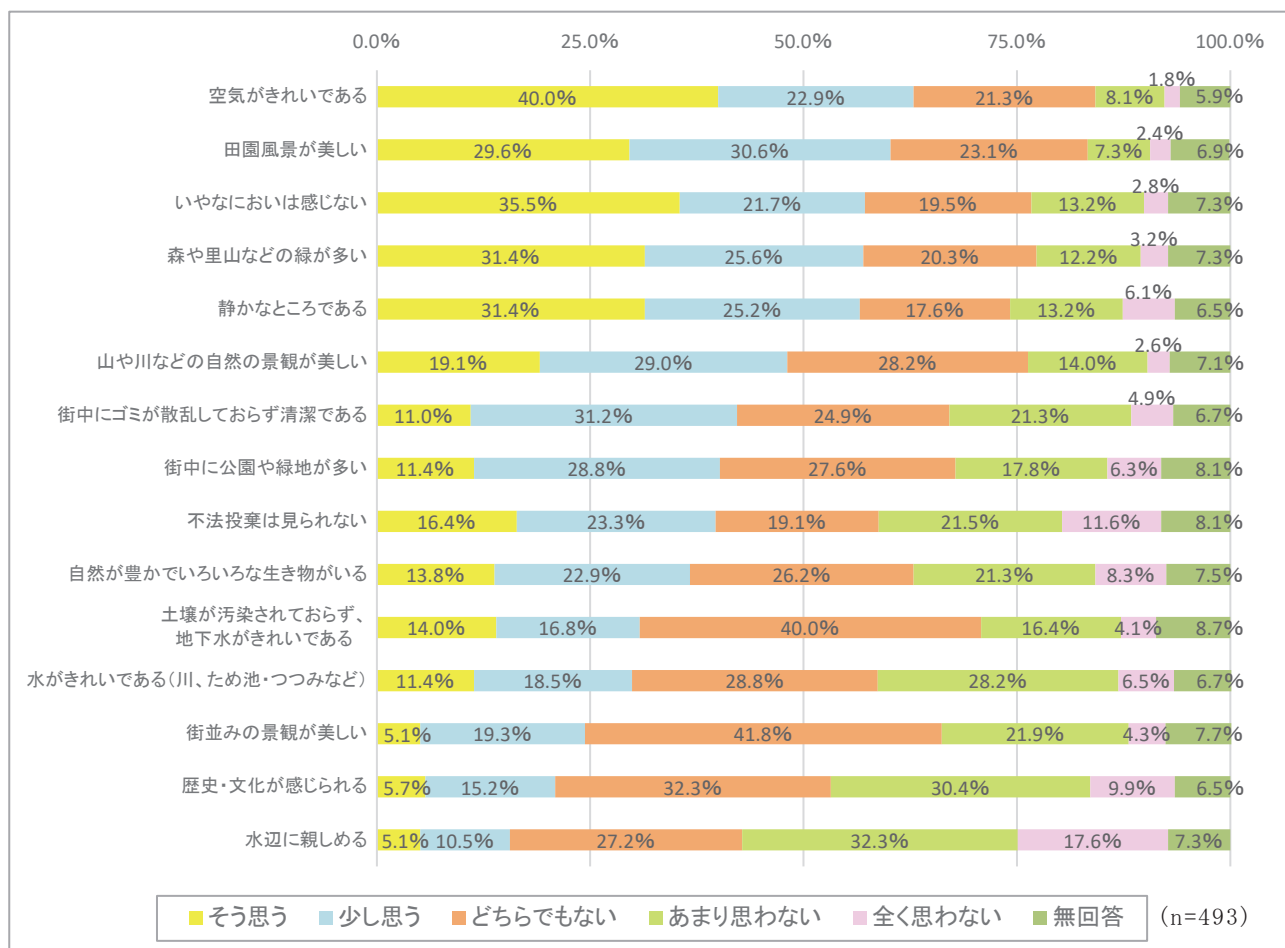
問 1 - 5 居住年数（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と同様の傾向ですが、30年以上居住している人の割合が、全体の6割以上を占めています。

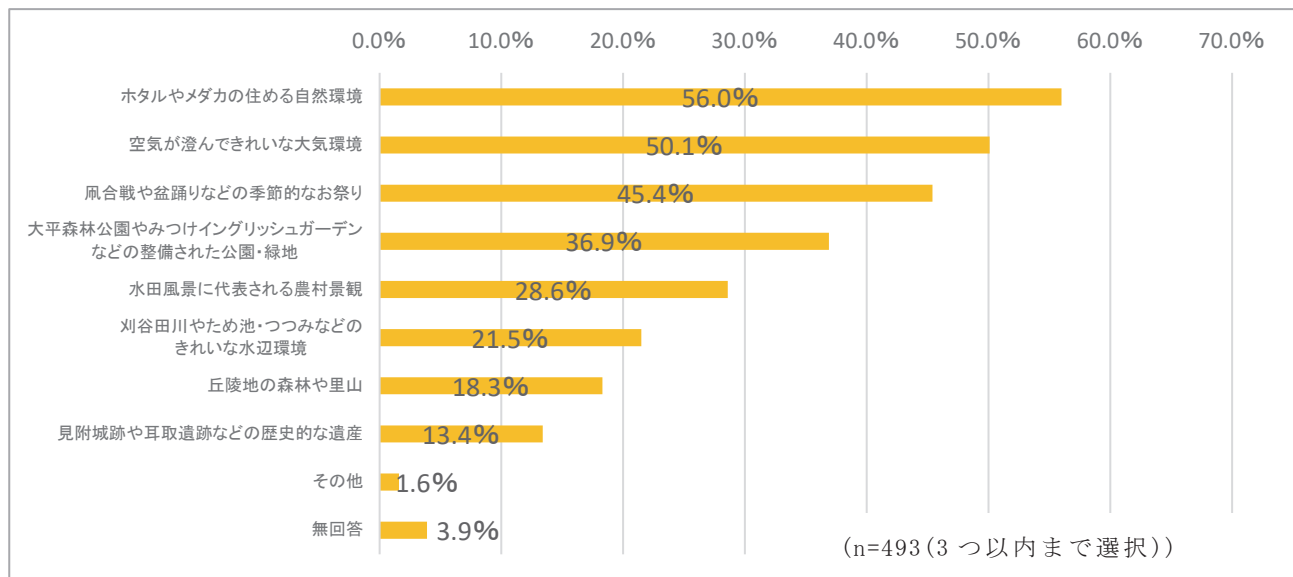
問 2 - 1 見附市の環境について（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

全体的な傾向として、「そう思う」又は「少し思う」と回答した人の割合が前回調査時に比較して増加しており、身近な環境の様子は良いと感じている人の割合が多くなったと考えられます。

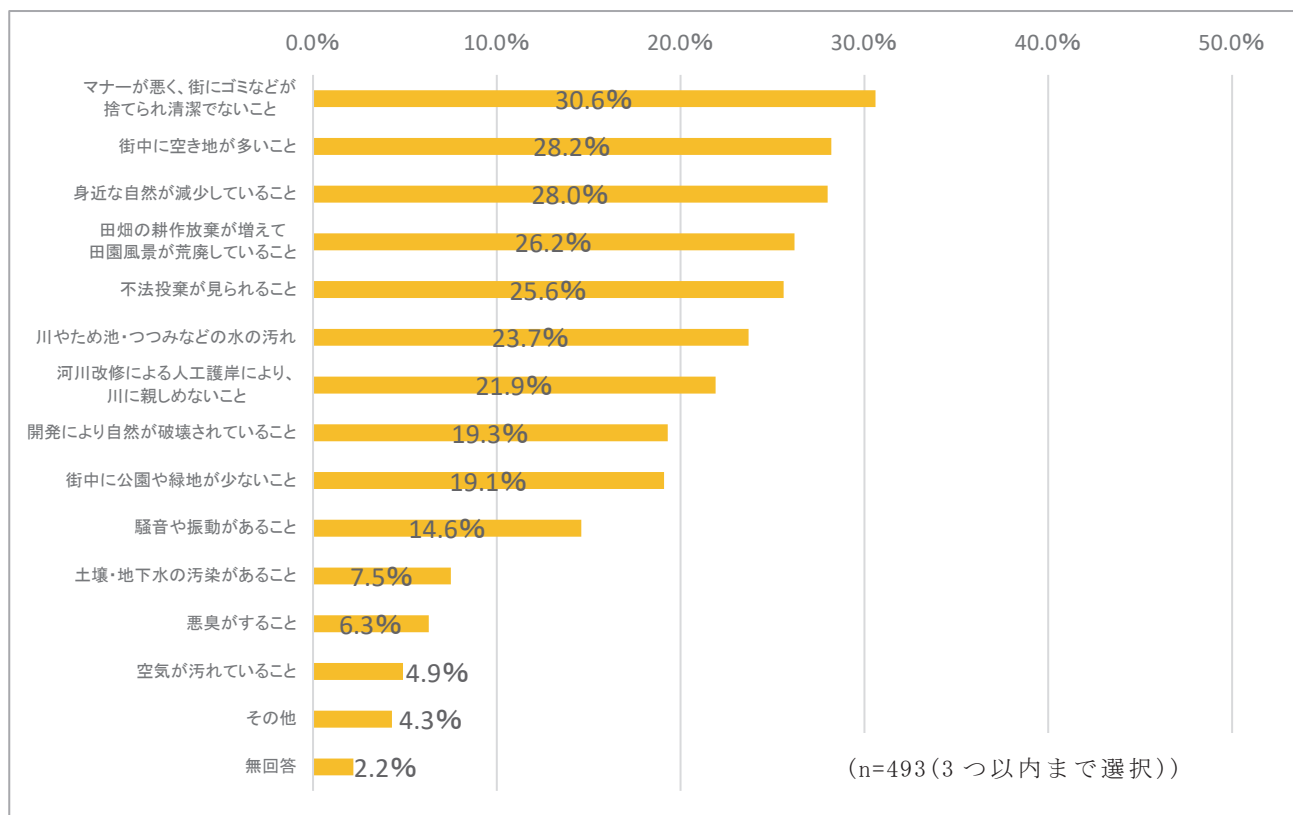
問２－２ 見附市の環境で良いところ、将来の子供たちに残しておきたいところ（前回（平成２１年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時に比較して、公園・緑地やお祭りなどの快適環境に関する項目の割合が増え、優先的に残したいという傾向にあります。

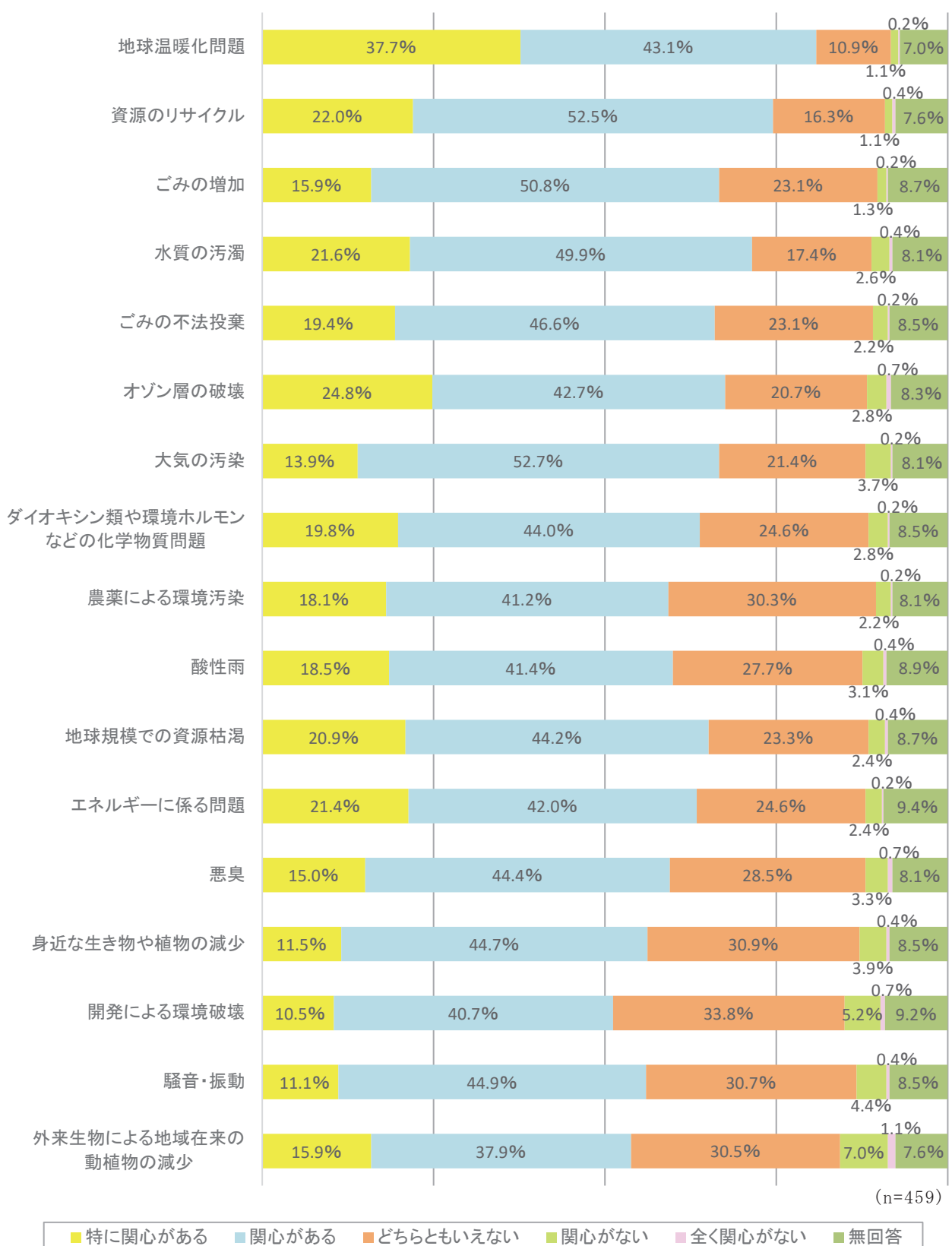
問２－３ 見附市の環境で改善したいところ、今後良くしていきたいところ（前回（平成２１年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

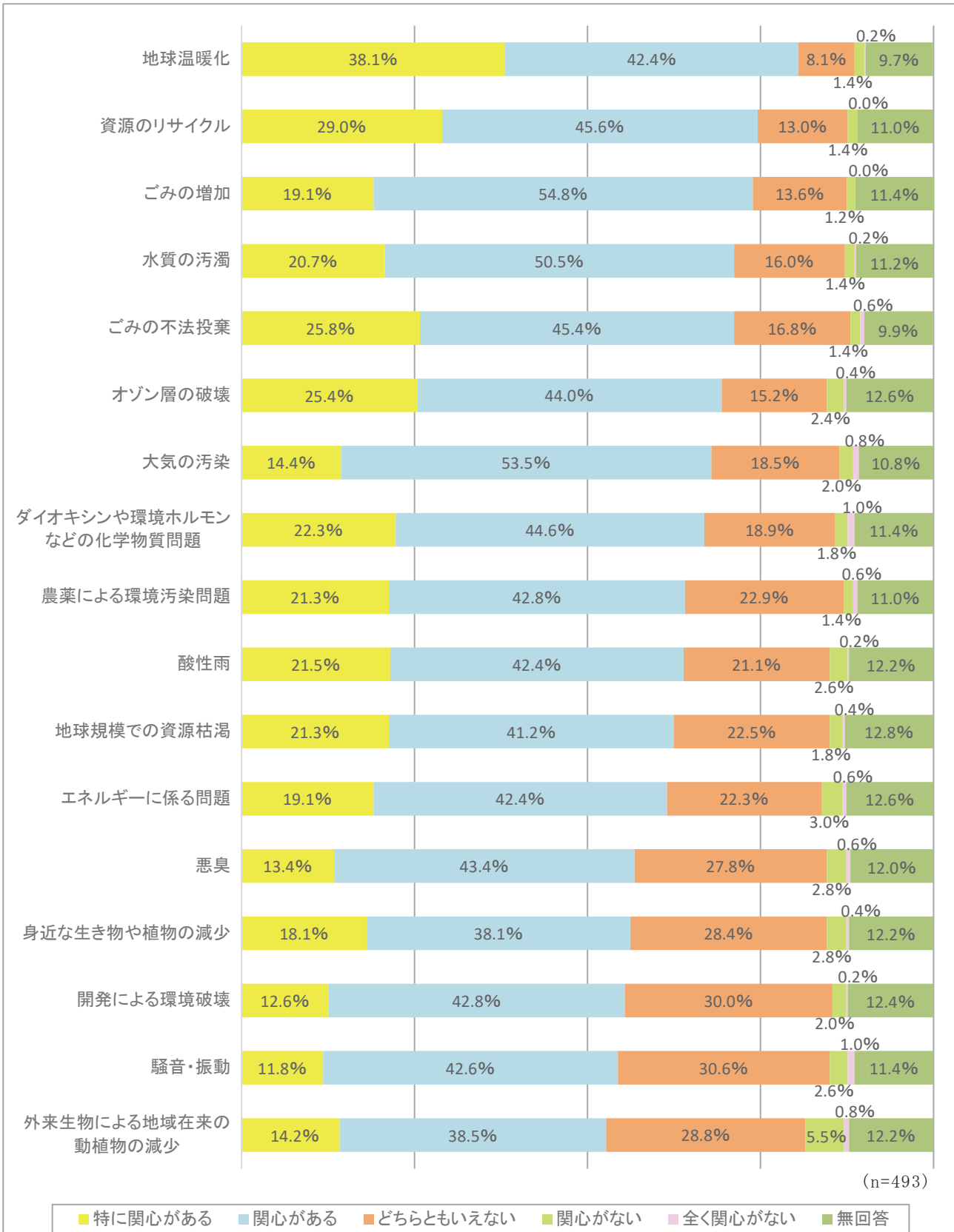
前回調査は、生活環境を改善することに重点が置かれていましたが、今回調査は、現在問題となっている空き地や街中の公園等を改善したいという意見が増加しています。

問 3 - 1 環境問題への関心（今回調査）



「特に関心がある」と「関心がある」の合計では、「地球温暖化」（８０．８％）が最も高く、次いで「資源のリサイクル」（７４．５％）、「水質の汚濁」（７１．５％）、「オゾン層の破壊」（６７．５％）となっており、地球環境に関係する問題やごみ・リサイクルに関する問題について関心が高いことがうかがえます。

問 3 - 1 環境問題への関心（前回（平成 2 1 年）調査）



＜今回調査と前回調査を比較したコメント＞

前回調査時と比較して、全体的に「特に関心がある」の割合、及び「特に関心がある」と「関心がある」の割合の合計が、ともに少なくなっており、全般的に環境問題への関心がやや低くなってきています。

1 章
計画の基本的事項

2 章
見附市の環境特性と課題

3 章
計画の目標

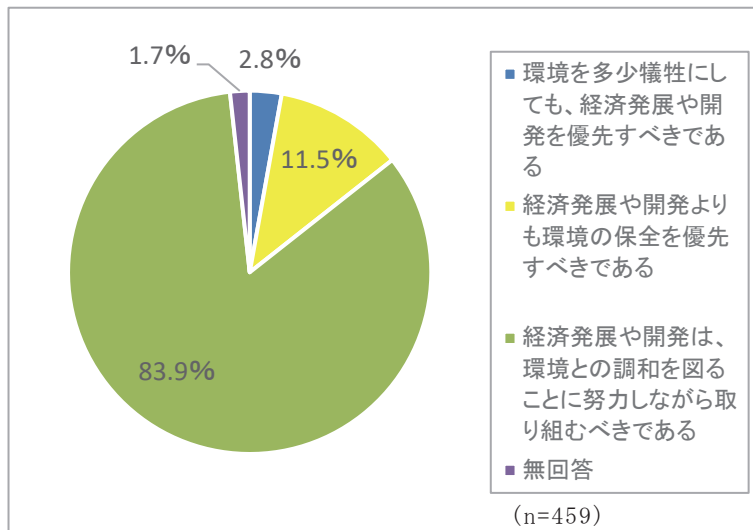
4 章
施策の体系と展開

5 章
環境に配慮するための指針

6 章
計画の推進

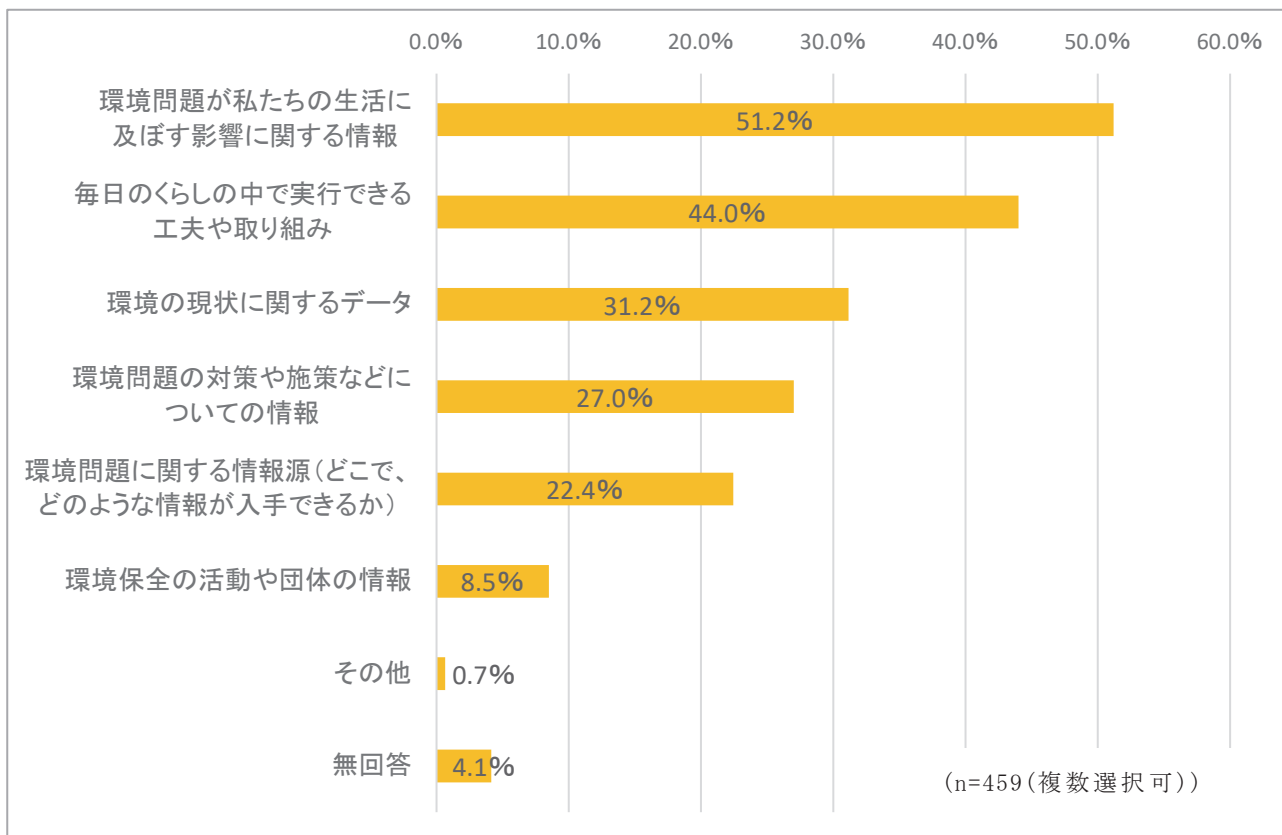
資料編

問 3 - 2 環境の保全と経済発展や開発との関係（今回調査）



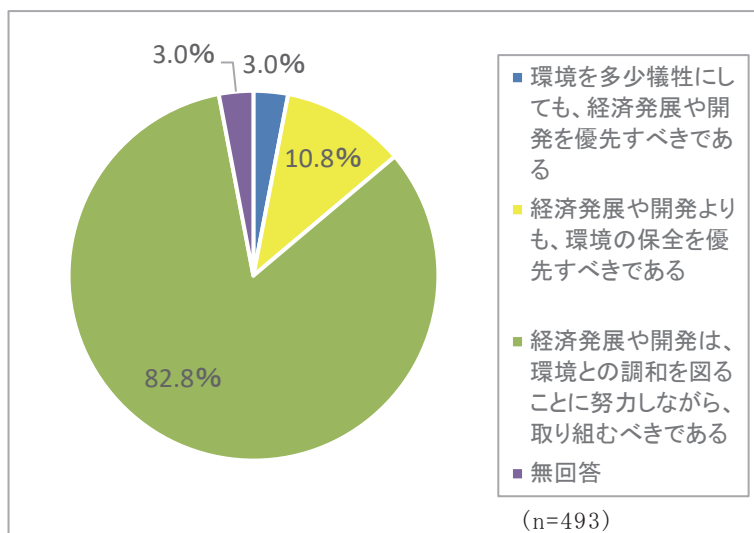
「経済発展や開発は、環境との調和を図ることに努力しながら、取り組むべきである」が 83.9%、「経済発展や開発よりも、環境の保全を優先すべきである」が 11.5% であることから、多くの市民が環境の保全の重要性を感じていることがわかります。

問 3 - 3 不足していると思う情報（今回調査）



環境を知る上で不足している情報として、「環境問題が私たちの生活に及ぼす影響」が 51.2%と最も多く、次いで「毎日のくらしの中で実行できる工夫や取り組み」（44.0%）となっています。環境問題への関心は高いことから、具体的な方法や情報の伝達が課題として考えられます。

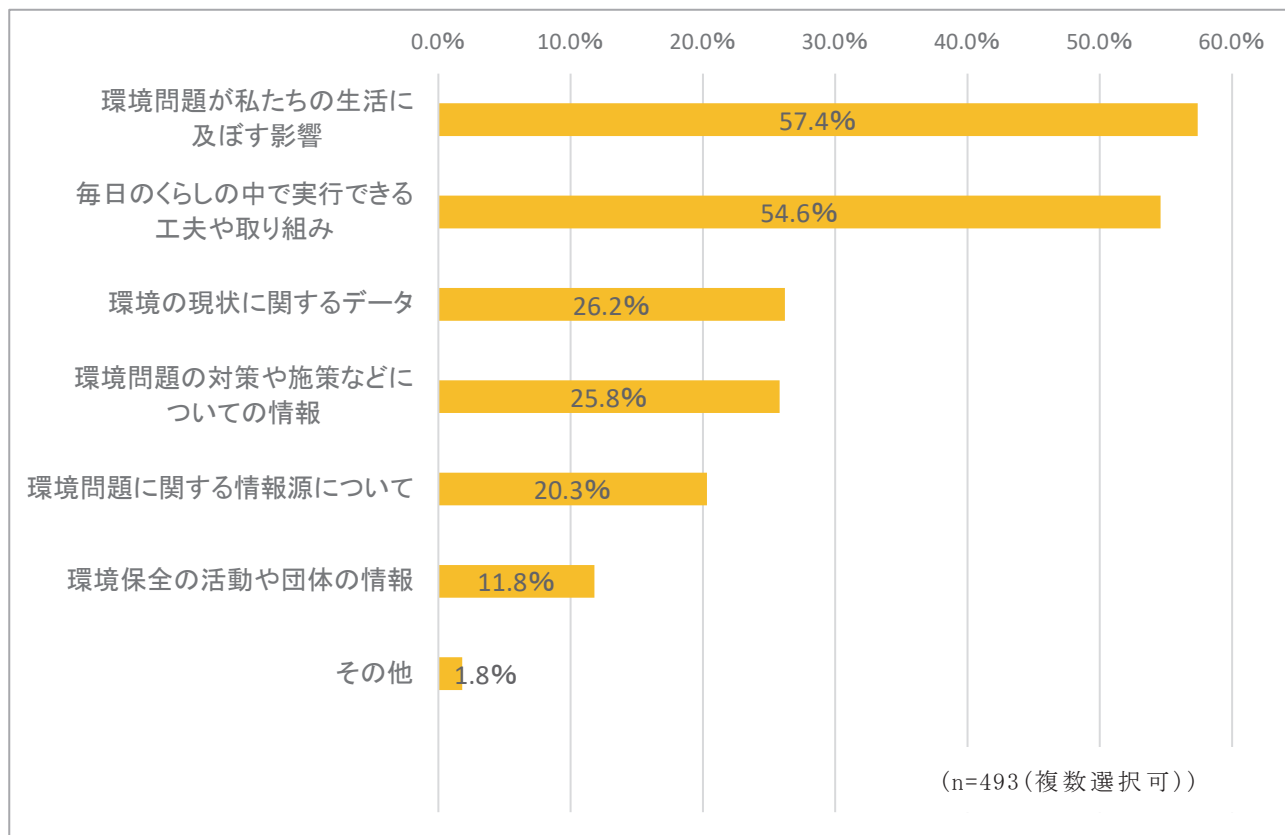
問 3 - 2 環境の保全と経済発展や開発との関係（前回（平成 2 1 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、環境の保全と経済発展や開発との関係の傾向は、大きく変わっておらず、依然として多くの市民が環境の保全の重要性を感じています。

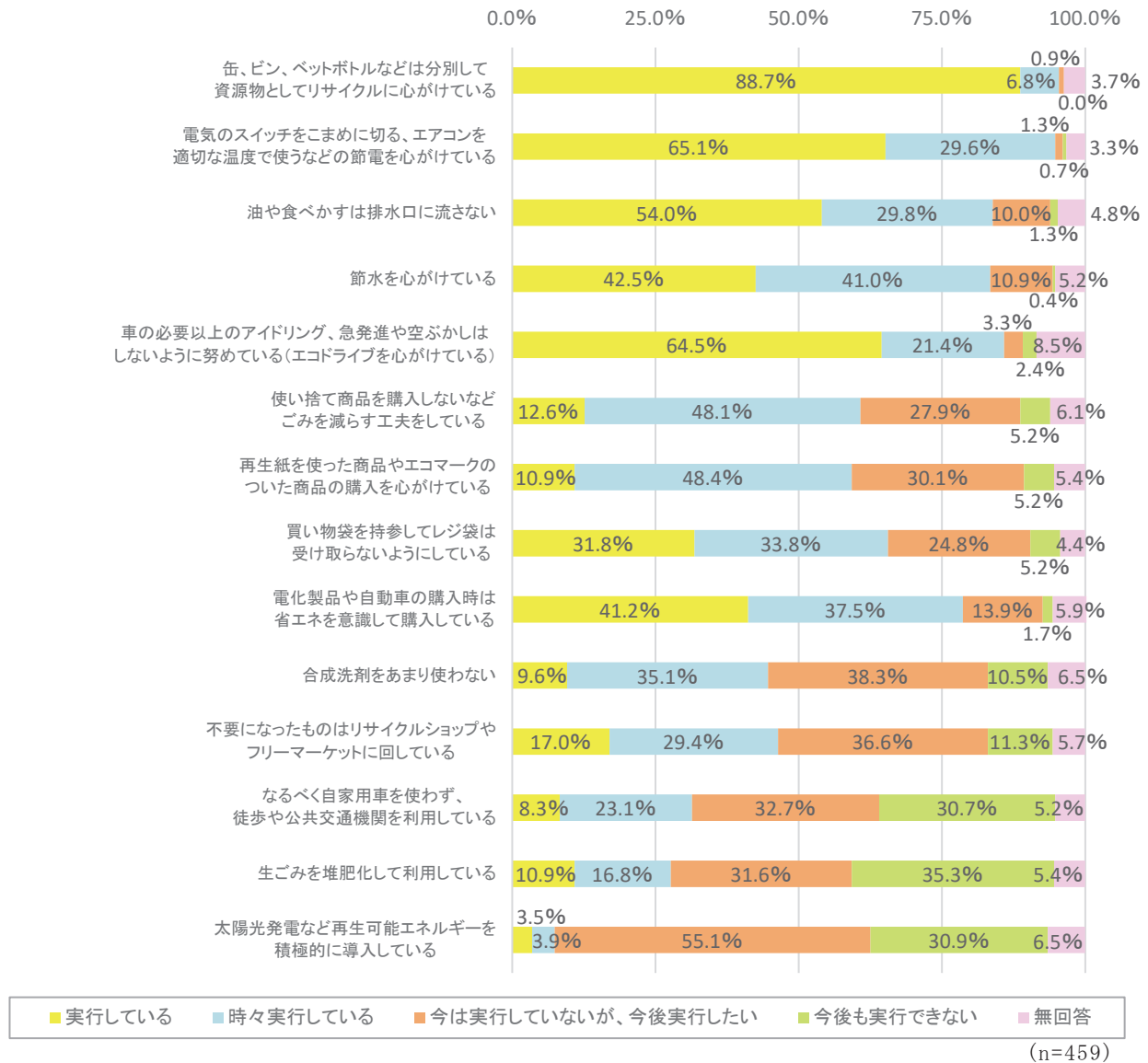
問 3 - 3 不足していると思う情報（前回（平成 2 1 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

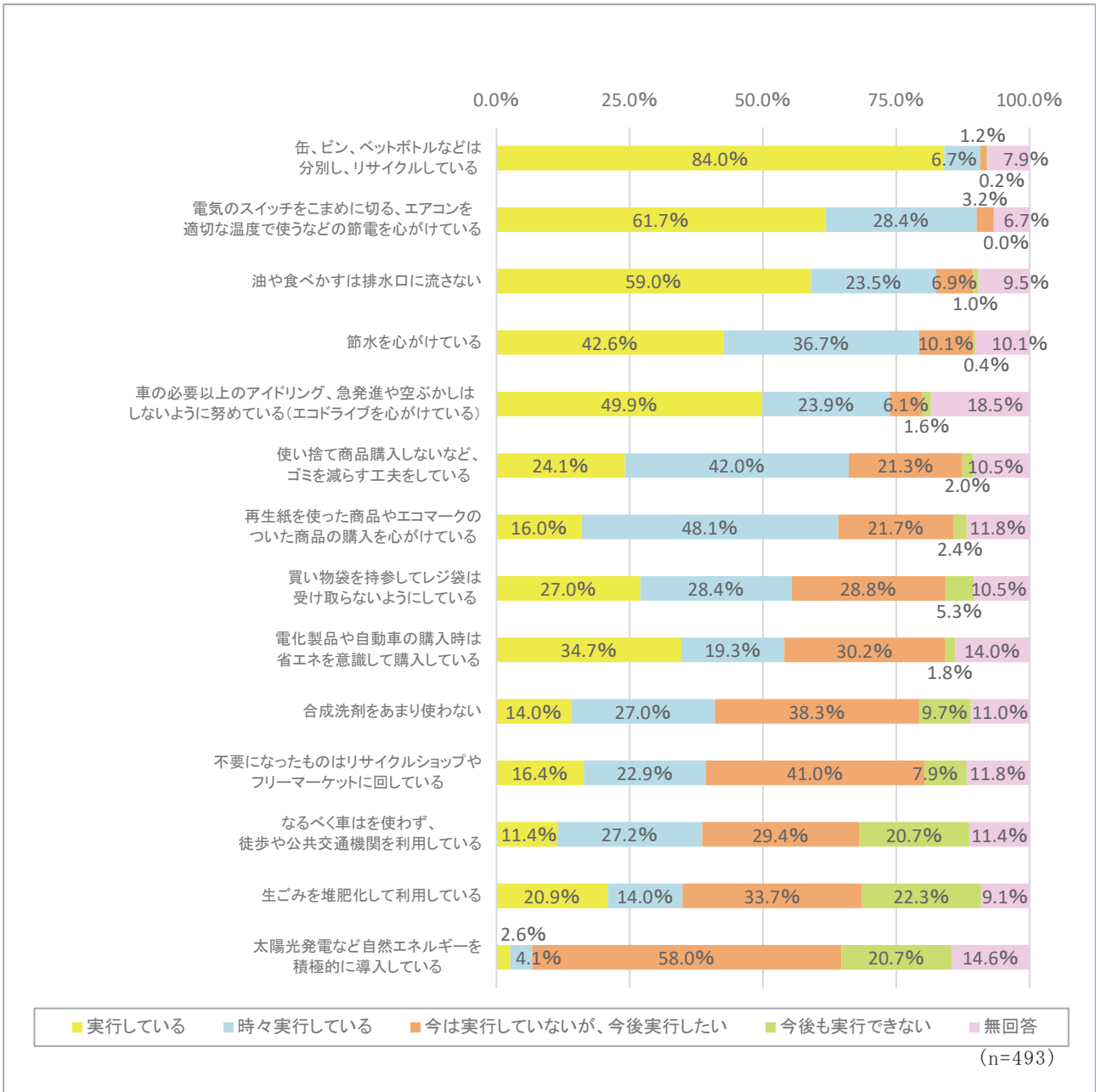
前回調査時と比較して、生活環境への影響を確認するための情報が不足していると感じている傾向があります。

問 4－1 環境への配慮（今回調査）



「実行している」または「時々実行している」の回答が多い環境への配慮は、「缶、ビン、ペットボトルなどは分別して資源物としてリサイクルに心がけている」（95.5%）が最も高く、次いで「電気のスイッチをこまめに切る、エアコンを適切な温度で使うなどの節電を心がけている」（94.7%）、「車の必要以上のアイドリング、急発進や空ぶかしはしないように努めている（エコドライブを心がけている）」（85.9%）となっています。今後実行したい取り組みとしては、「太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に導入している」（55.1%）が、最も多くなっています。

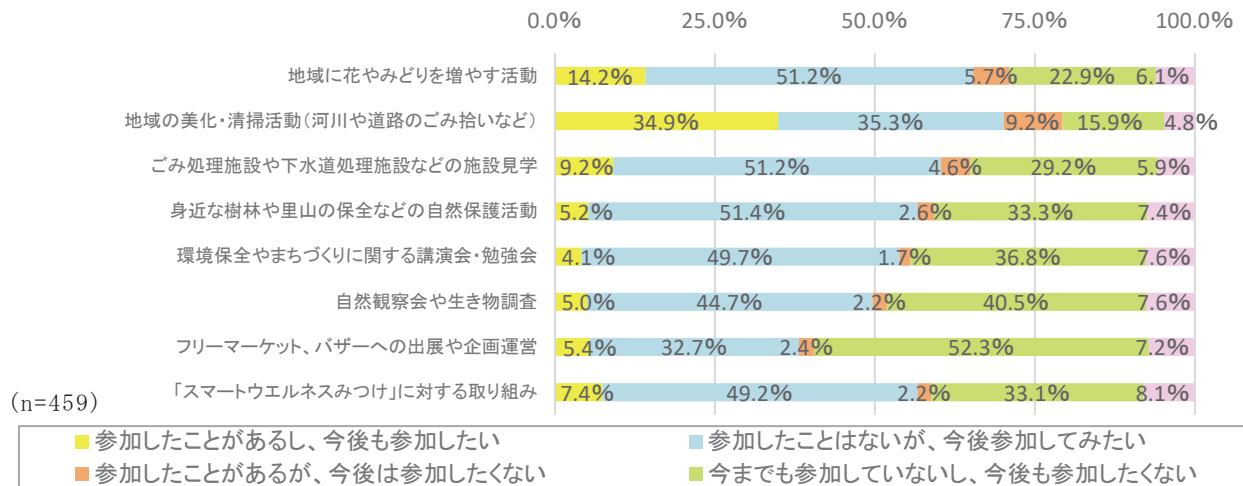
問 4 - 1 環境への配慮（前回（平成 2 1 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

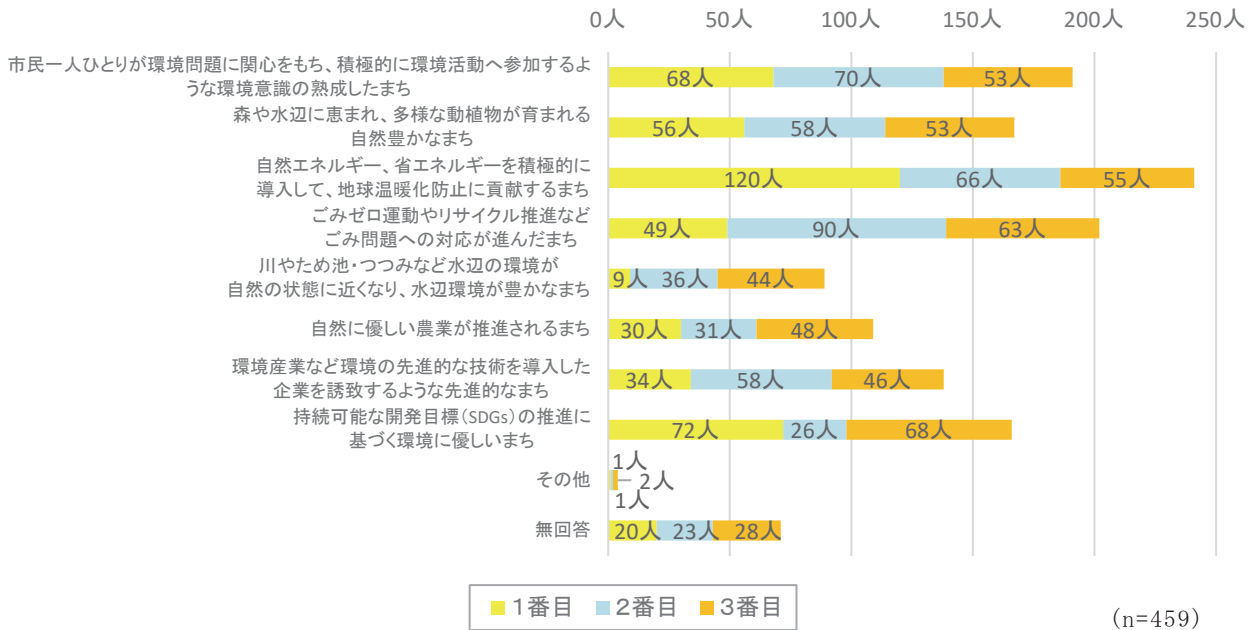
前回調査時と比較して、環境活動に関して実行している割合が全体的に増加傾向にあります。

問 4 - 2 環境学習等への参加状況（今回調査）



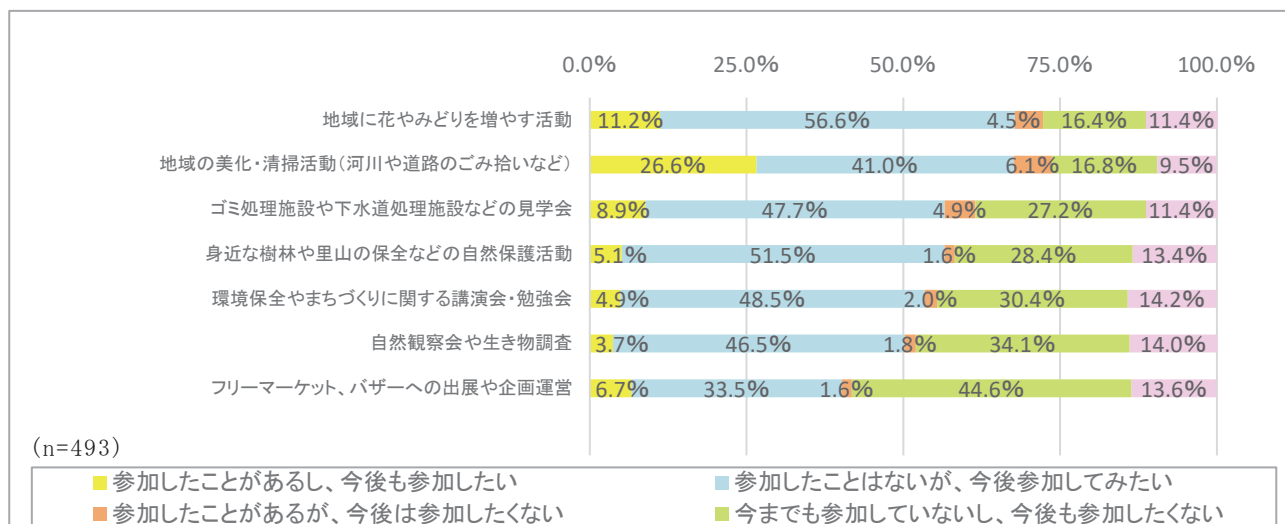
「参加したことがあるし、今後も参加したい」環境学習・環境保全活動は、「地域の美化・清掃活動(河川や道路のごみ拾いなど)」(34.9%)が最も高く、次いで「地域に花やみどりを増やす活動」(14.2%)、「ごみ処理施設や下水道処理施設などの施設見学」(9.2%)となっています。

問 5 - 1 見附市の環境の理想像（今回調査）



見附市の環境の理想像について、1番目～3番目までを合わせて「自然エネルギー、省エネルギーを積極的に導入して、地球温暖化防止に貢献するまち」が241人と最も多く、次いで「ごみゼロ運動やリサイクル推進などごみ問題への対応が進んだまち」(202人)、「市民一人ひとりが環境問題に関心をもち、積極的に環境活動への参加するよう環境意識の熟成したまち」(191人)の順で多くなっています。このことから、地球環境やごみ・リサイクルに配慮したまちになることを望んでいることがわかります。

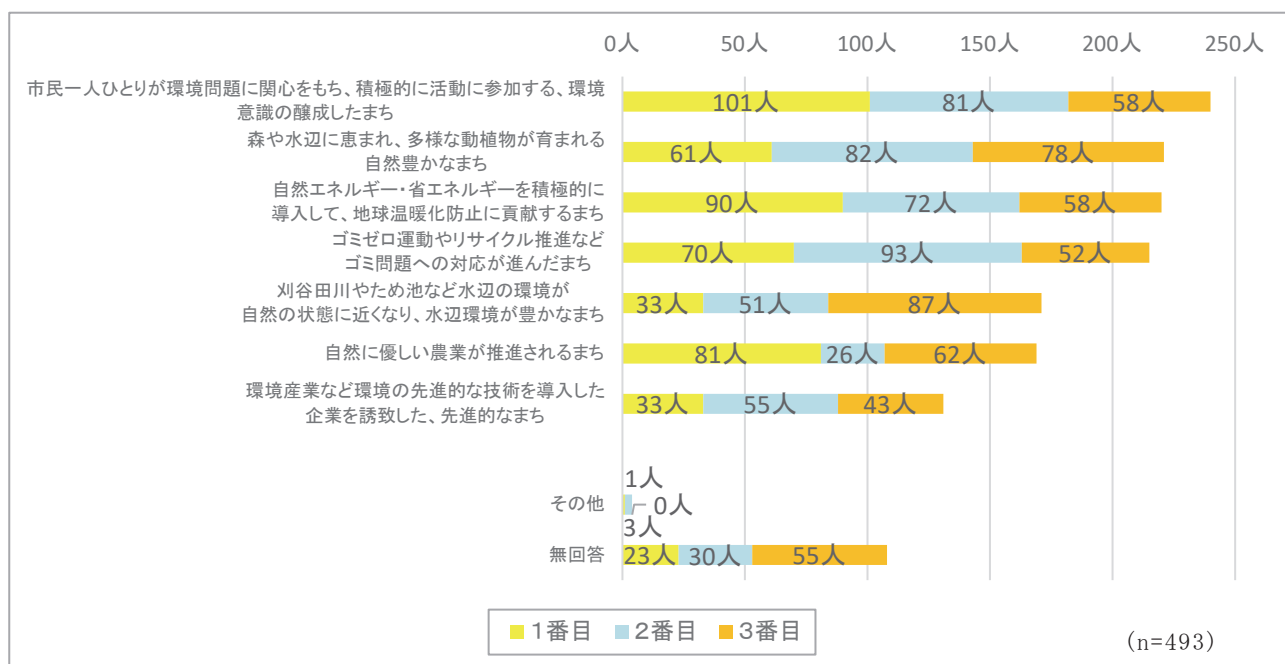
問 4－2 環境学習等への参加状況（前回（平成 21 年）調査）



＜今回調査と前回調査を比較したコメント＞

前回調査時と比較して、総じて大きな変化は生じていません。また、新たに追加設問した『「スマートウェルネスみつけ」に対する取り組み』については、「今後も参加したい」と「今後参加してみたい」の合計の割合が比較的多いです。

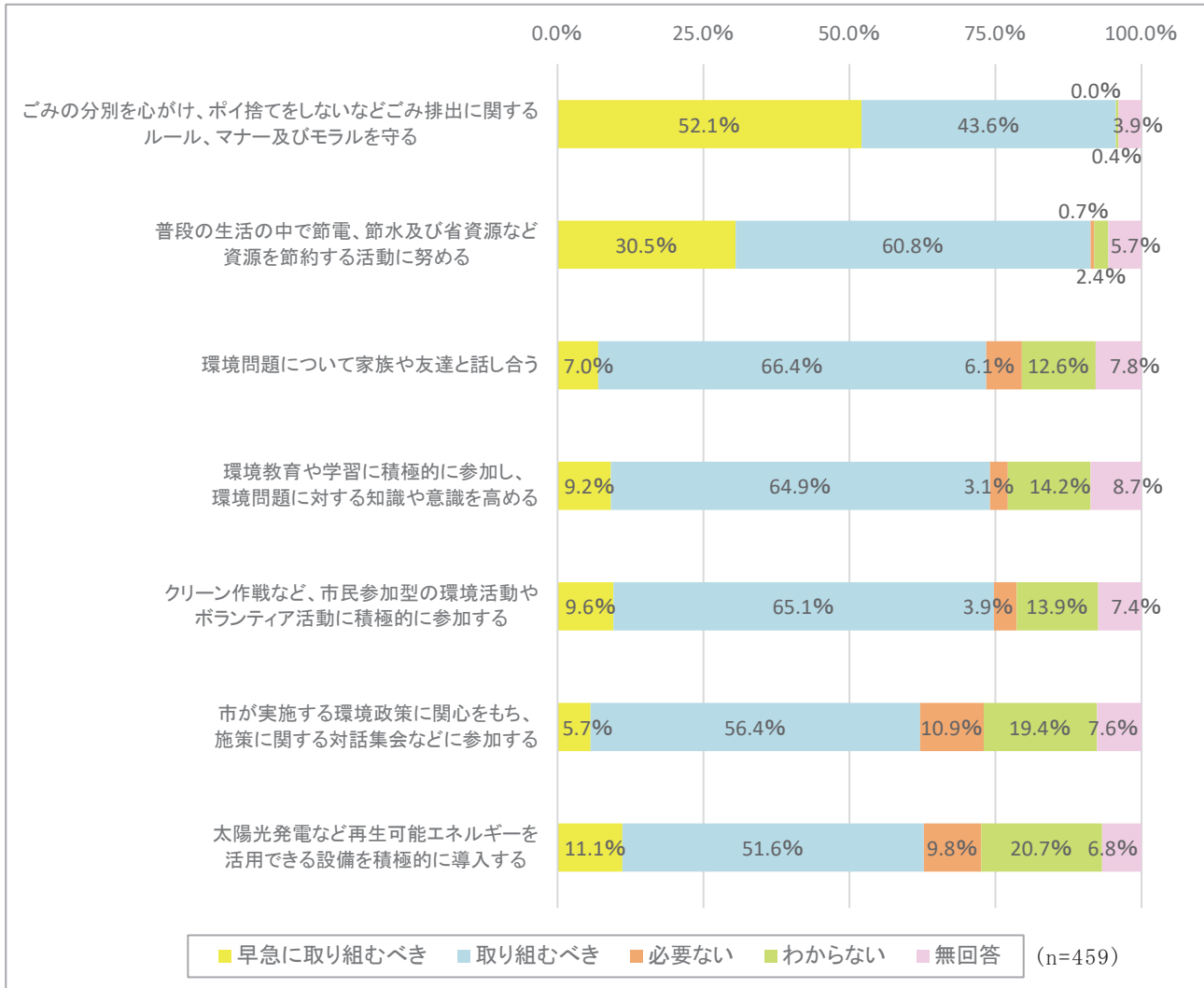
問 5－1 見附市の環境の理想像（前回（平成 21 年）調査）



＜今回調査と前回調査を比較したコメント＞

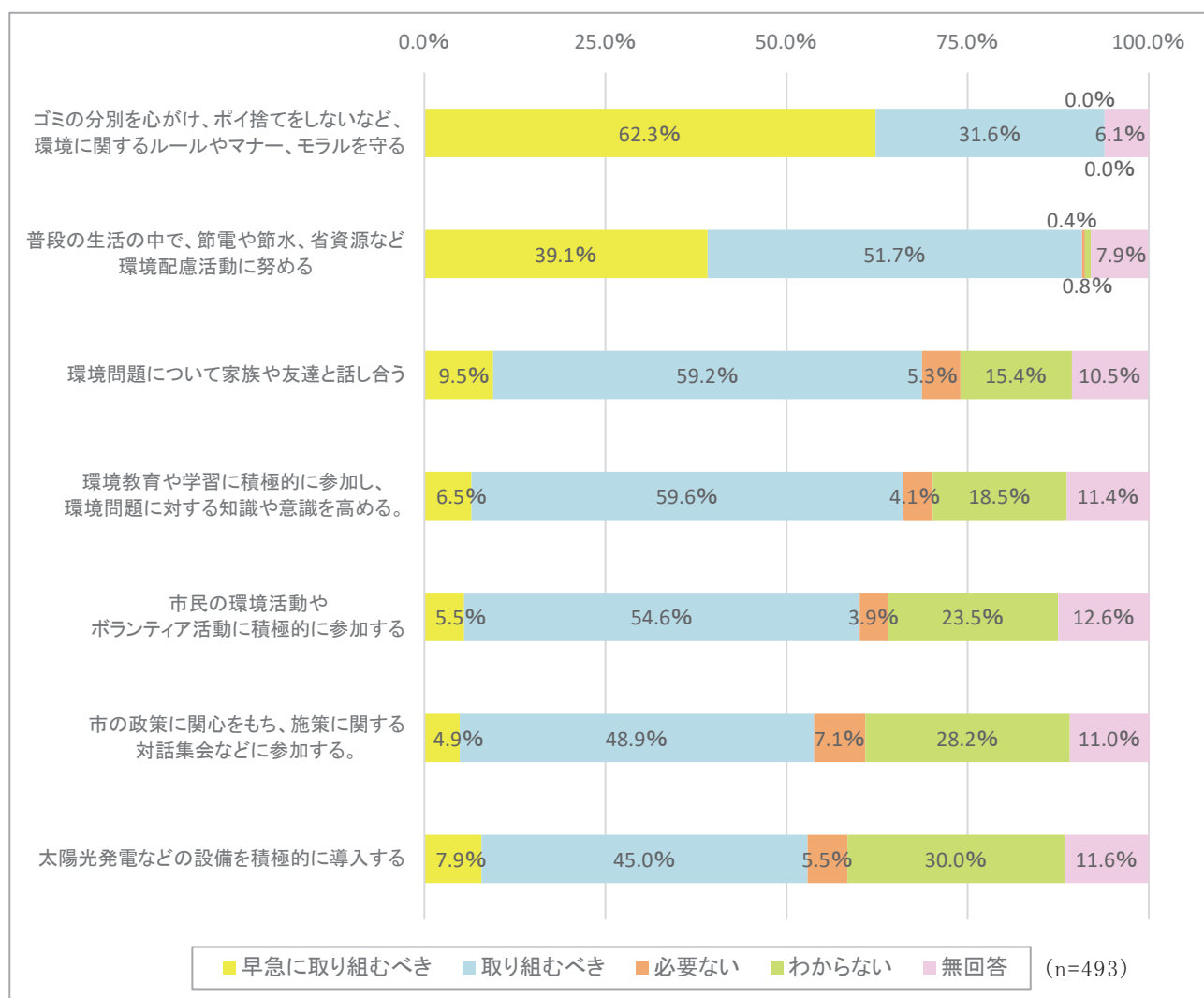
前回調査時は、豊かな自然環境に恵まれることを望んでいる傾向でありましたが、今回調査では、地球環境に優しいまちになってほしいと望んでいる人が多くなってきています。また、新たに追加設問した「SDGsの推進に基づく環境に優しいまち」については、なってほしいと考える人が比較的多いです。

問 5 - 2 市民自らが取り組むべきこと（今回調査）



「環境の理想像」を実現するために自らが取り組むべきこととして、「早急に取り組むべき」または「取り組むべき」との回答が最も多いのは「ごみの分別を心がけ、ポイ捨てをしないなどごみ排出に関するルール、マナー及びモラルを守る」で 95.7% となっており、次いで「普段の生活の中で、節電、節水及び省資源など資源を節約する活動に努める」（91.3%）、「クリーン作戦など、市民参加型の環境活動やボランティア活動に積極的に参加する」（74.7%）となっています。

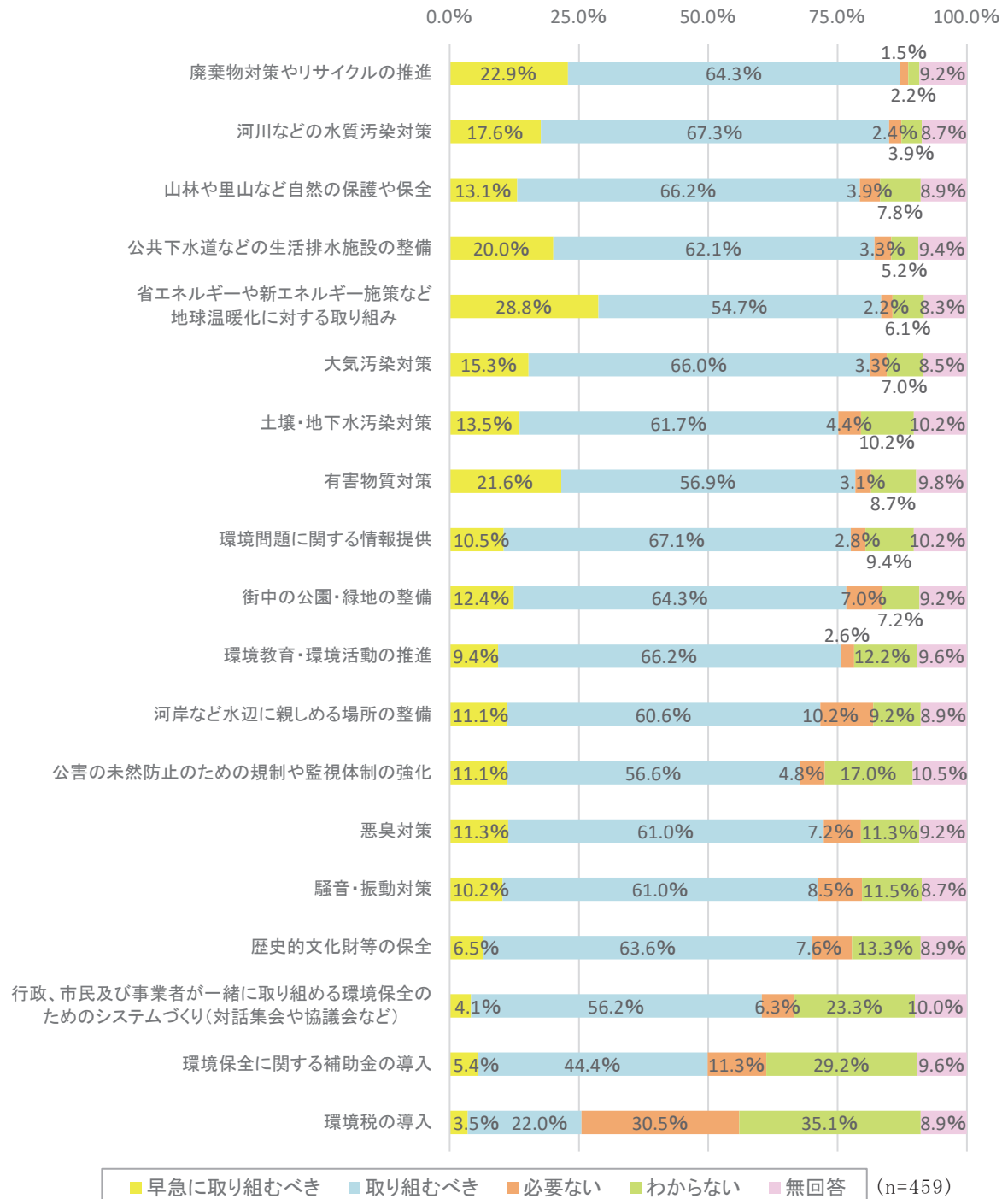
問 5－2 市民自らが取り組むべきこと（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

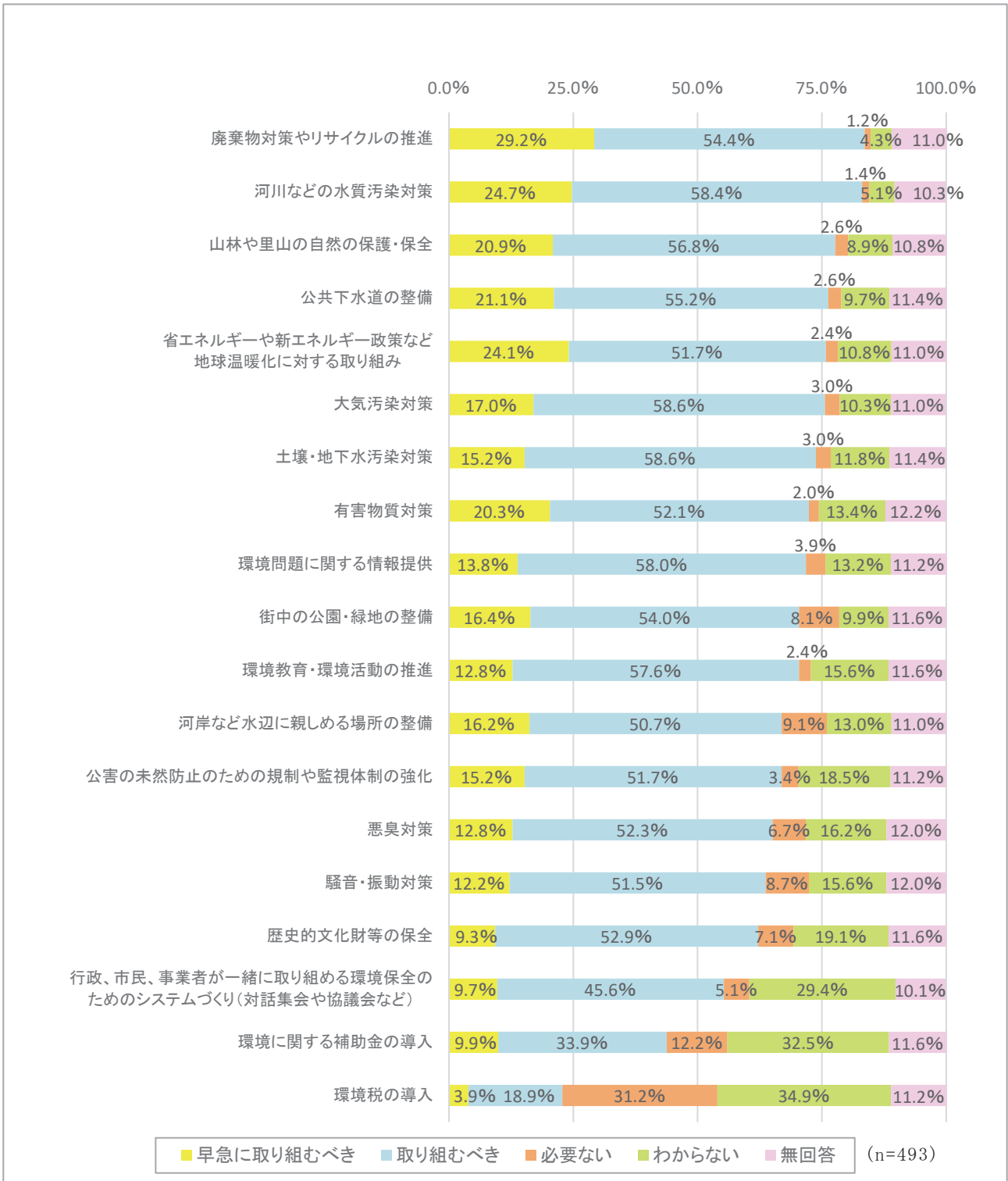
前回調査時と比較して、全体的に「早急に取り組むべき」と考えている人の割合が減少していますが、「早急に取り組むべき」と「取り組むべき」の割合の合計は増加しています。このことから、市民自ら環境の改善に取り組むという考えが定着していると考えられます。

問 5 - 3 行政に望むこと（今回調査）



「早急に取り組むべき」または「取り組むべき」との回答が最も多いのは、「廃棄物対策やリサイクルの推進」（８７．２％）であり、次いで「河川などの水質汚染対策」（８４．９％）、「地球温暖化に対する取り組み」（８３．５％）となっています。一方で、「環境税の導入」について「必要ない」または「わからない」の回答が多いことから、環境税の導入については消極的と考えられます。

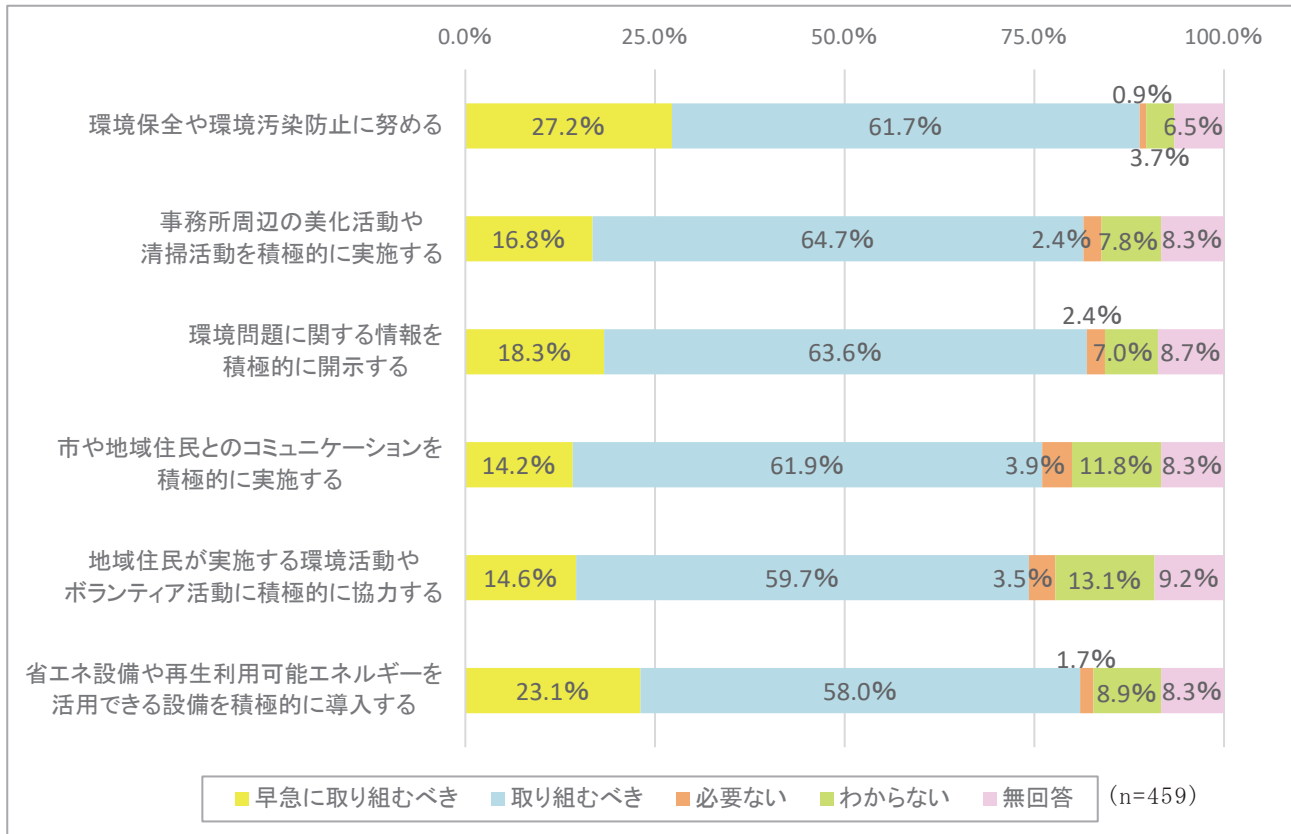
問 5 - 3 行政に望むこと（前回（平成 2 1 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

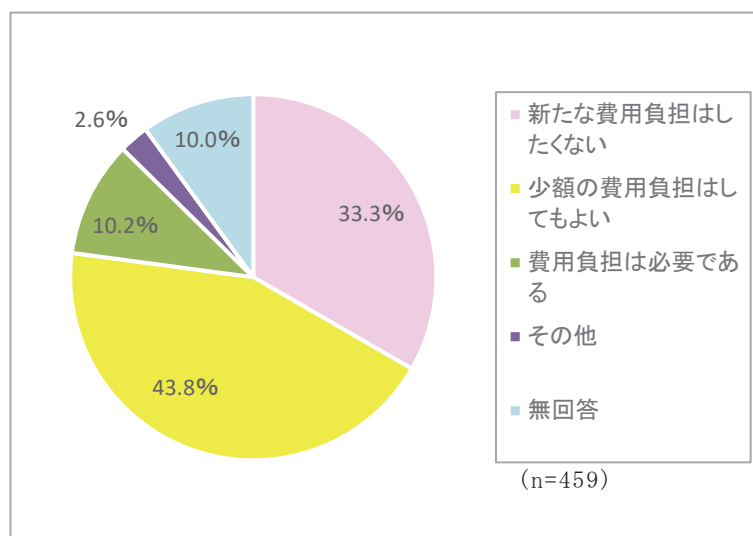
前回調査時と同様に、今回も地球環境や生活環境に関する項目に取り組むべきだと思う人が多い傾向です。

問 5 - 4 事業者に望むこと（今回調査）



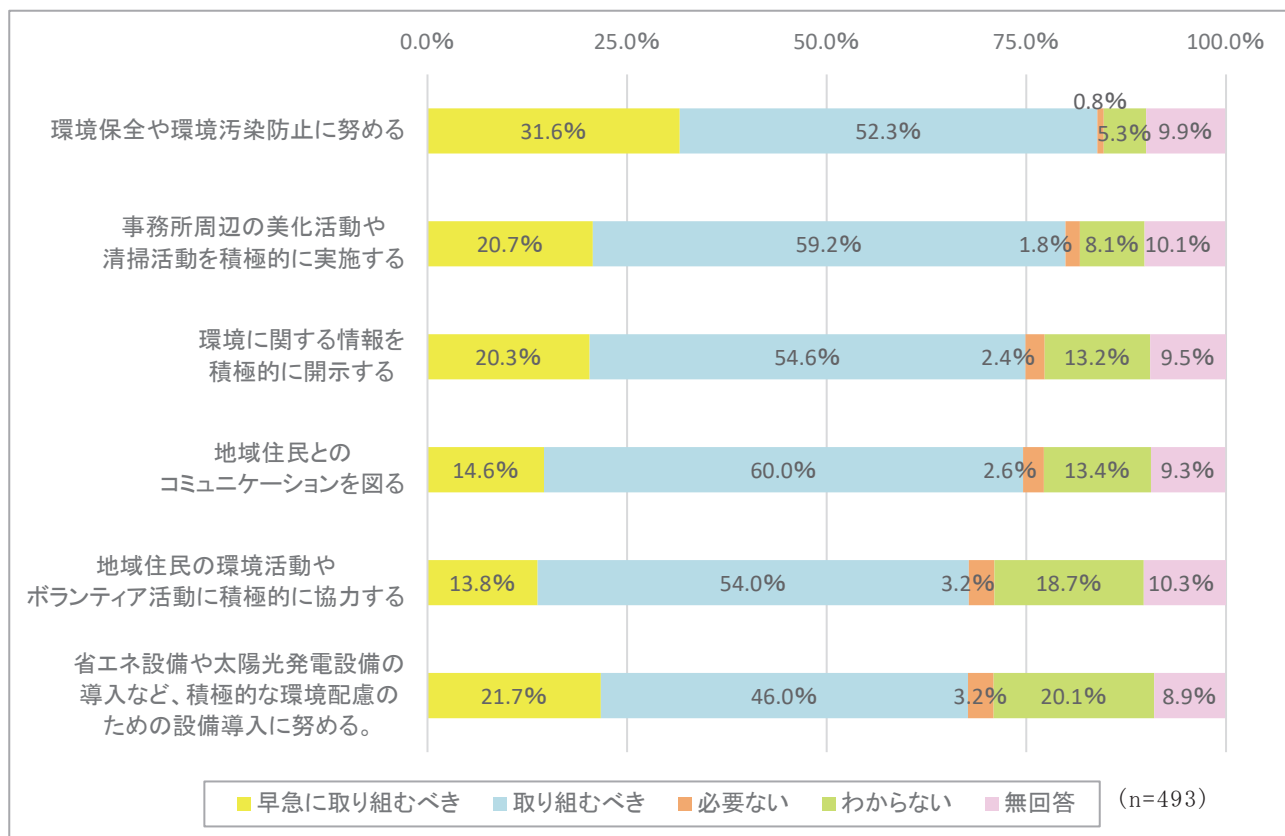
「早急に取り組むべき」と「取り組むべき」との合計が最も多いのは、「環境保全や環境汚染防止に努める」（８８．９％）であり、次いで「環境に関する情報を積極的に開示する」（８１．９％）、「事務所周辺の美化活動や清掃活動を積極的に実施する」（８１．５％）となっています。

問 5 - 5 費用負担（今回調査）



環境に関する費用の負担としては、「少額の費用負担はしてもよい」（４３．８％）と「費用負担は必要である」（１０．２％）の合計が約半数を占めており、多くの市民が環境のためには、ある程度の費用負担が必要であると考えていることが推察されます。

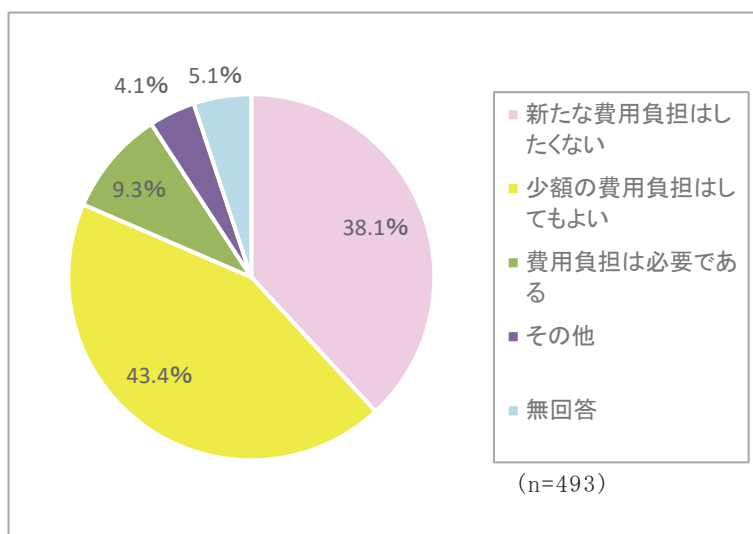
問 5 - 4 事業者に望むこと（前回（平成 21 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

前回調査時と比較して、事業者に取り組みを望むと思う人が多い傾向です。

問 5 - 5 費用負担（前回（平成 21 年）調査）

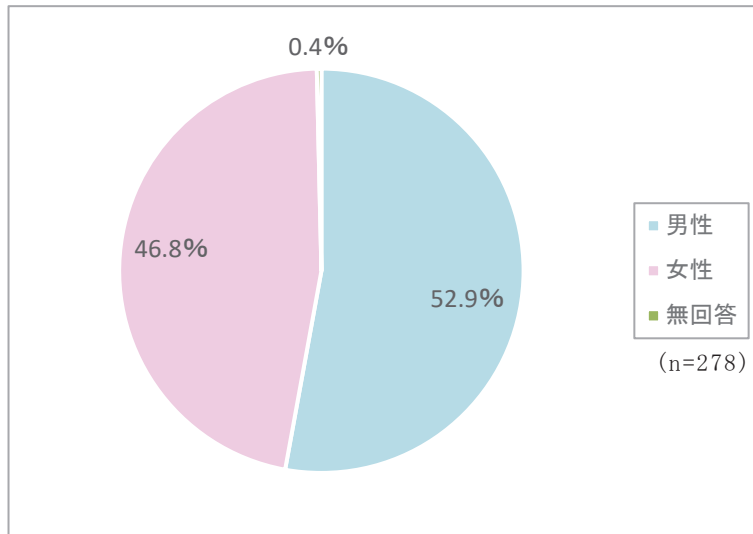


< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

前回調査時と比較して、市民が考える費用負担の傾向は前回と大きく変わっていません。

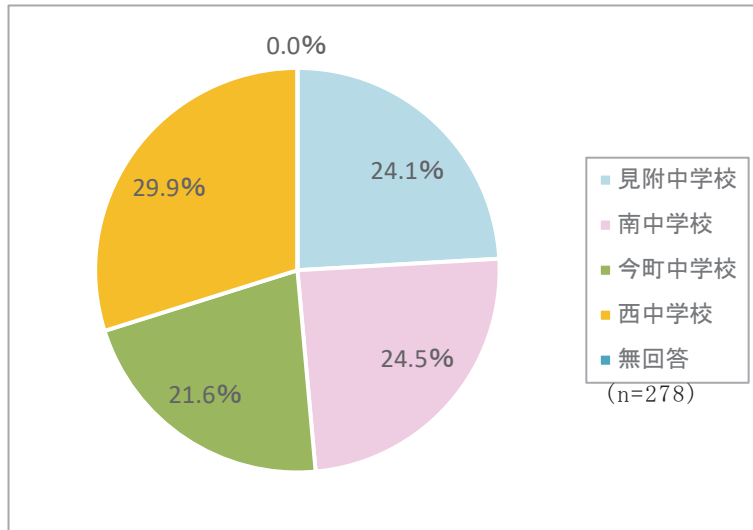
2) 中学生アンケート 調査結果

問 1 - 1 性別（今回調査）



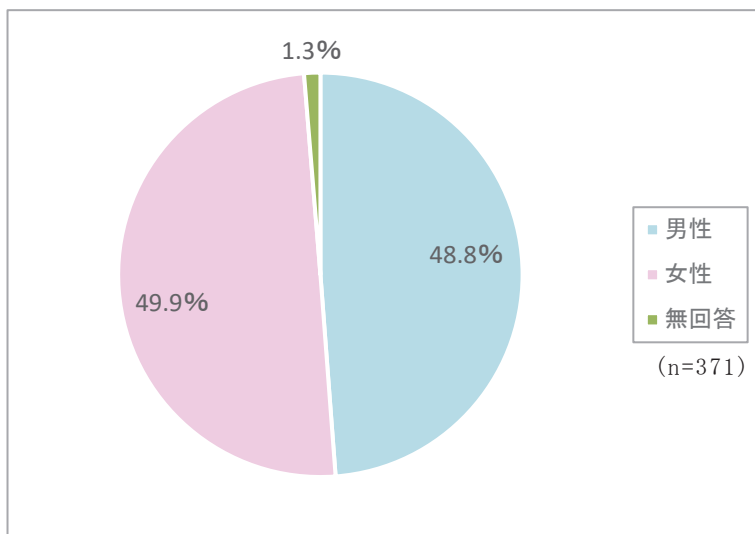
「男性」が52.9%、「女性」が46.8%、「無回答」が0.4%となっています。

問 1 - 2 中学校（今回調査）



「西中学校」が29.9%と最も高く、次いで「南中学校」（24.5%）、「見附中学校」（24.1%）、「今町中学校」（21.6%）の順となっています。

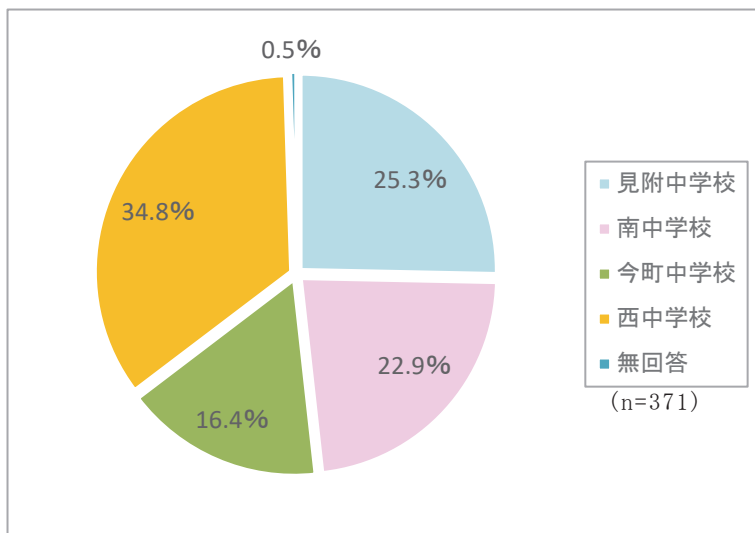
問 1 - 1 性別 (前回 (平成 21 年) 調査)



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、男性の割合が 4.1% 増加し、女性の割合が 3.1% 減少しています。

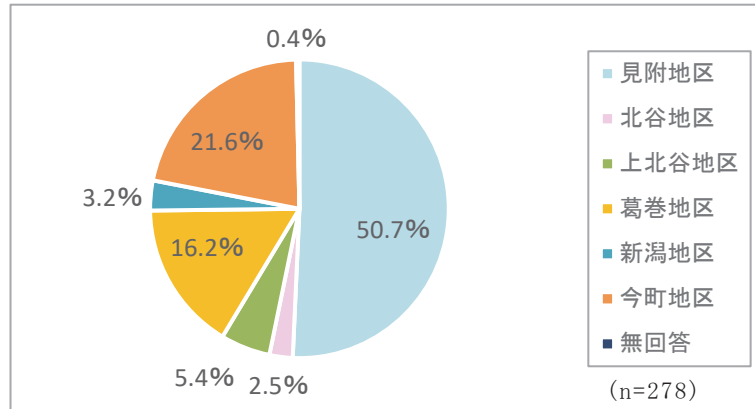
問 1 - 2 中学校 (前回 (平成 21 年) 調査)



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

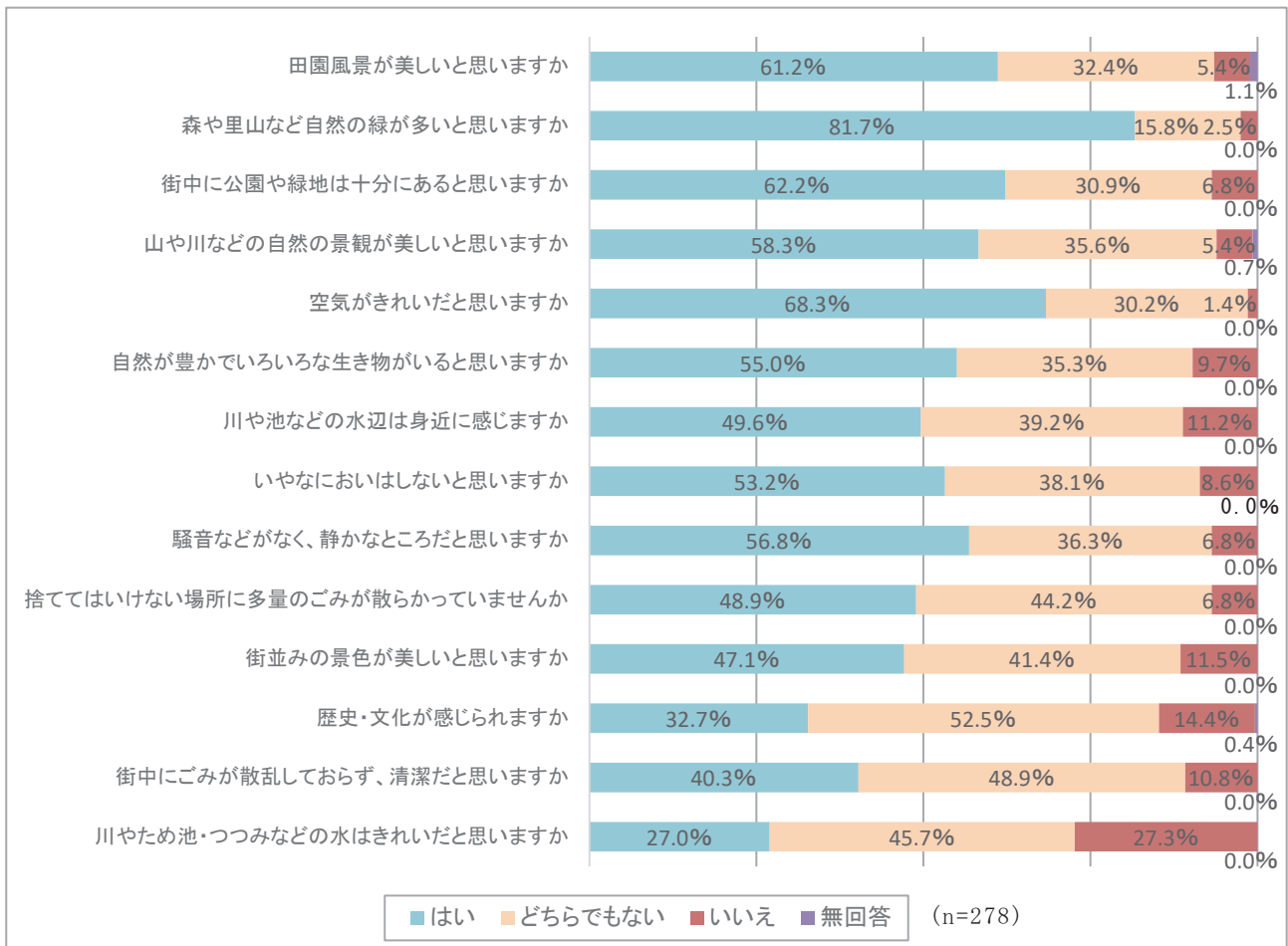
前回調査時と比較して、南中学校の割合が 1.6%、今町中学校の割合が 5.2% 増加し、見附中学校の割合が 1.2%、西中学校の割合が 4.9% 減少しています。

問 1 - 3 居住地域（今回調査）



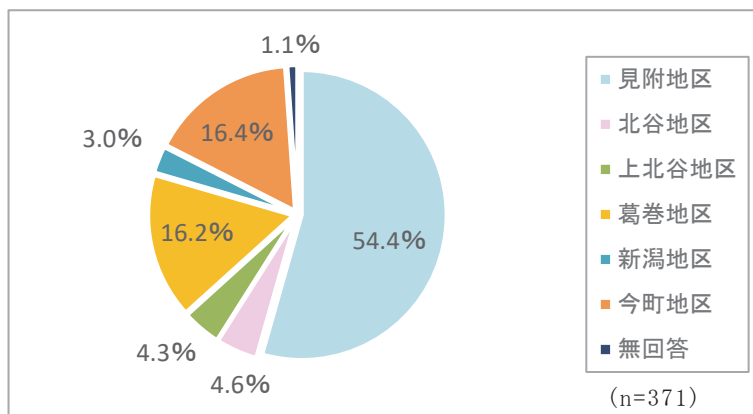
「見附地区」が 50.7% と半分以上を占め、次いで「今町地区」（21.6%）、「葛巻地区」（16.2%）となっております。

問 2 - 1 見附市の環境について（今回調査）



「はい」と回答した人は、「自然の緑が多い」（81.7%）、「空気がきれい」（68.3%）が多いことから多くの中学生が、緑が豊かで空気がきれいと感じていることが推察されます。一方、「川やため池・つつみなどの水がきれいである」については、「はい」（27.0%）よりも「いいえ」（27.3%）が多いことから、川やため池などの水質汚濁などが課題として考えられます。

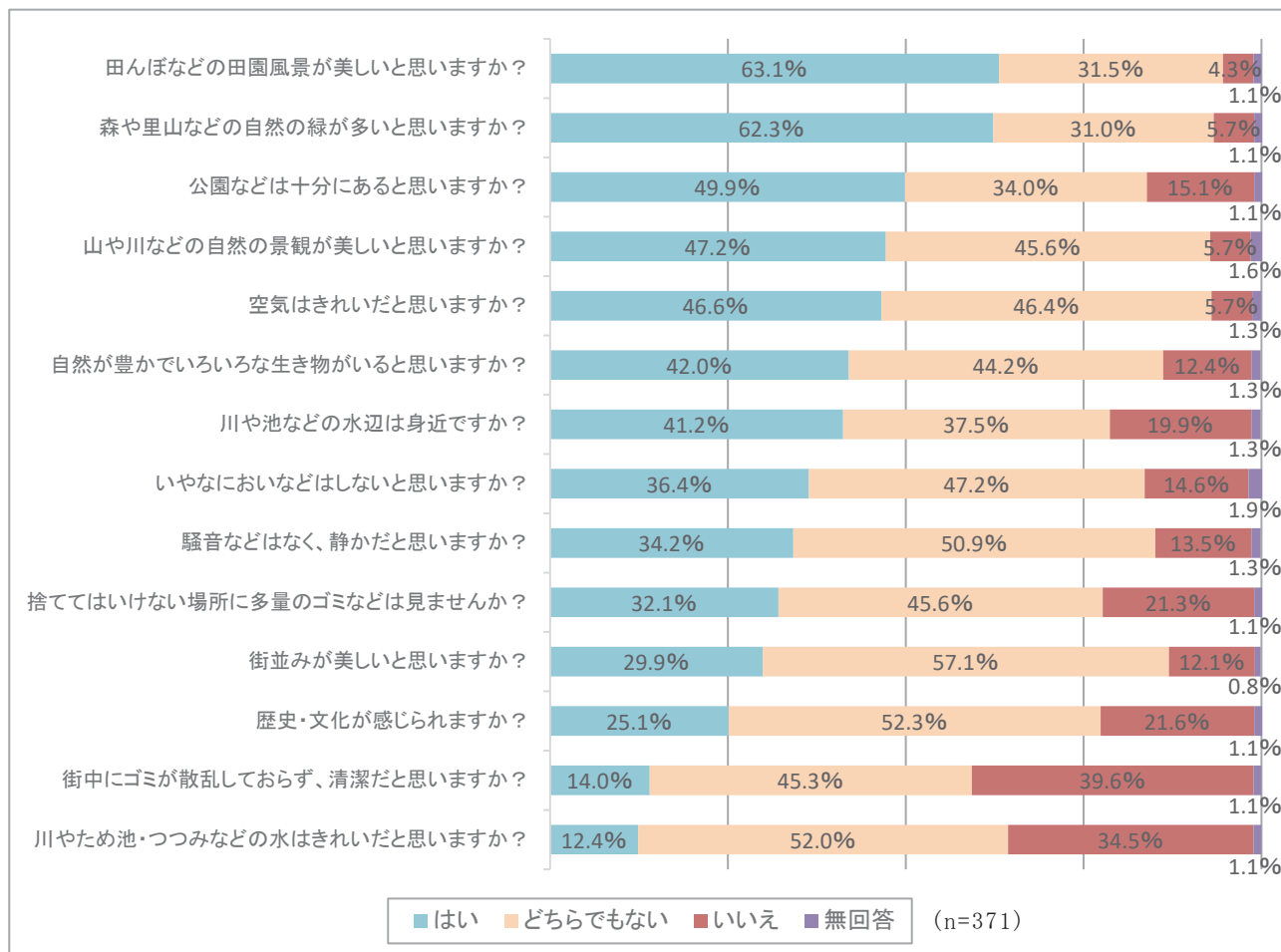
問 1 - 3 居住地域（前回（平成 2 1 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

前回調査時と比較して、見附市の北西に位置する地区（見附、今町）の割合が大きく増加し、南東に位置する地区（北谷、新潟）の割合が減少しています。

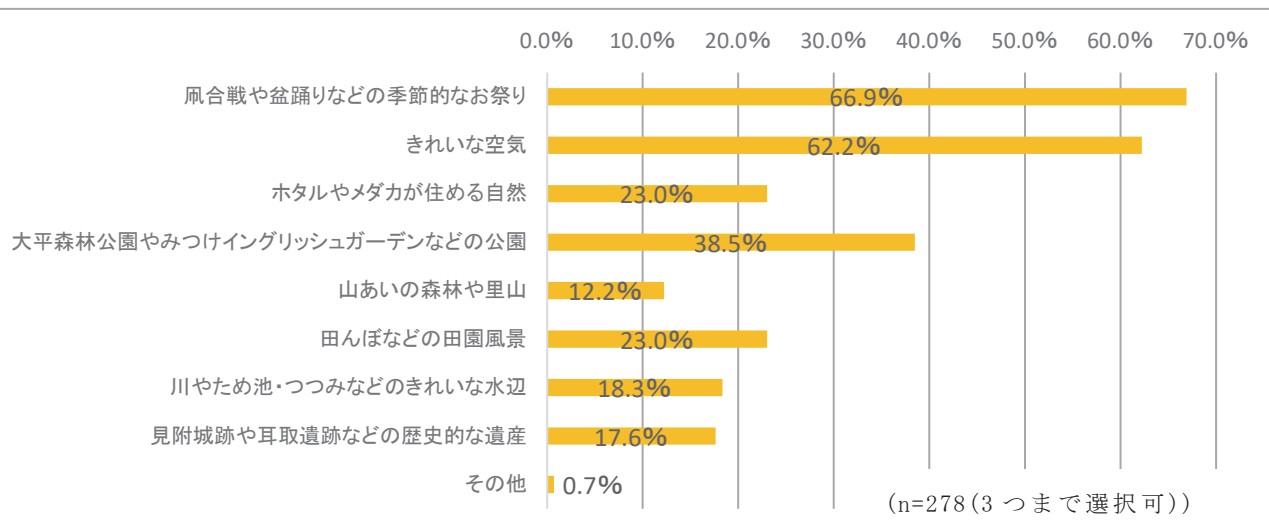
問 2 - 1 見附市の環境について（前回（平成 2 1 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

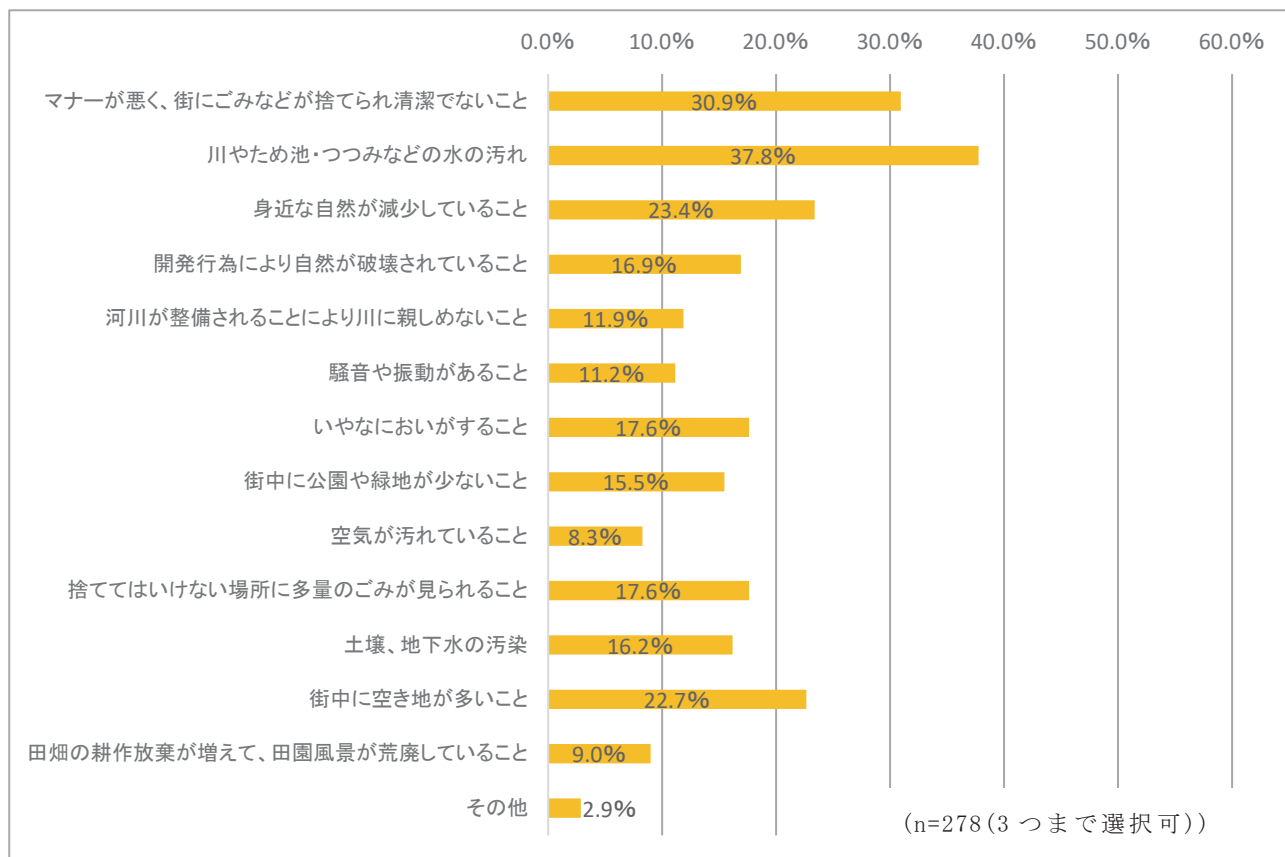
全体的な傾向として、身近な環境の様子は良いと感じている人の割合が多くなったと考えられます。一方、『川やため池・つつみなどの水はきれい』については「いいえ」の減少率が少なく、依然として課題として考えられます。

問 2 - 2 見附市の環境で良いところ、大人になっても残しておきたいところ（今回調査）



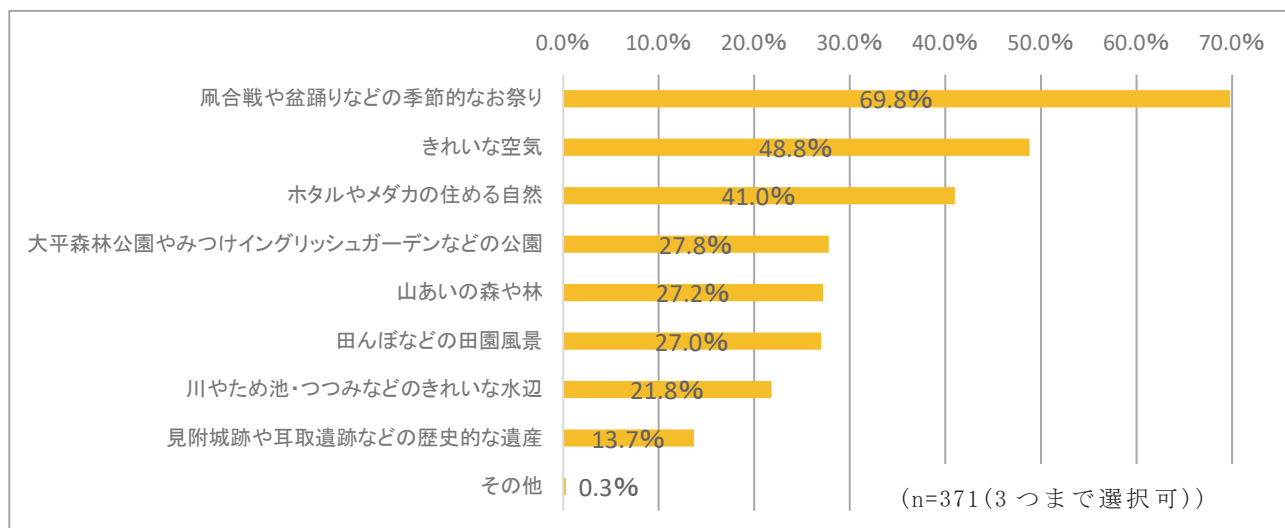
未来に残したい良いところについては、「凧合戦や盆踊りなどの季節的なお祭り」（66.9%）が最も高く、次いで「きれいな空気」（62.2%）、「大平森林公園やみつけイングリッシュガーデンなどの公園」（38.5%）、の順で多くなっています。

問 2 - 3 見附市の環境で改善したいところ、良くしたいところ（今回調査）



改善したいところについては、「川やため池・つつみなどの水の汚れ」（37.8%）が最も多く、次いで「街にごみなどが捨てられ清潔でないこと」（30.9%）が多くなっており、身近な環境の汚れの改善が望まれています。

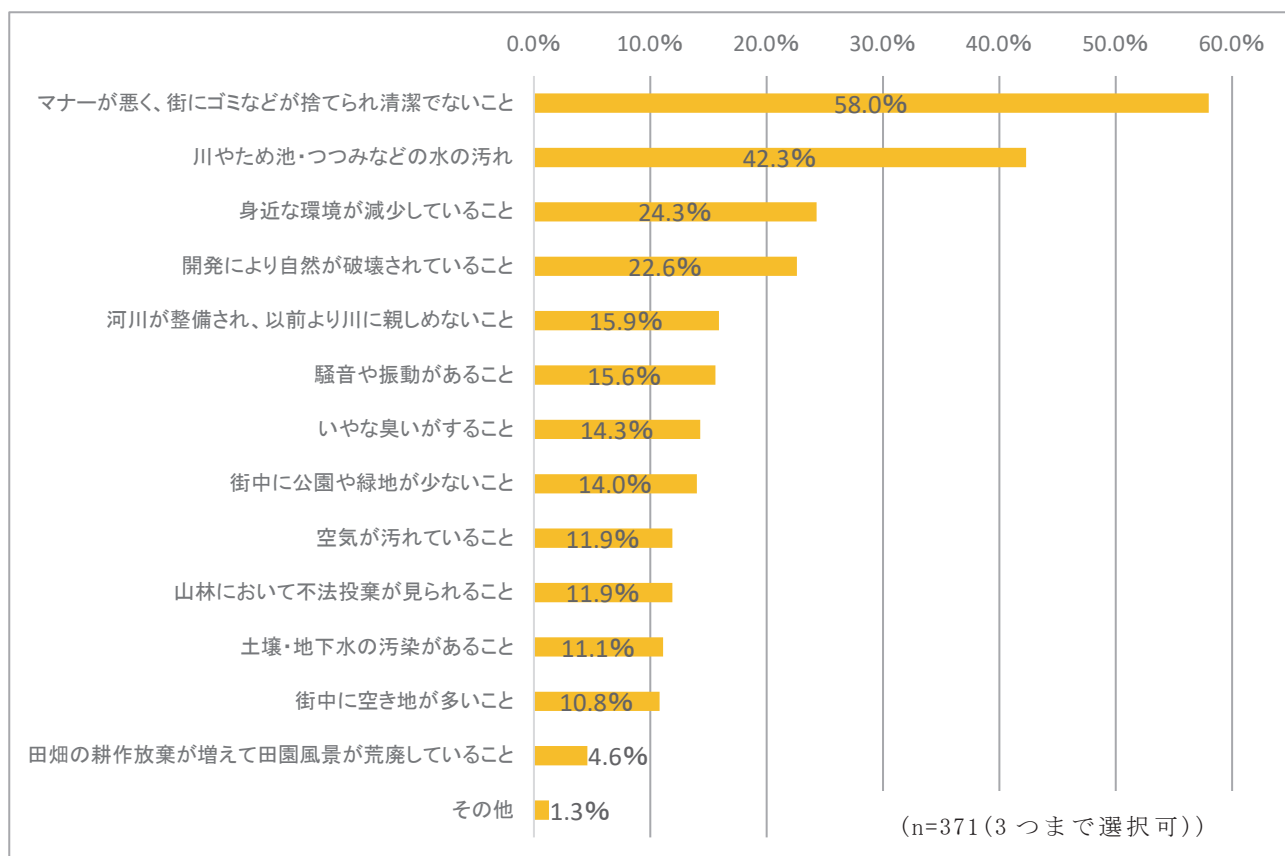
問 2－2 見附市の環境で良いところ、大人になっても残しておきたいところ（前回（平成 21 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

前回調査と同様に、快適環境に関する項目を優先的に残したいという傾向にあります。

問 2－3 見附市の環境で改善したいところ、良くしたいところ（前回（平成 21 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

前回調査は、生活環境を改善することに重点が置かれていましたが、今回調査は、現在問題となっている空き地や耕作放棄地等、土地利用状況を改善したいという意見が増加しています。

問 3 - 1 環境問題への関心（今回調査）

1 章
計画の基本的事項

2 章
見附市の環境特性と課題

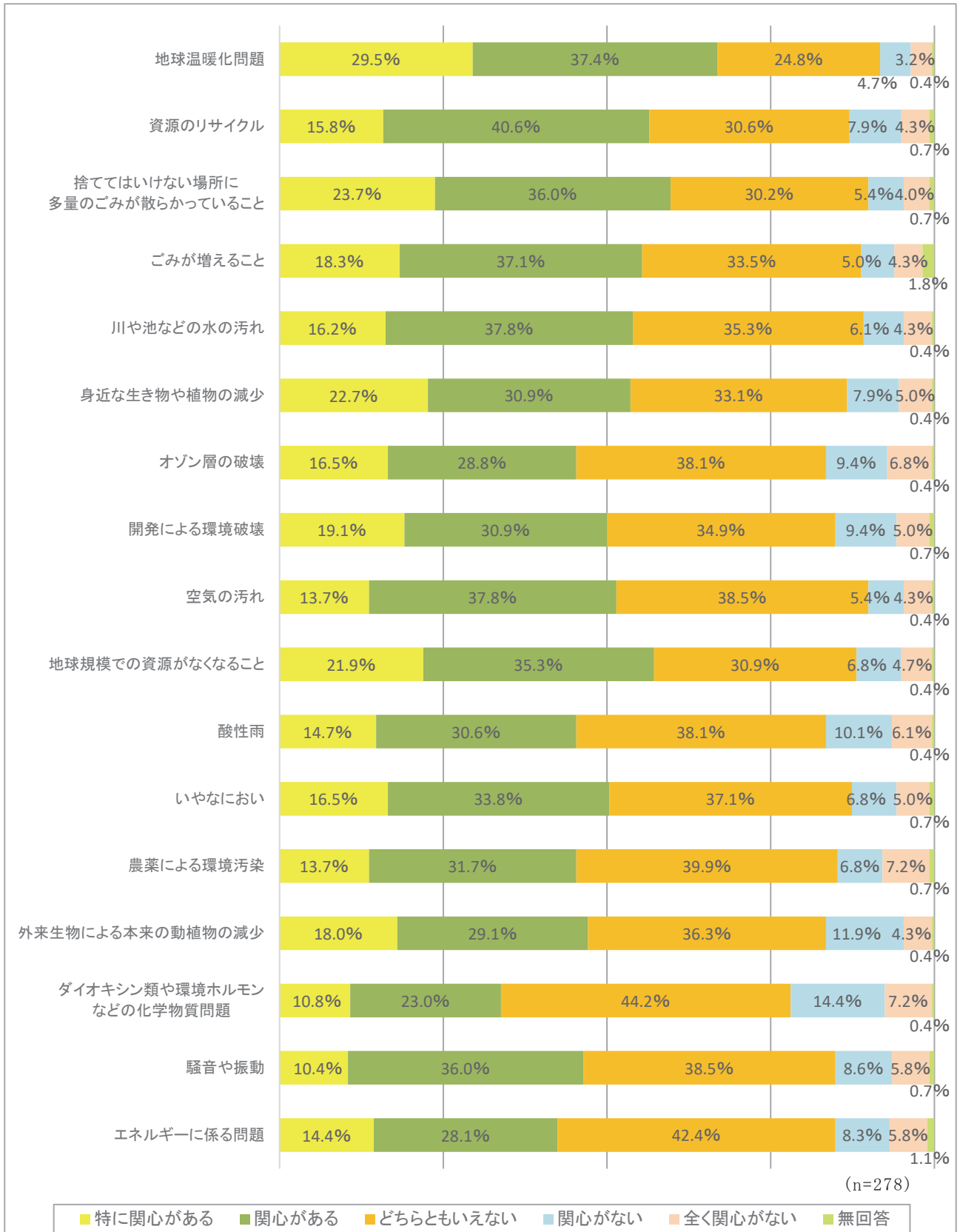
3 章
計画の目標

4 章
施策の体系と展開

5 章
環境に配慮するための指針

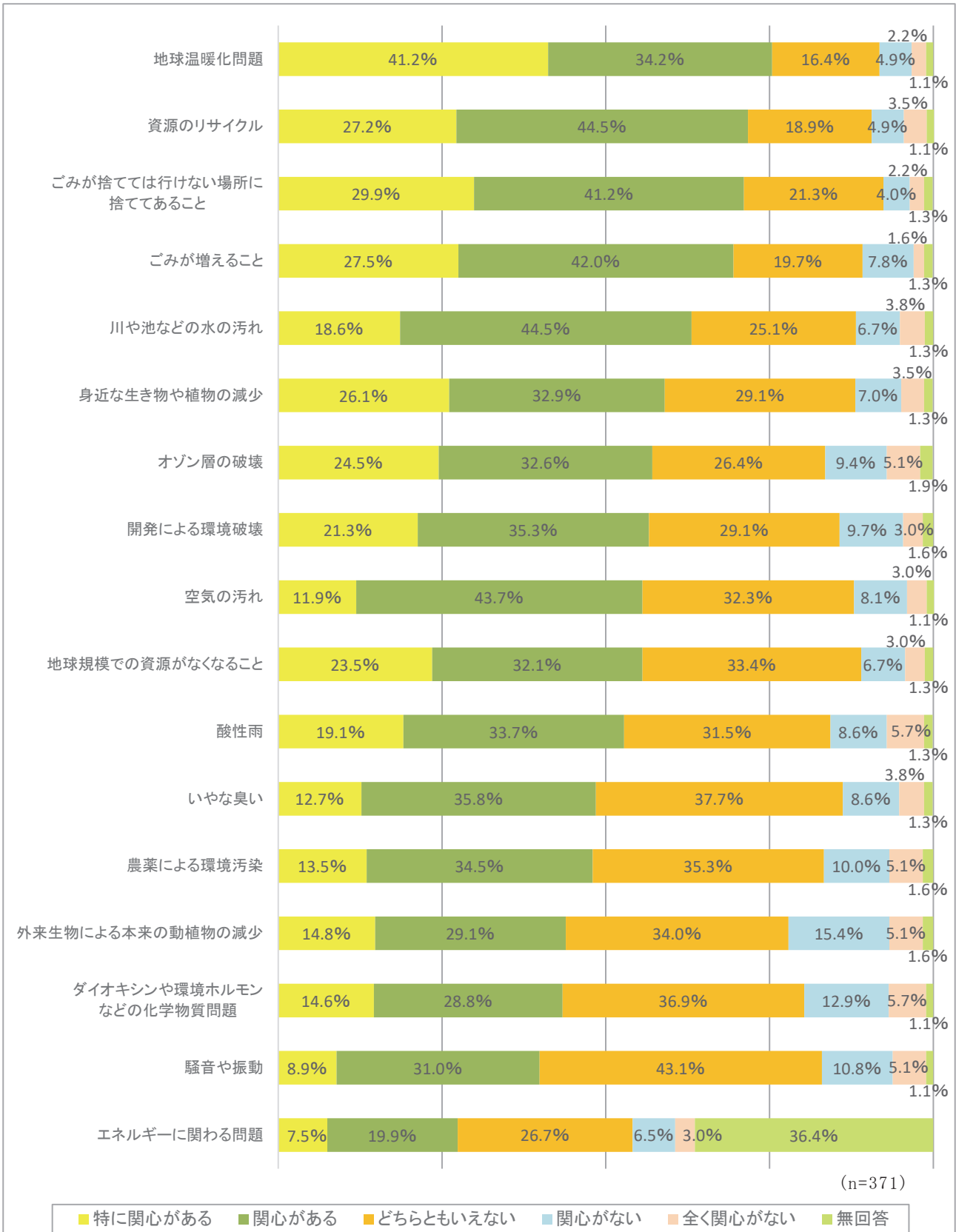
6 章
計画の推進

資料編



「特に興味がある」と「関心がある」の合計では、「地球温暖化」（66.9%）が最も高く、次いで「多量のごみの散らかり」（59.7%）、「地球規模での資源がなくなること」（57.2%）、「資源のリサイクル」（56.4%）となっており、地球環境に関係する問題やごみ・リサイクルに関する問題について関心が高いことがうかがえます。

問 3 - 1 環境問題への関心（前回（平成 2 1 年）調査）



＜今回調査と前回調査を比較したコメント＞

前回調査時と比較して、全体的に「特に関心がある」の割合は減少していますが、「関心がある」を加えるとほとんどの項目で50%を前後となり、依然として全般的に環境問題への関心が高くなってきています。

1 章
計画の基本的事項

2 章
見附市の環境特性と課題

3 章
計画の目標

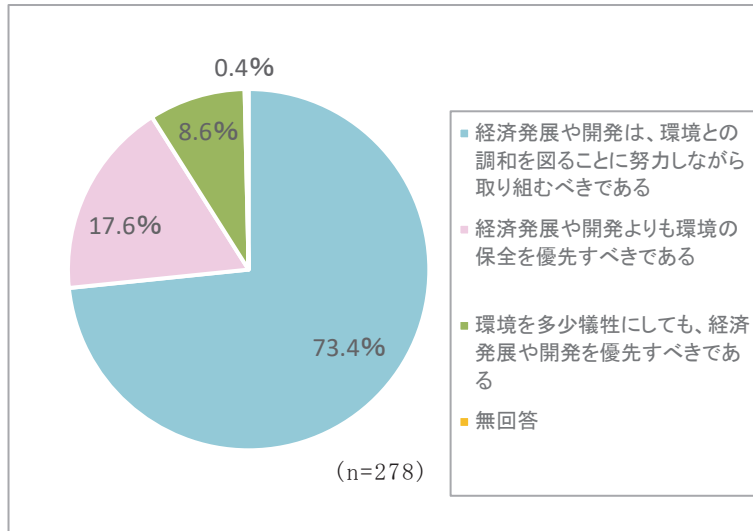
4 章
施策の体系と展開

5 章
環境に配慮するための指針

6 章
計画の推進

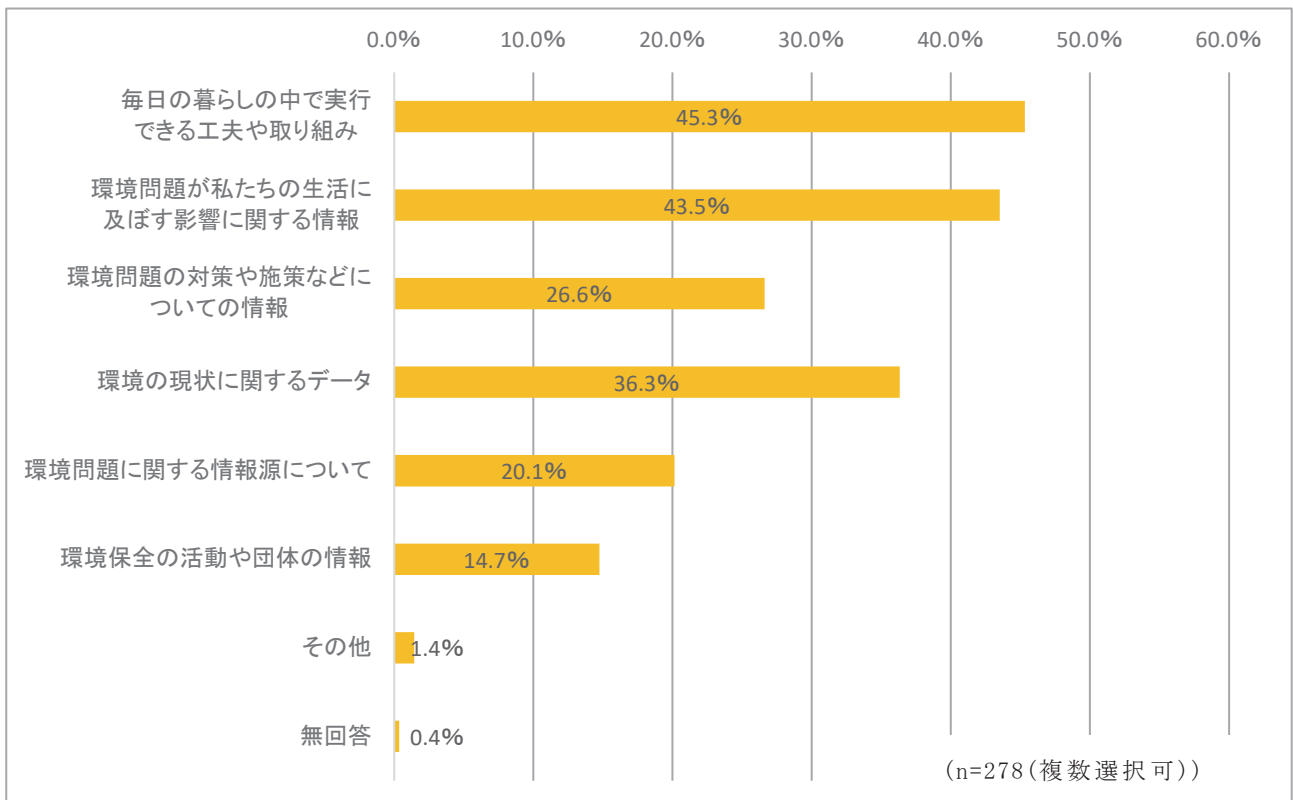
資料編

問 3 - 2 環境の保全と経済発展や開発との関係（今回調査）



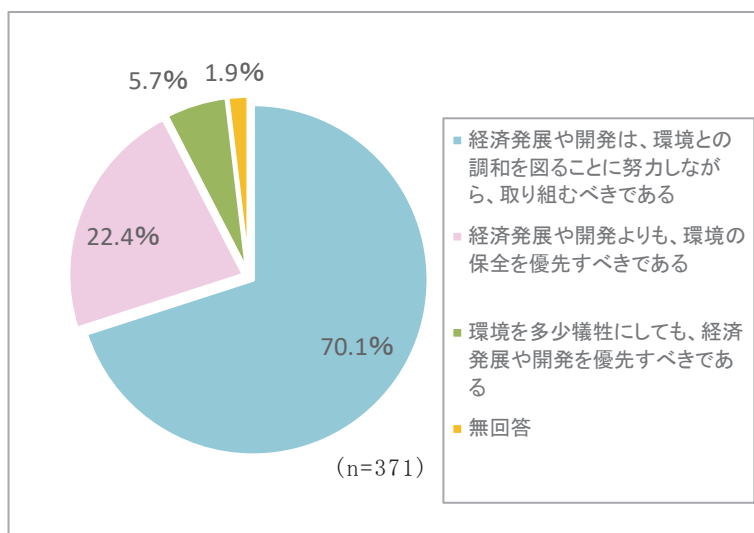
「経済発展や開発は、環境との調和を図ることに努力しながら、取り組むべきである」が 73.4%、「経済発展や開発よりも、環境の保全を優先すべきである」が 17.6% であることから、多くの中学生が環境の保全の重要性を感じていることがわかります。

問 3 - 3 不足していると思う情報（今回調査）



環境を知る上で不足している情報として、「毎日の暮らしの中で実行できる工夫や取り組み」が 45.3% と最も多く、次いで「環境問題が私たちの生活に及ぼす影響」が 43.5% となっています。環境問題への関心は高いことから、具体的な方法や情報の伝達が課題として考えられます。

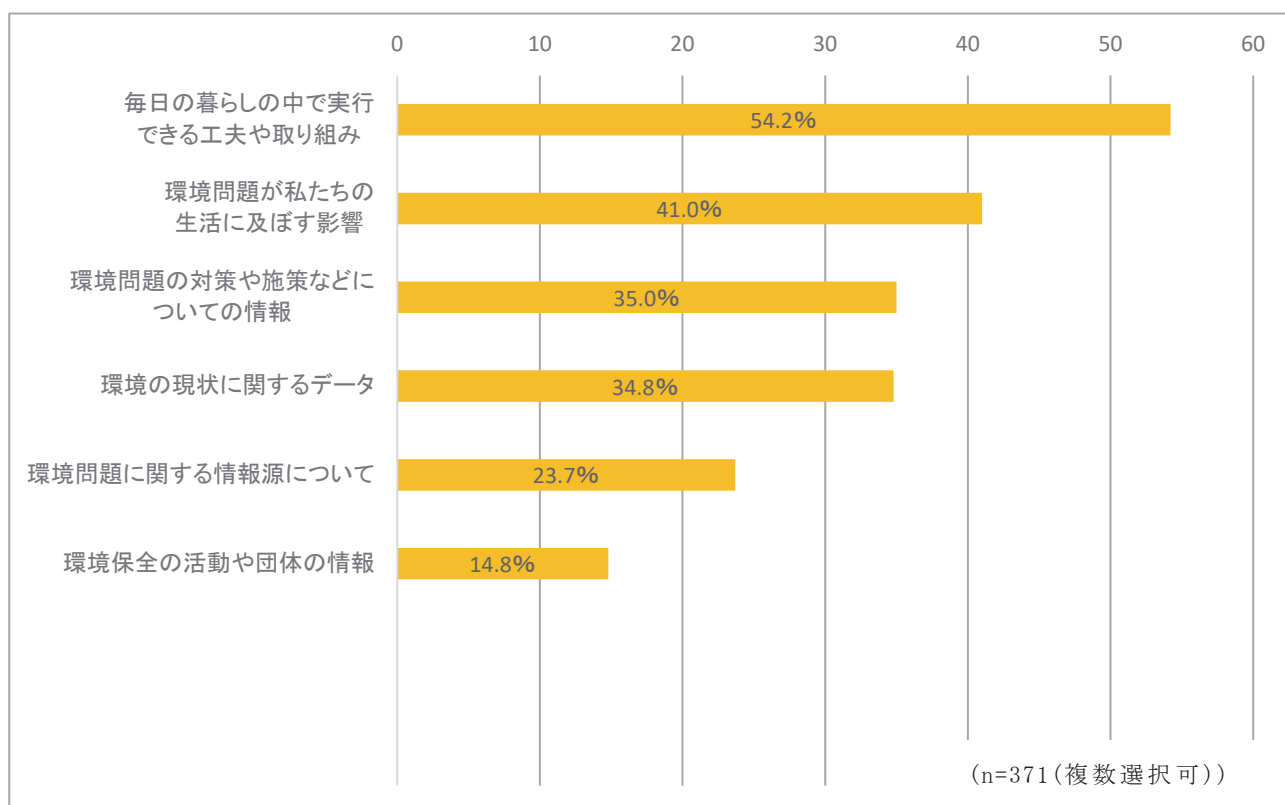
問 3 - 2 環境の保全と経済発展や開発との関係（前回（平成 2 1 年）調査）



＜今回調査と前回調査を比較したコメント＞

前回調査時と比較して、環境の保全と経済発展や開発との関係の傾向は、大きく変わっておらず、依然として多くの中学生が環境の保全の重要性を感じている。

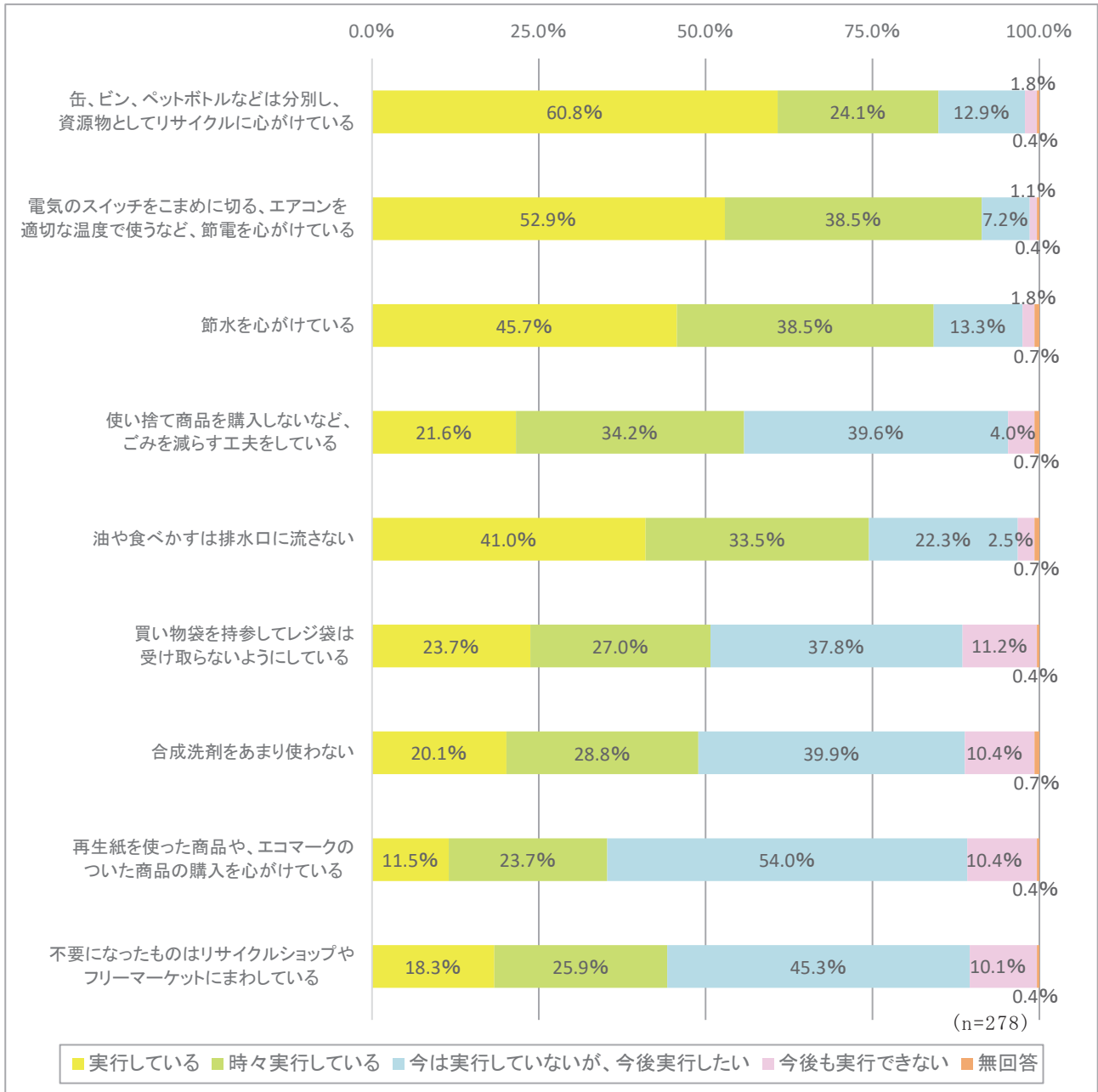
問 3 - 3 不足していると思う情報（前回（平成 2 1 年）調査）



＜今回調査と前回調査を比較したコメント＞

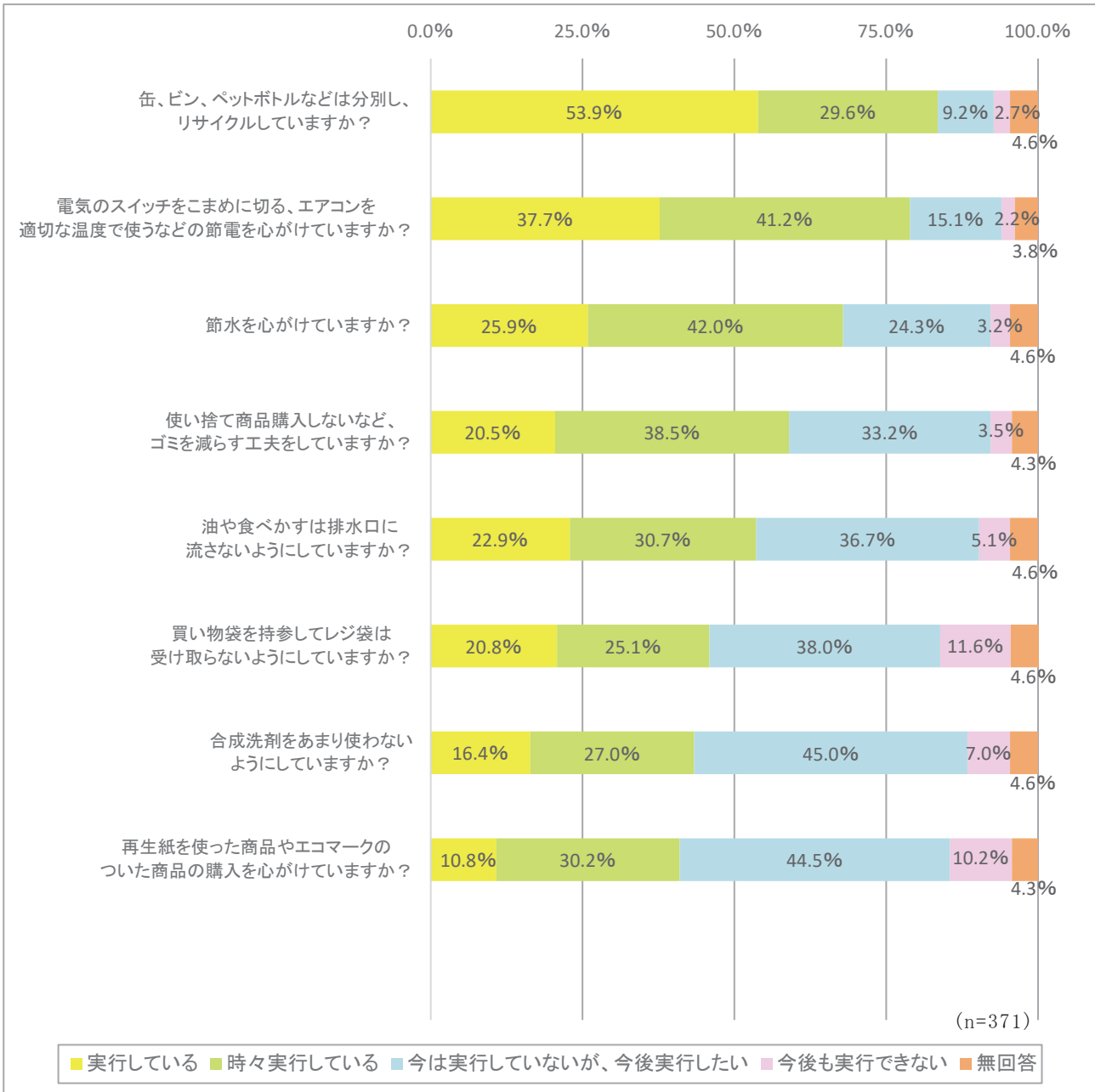
前回調査時と比較して、「毎日の暮らしの中で実行できる工夫や取り組み」と「環境問題の対策や施策などについての情報」については比較的不足感が解消されていますが、それ以外の情報についてはあまり変化しておらず、依然として情報が不足していると感じている傾向があります。

問 4 - 1 環境への配慮（今回調査）



「実行している」の回答が多い環境への配慮は、「缶、ビン、ペットボトルなどは分別し、資源物としてリサイクルに心がけている」（60.8%）が最も高く、次いで「電気のスイッチをこまめに切る、エアコンを適切な温度で使うなど、節電を心がけている」（52.9%）、「節水を心がけている」（45.7%）となっています。

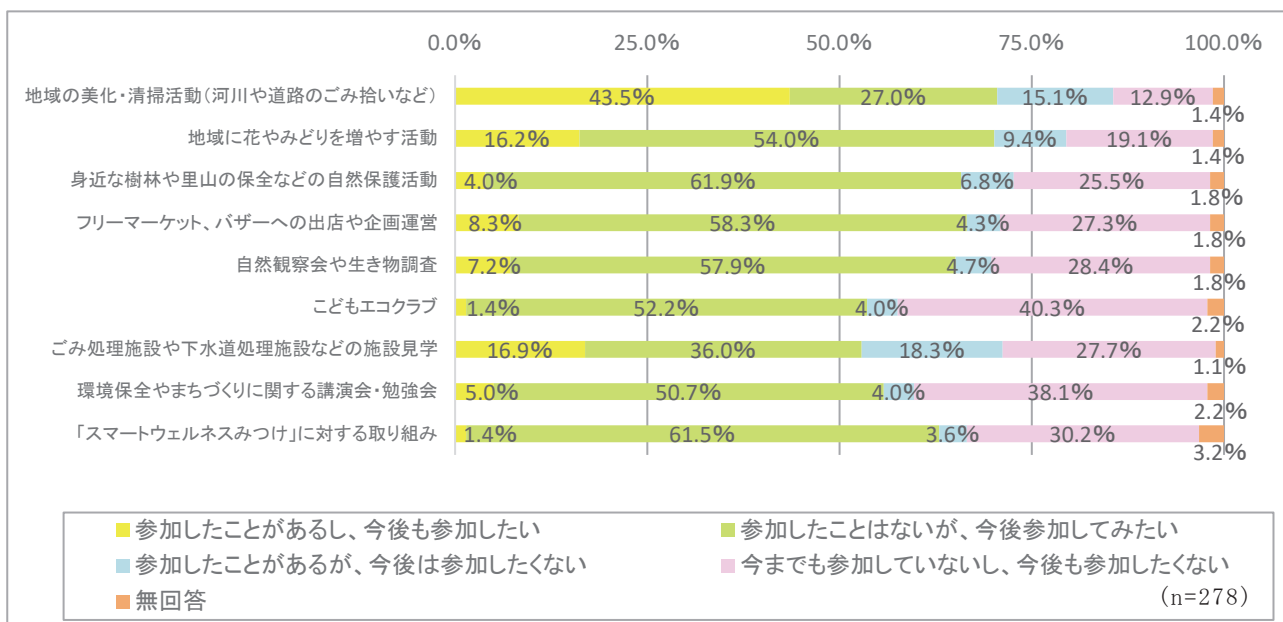
問 4－1 環境への配慮（前回（平成 21 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

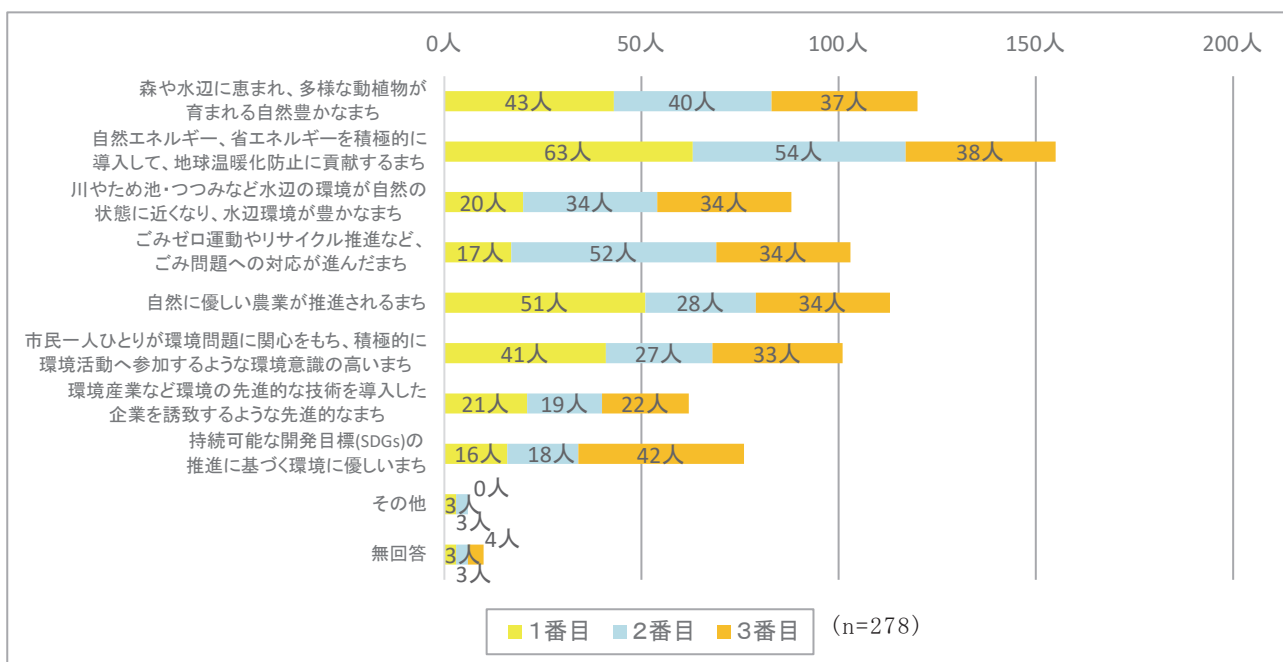
前回調査時と比較して、環境活動に関して実行している割合が全体的に増加傾向にあります。

問 4 - 2 環境学習等への参加状況（今回調査）



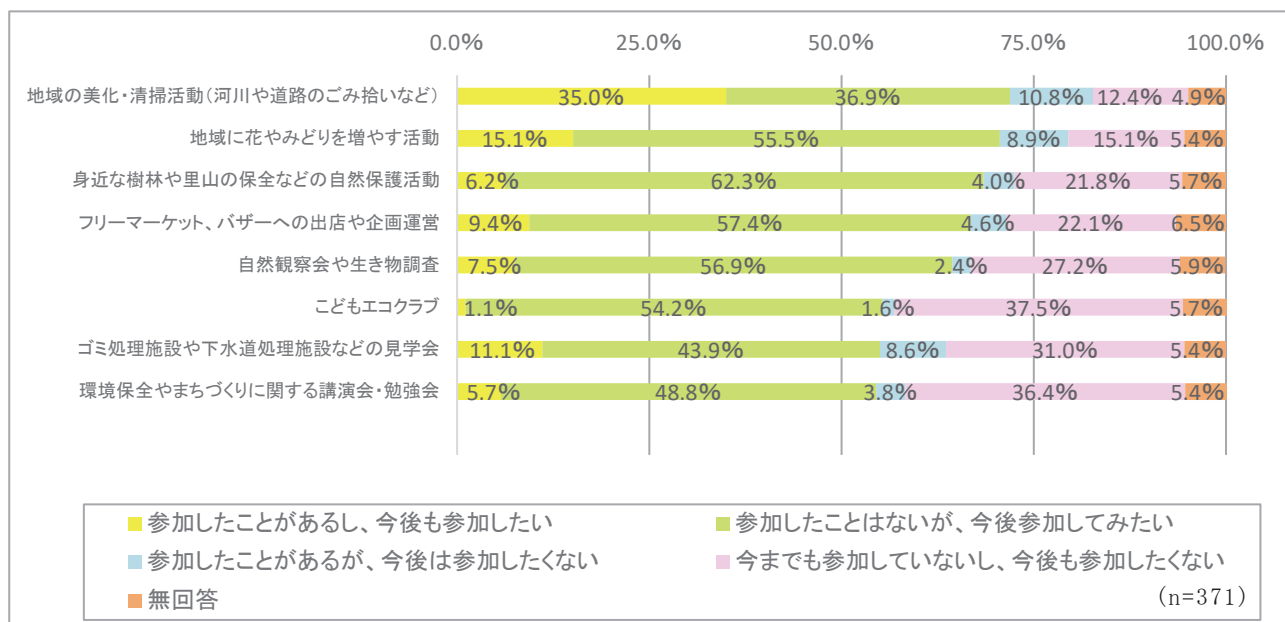
「参加したことがあるし、今後も参加したい」環境学習・環境保全活動は、「地域の美化・清掃活動（河川や道路のごみ拾いなど）」（43.5%）が最も高く、次いで「ごみ処理施設や下水道処理施設などの施設見学」（16.9%）、「地域に花やみどりを増やす活動」（16.2%）、となっています。

問 5 - 1 見附市の環境の理想像（今回調査）



見附市の環境の理想像について、1番目～3番目までを合わせて「自然エネルギー、省エネルギーを積極的に導入して、地球温暖化防止に貢献するまち」が155人と最も多く、次いで「森や水辺に恵まれ、多様な動植物が育まれる自然豊かなまち」（120人）、「自然に優しい農業が推進されるまち」（113人）の順で多くなっています。このことから、地球環境や自然環境に配慮したまちになることを望んでいることがわかります。

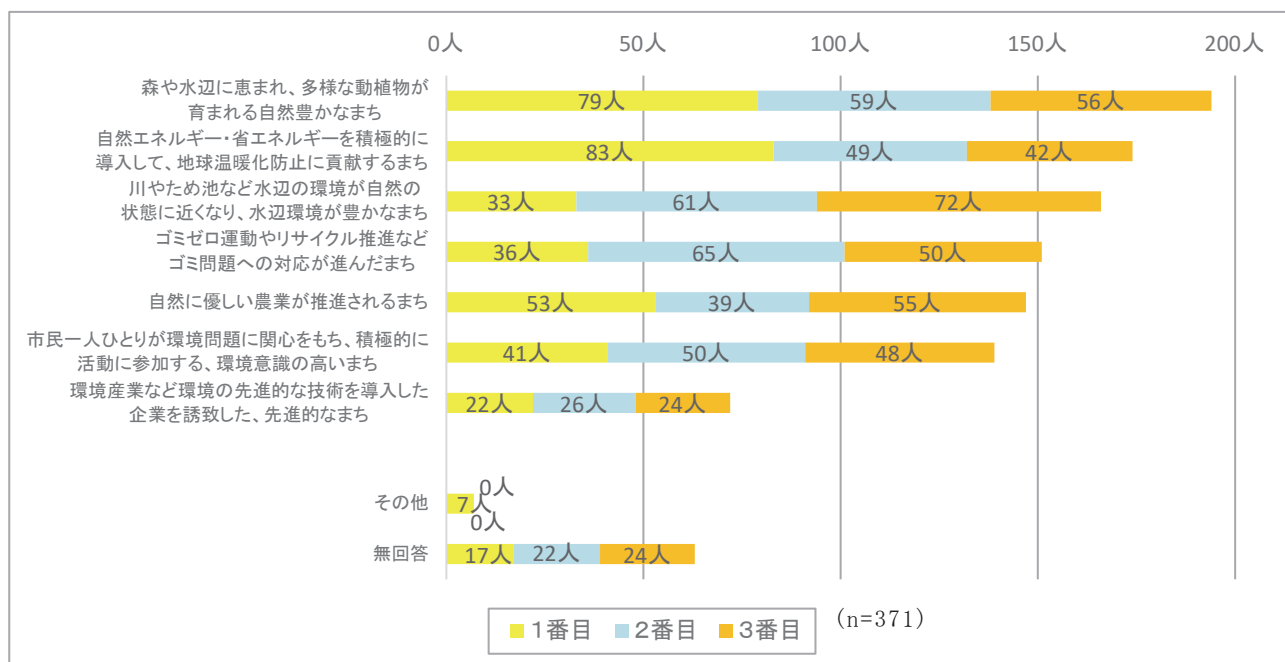
問 4－2 環境学習等への参加状況（前回（平成21年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、環境学習等への参加状況に大きな変化は生じていません。また、新たに追加設問した『「スマートウェルネスみつけ」に対する取り組み』については、「今後も参加したい」と「今後参加してみたい」の合計の割合が比較的多いです。

問 5－1 見附市の環境の理想像（前回（平成21年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時は、豊かな自然環境に恵まれることを望んでいる傾向でありましたが、今回調査では、そのことに加え、地球環境に優しいまちになってほしいと望んでいる人が多くなってきています。また、新たに追加設問した「SDGsの推進に基づく環境に優しいまち」については、なしてほしいと考える人が他の設問に比較してそれほど多くないです。

問 5 - 2 自分自身で実行しなければならないと思うこと（今回調査）

1 章
計画の基本的事項

2 章
見附市の環境特性と課題

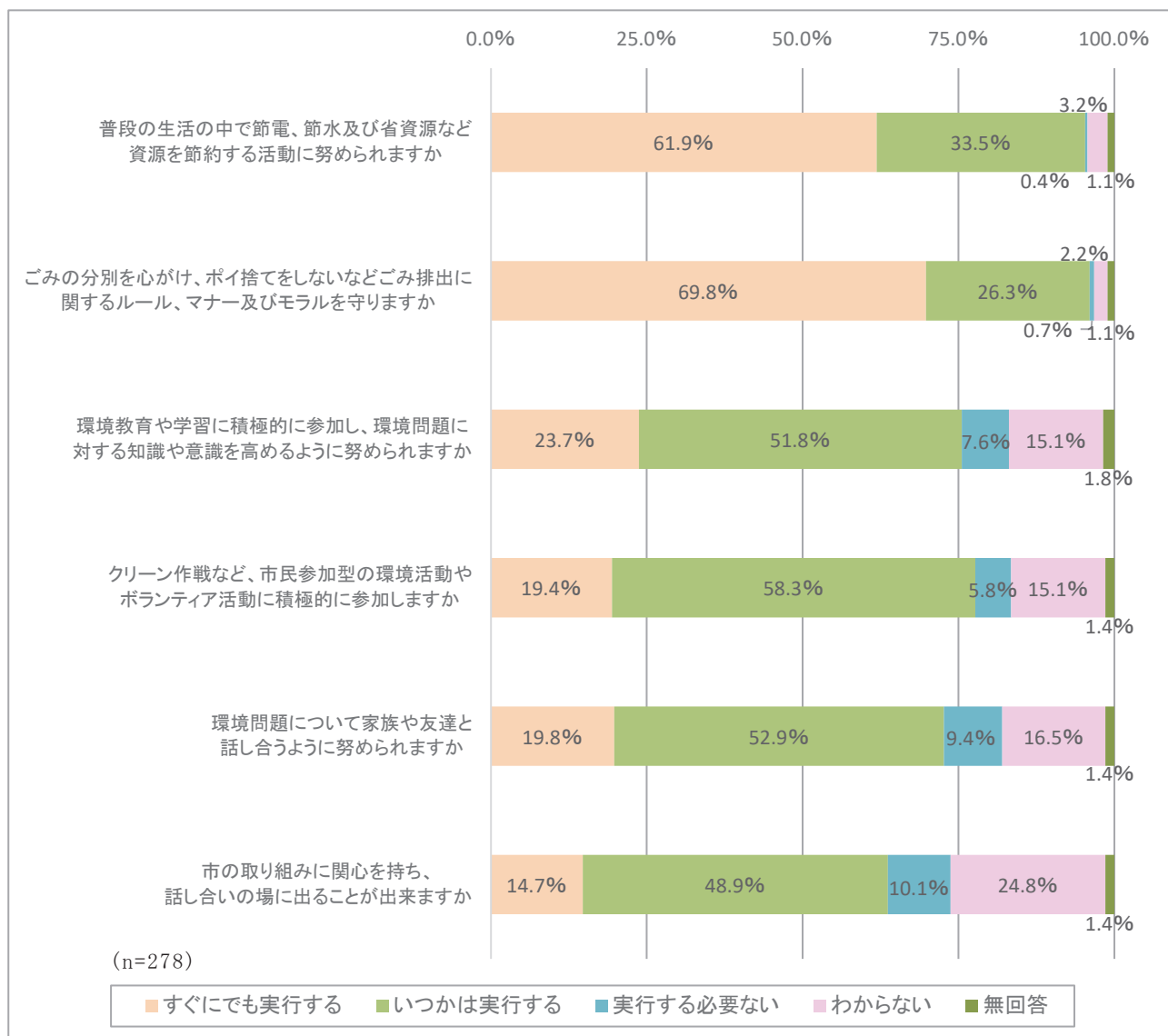
3 章
計画の目標

4 章
施策の体系と展開

5 章
環境に配慮するための指針

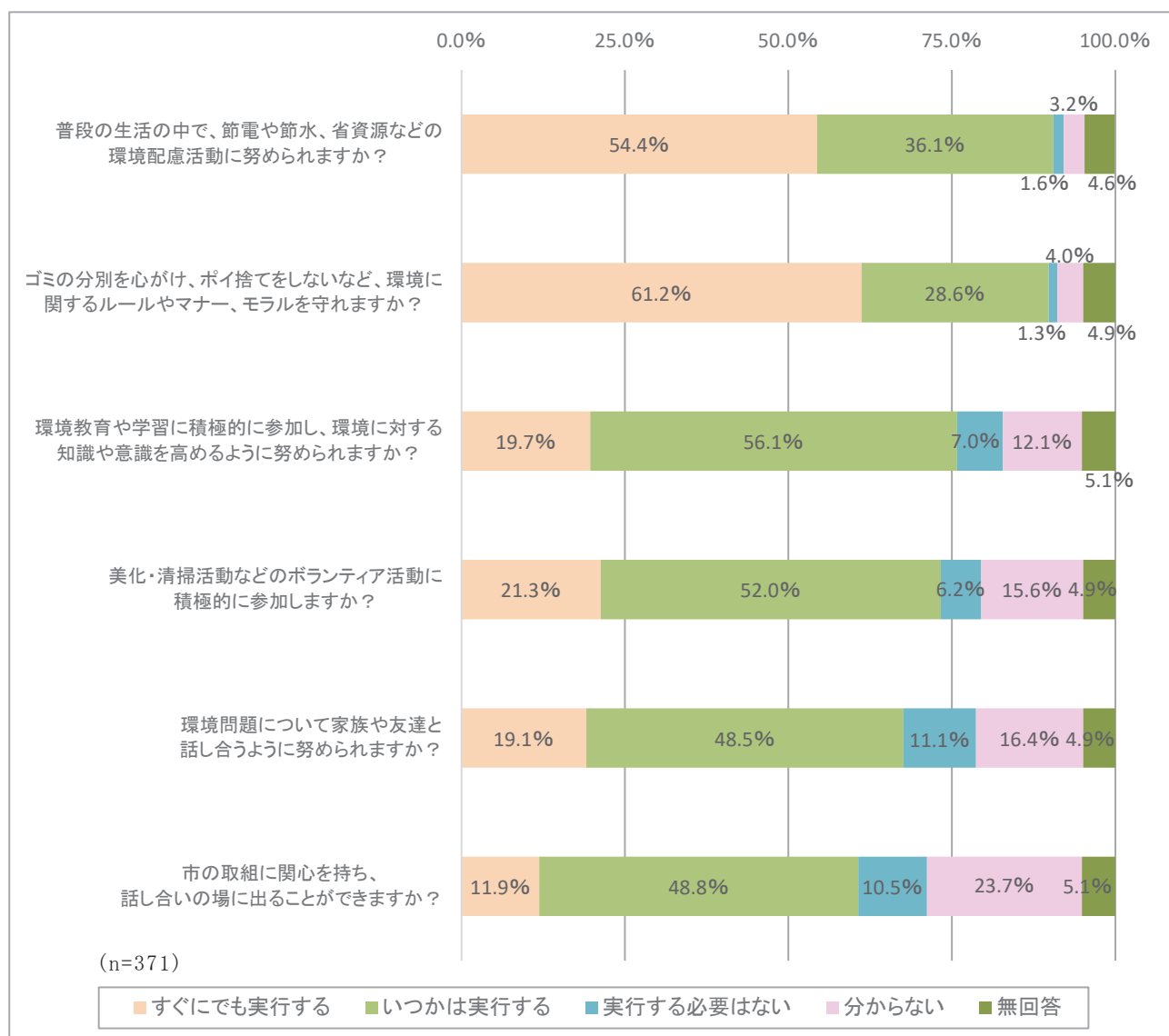
6 章
計画の推進

資料編



自分自身で実行しなければならないと思うこととして、「すぐにでも実行する」との回答した人は、特に「ごみ排出に関するルール、マナー及びモラルを守る」（69.8%）と「節電、節水及び省資源などに努める」（61.9%）が多く、身近なことが比較的実行しやすいと考えていることがわかります。また、「すぐにでも実行する」と「いつかは実行する」をあわせた結果で見ると、全ての設問について60%を超えており、環境問題に取り組む必要性を感じていることがわかります。

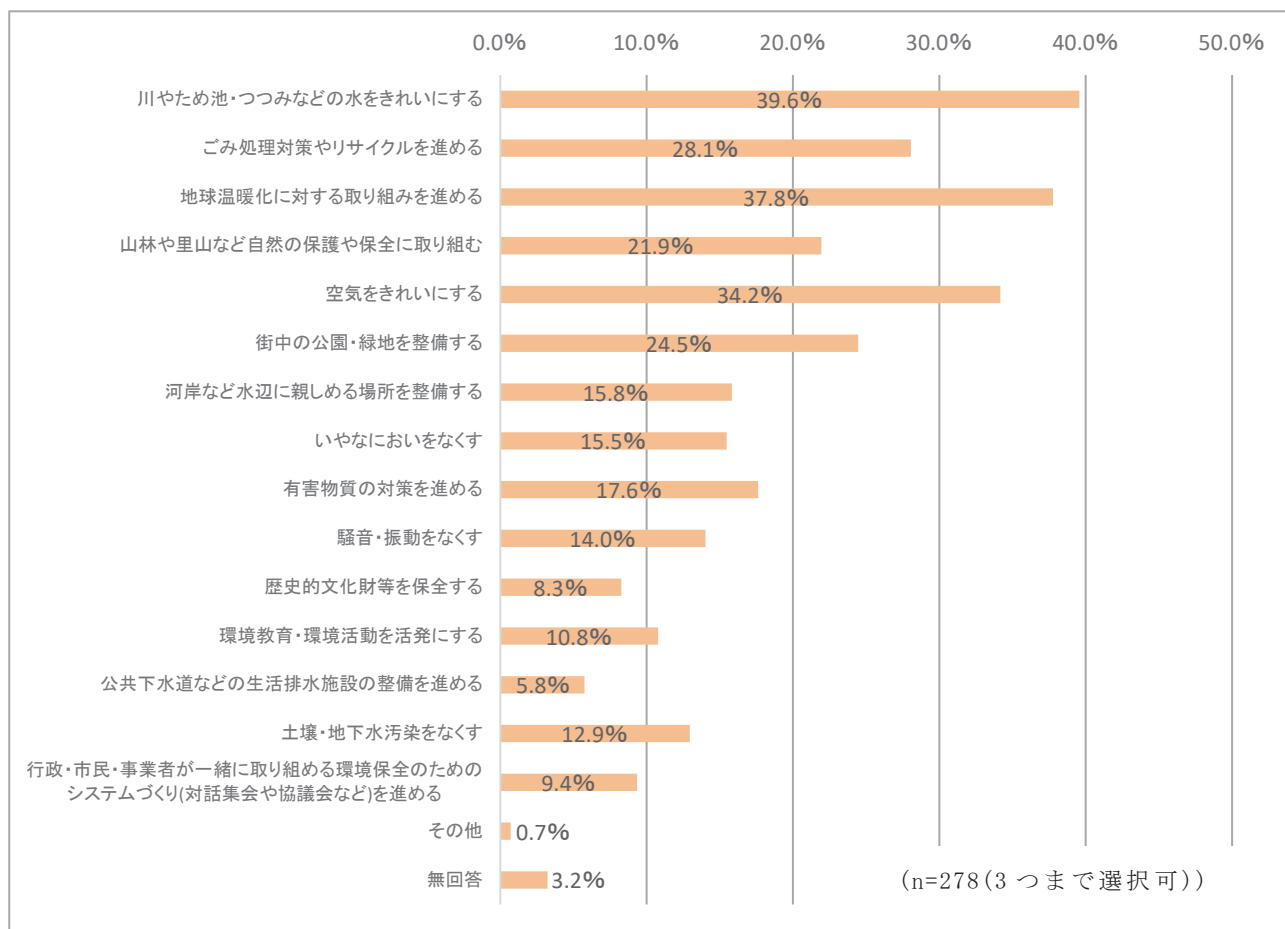
問 5 - 2 自分自身で実行しなければならないと思うこと（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

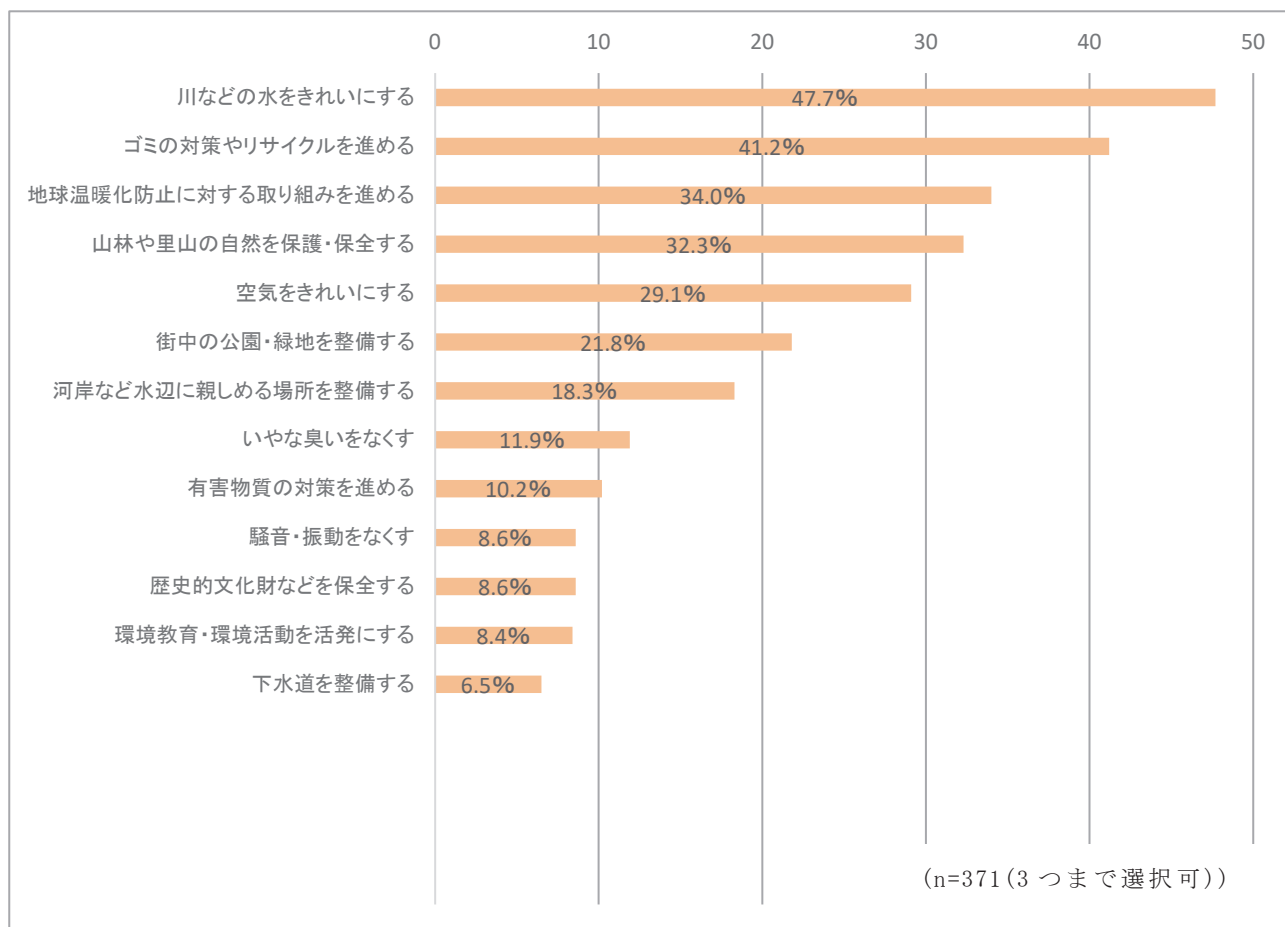
前回調査時と比較して、「すぐにでも、またはいつかは実行する」と考えている人の割合は大きく変わっていませんが、全体的に「すぐにでも実行する」の割合が増加しています。

問 5 - 3 見附市の環境をよくするために重要だと思うこと（今回調査）



環境をよくするための方法について、「川やため池・つつみなどの水をきれいにする」が 39.6% で最も高く、次いで「地球温暖化に対する取り組み」(37.8%)、「空気をきれいにする」(34.2%) の順になっています。

問 5－3 見附市の環境をよくするために重要だと思うこと（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と同様に、今回も地球環境や生活環境に関する項目に取り組むべきだと思う人が多い傾向です。

3) 事業者アンケート 調査結果

1 章
計画の基本的事項

2 章
見附市の環境特性と課題

3 章
計画の目標

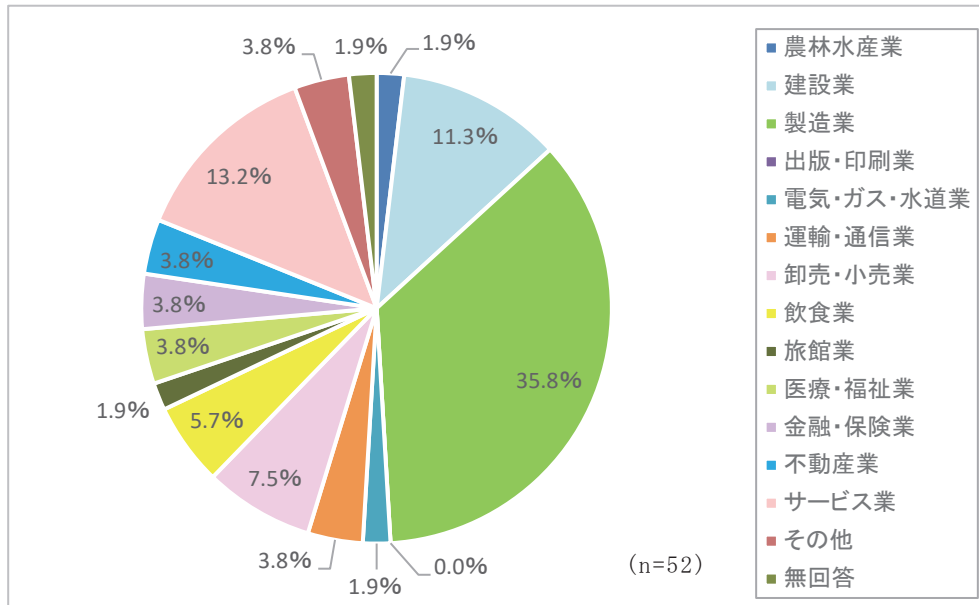
4 章
施策の体系と展開

5 章
環境に配慮するための指針

6 章
計画の推進

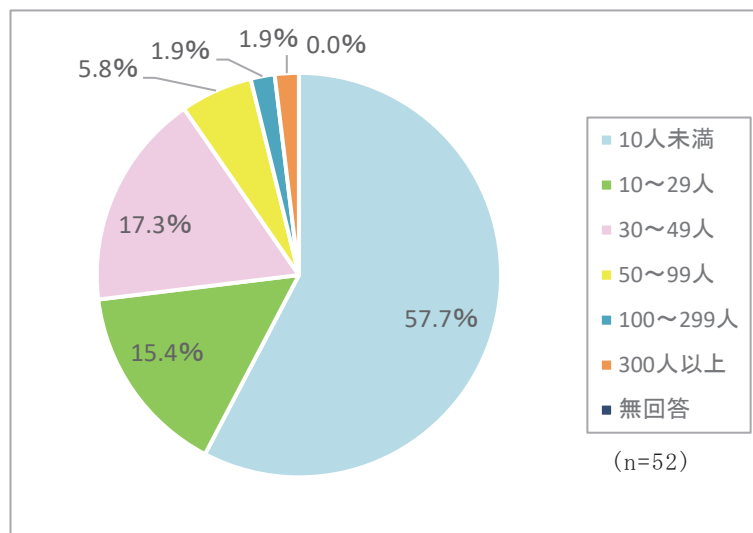
資料編

問 1 - 1 業種（今回調査）



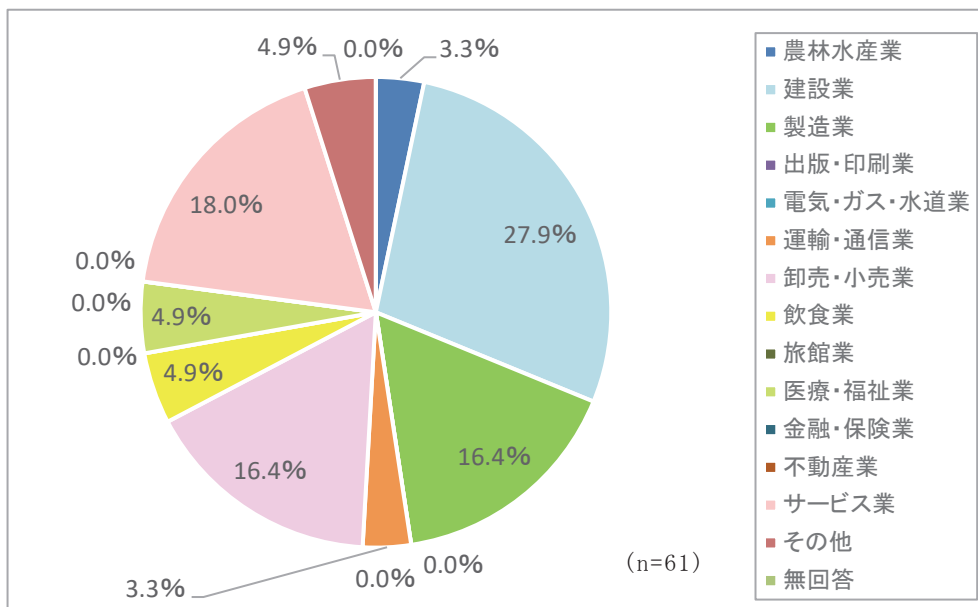
「製造業」が 35.8% と最も多く、次いで「サービス業」(13.2%)、「建設業」(11.3%)、「卸売・小売業」(7.5%) となっています。

問 1 - 2 従業員数（今回調査）



「10人未満」が 57.7% と最も多く、次いで「30～49人」(17.3%)、「10～29人」(15.4%) となっています。

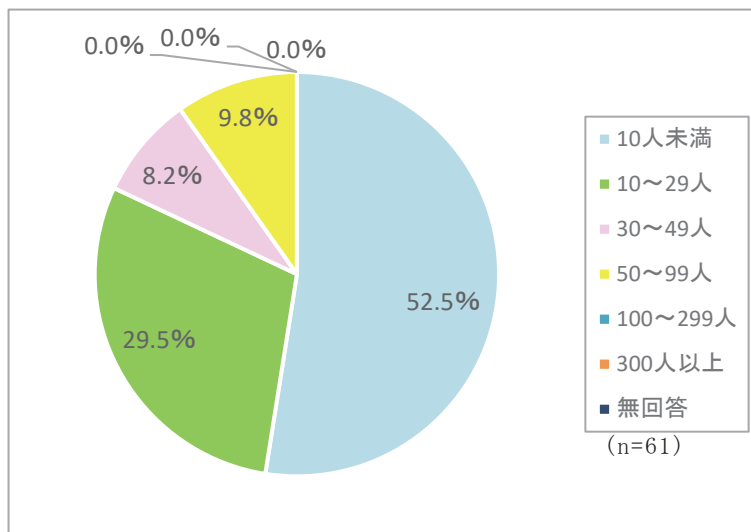
問 1 - 1 業種（前回（平成 2 1 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、製造業者の割合が大きく増加（19.4%）しています。一方、建設業者の割合が大きく減少（16.6%）、卸売・小売業者の割合も比較的大きく減少（8.9%）しています。その他の選択肢については概ね5%以内の増減となっています。

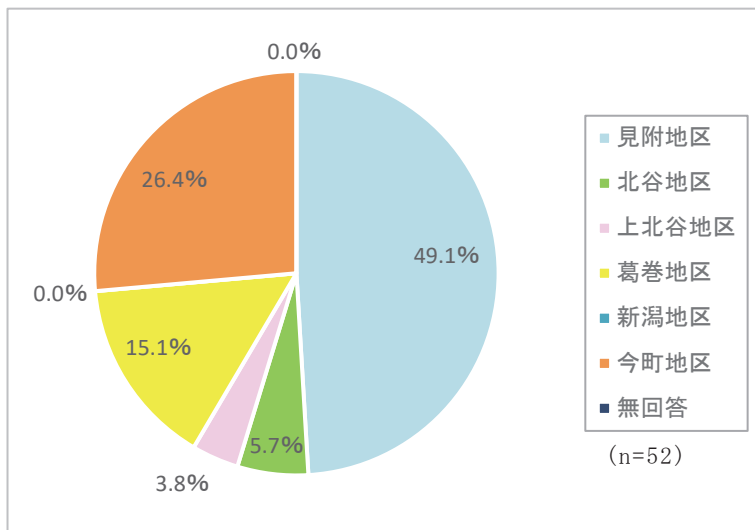
問 1 - 2 従業員数（前回（平成 2 1 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

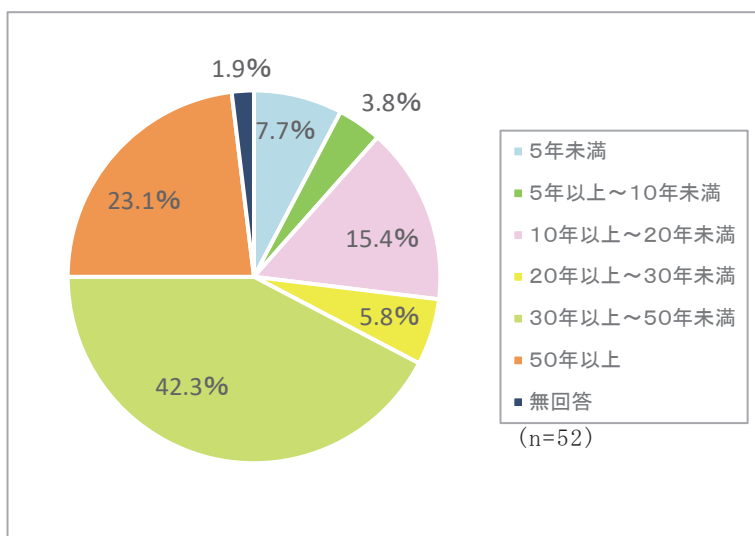
前回調査時と比較して、30～49人の割合が9.1%増加しています。一方、10～29人の割合が14.1%減少しています。その他の選択肢については概ね5%程度の増減となっています。

問 1 - 3 所在地域（今回調査）



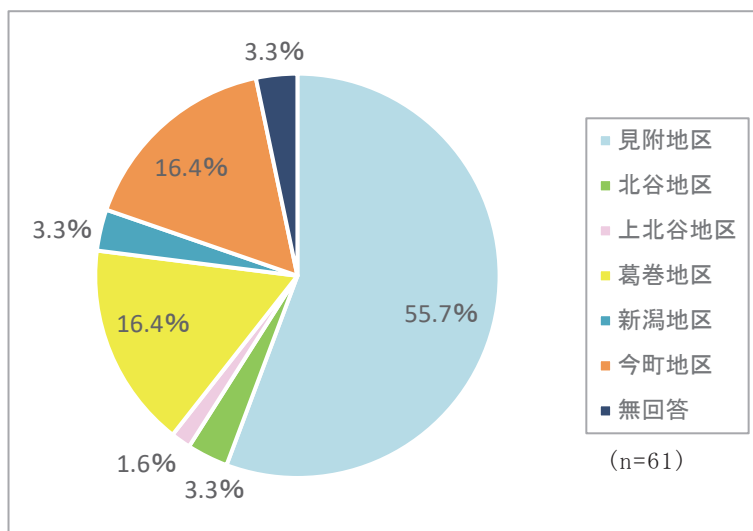
「見附地区」が 49.1% と約半分を占め、次いで「今町地区」(26.4%)、「葛巻地区」(15.1%) となっています。

問 1 - 4 所在年数（今回調査）



「5年以上～10年未満」が 42.3% と最も高く、次いで「50年以上」(23.1%)、「10年以上～20年未満」(15.4%) となっています。

問 1 - 3 所在地域（前回（平成 2 1 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、北谷、上北谷、今町地区の割合が増加し、見附、葛巻、新潟地区の割合が減少しています。

所在年数については、前回（平成 2 1 年）調査時に調査しませんでした。

問 2 - 1 事業活動における環境への影響（今回調査）

1 計画の基本的事項

2 見附市の環境特性と課題

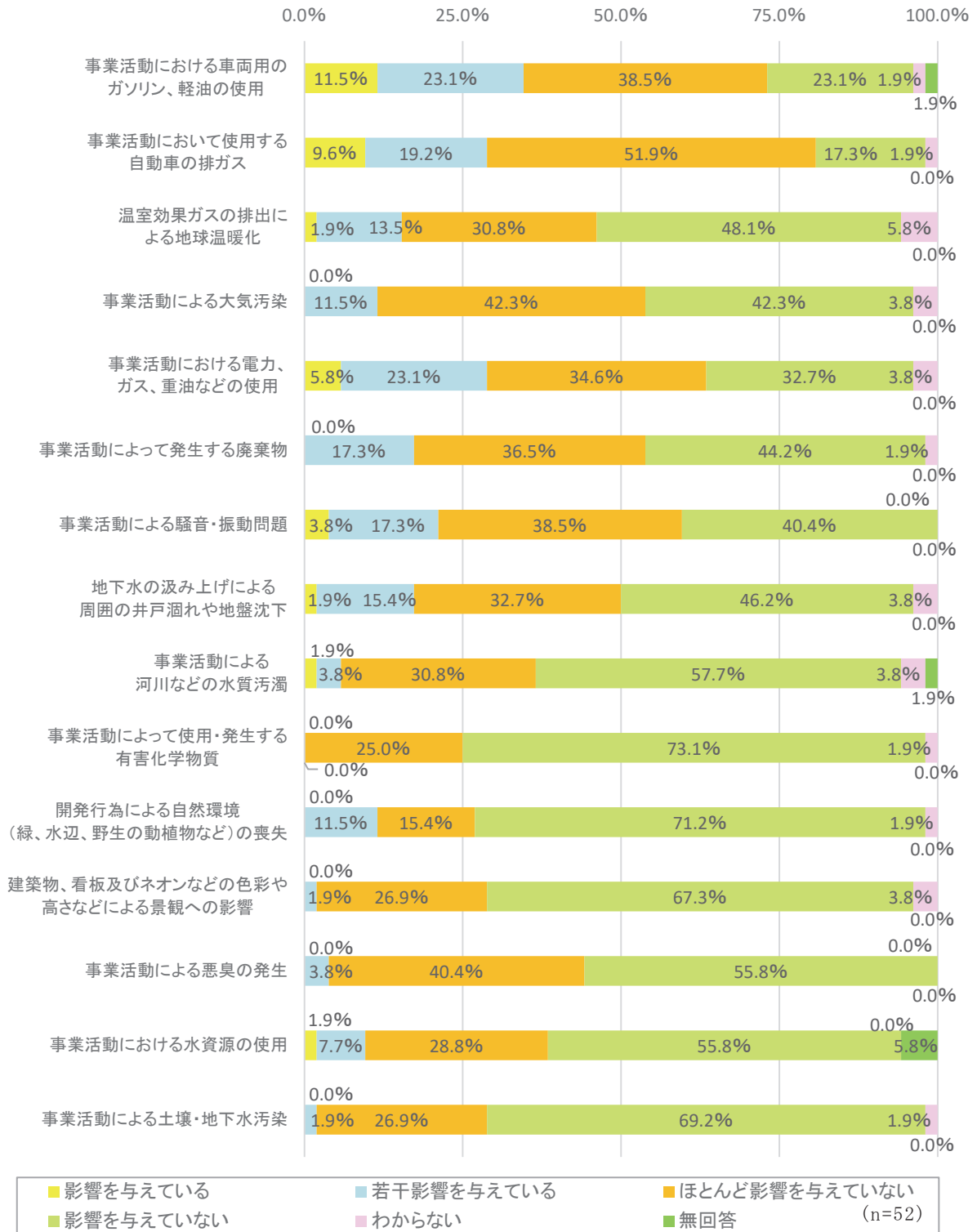
3 計画の目標

4 施策の体系と展開

5 環境に配慮するための指針

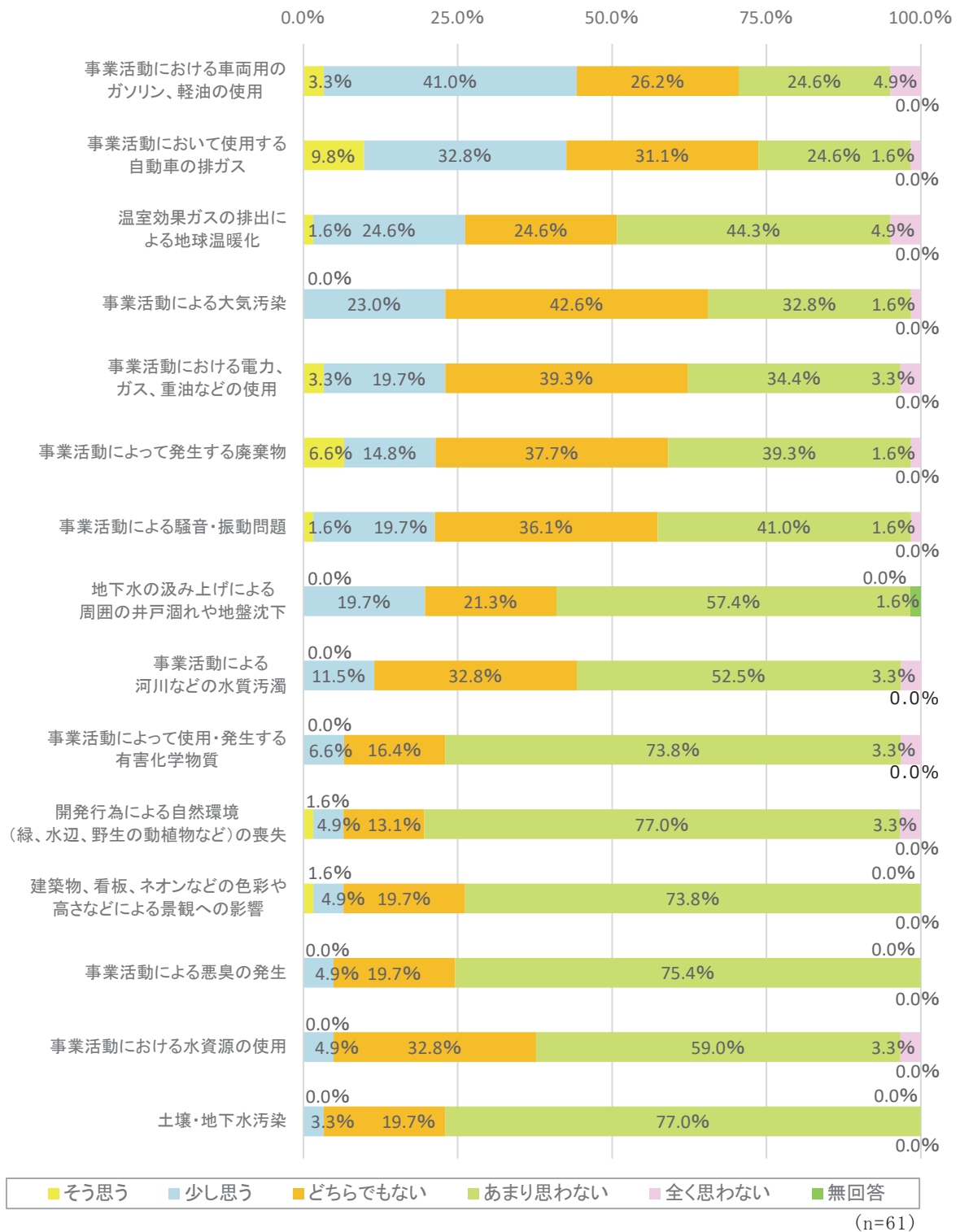
6 計画の推進

資料編



「影響を与えている」と「若干影響を与えている」との合計は「事業活動における車両用のガソリン、軽油の使用」が34.6%と最も多く、次いで「事業活動における電力、ガス、重油などの使用」（28.9%）となっています。このことから、事業活動に伴うエネルギー消費により、環境に影響を与えているとの意識が強いと考えられます。

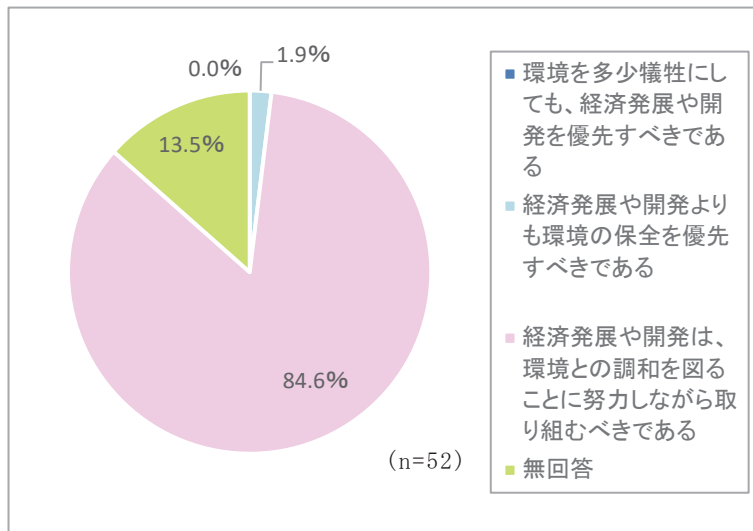
問 2 - 1 事業活動における環境への影響（前回（平成 2 1 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

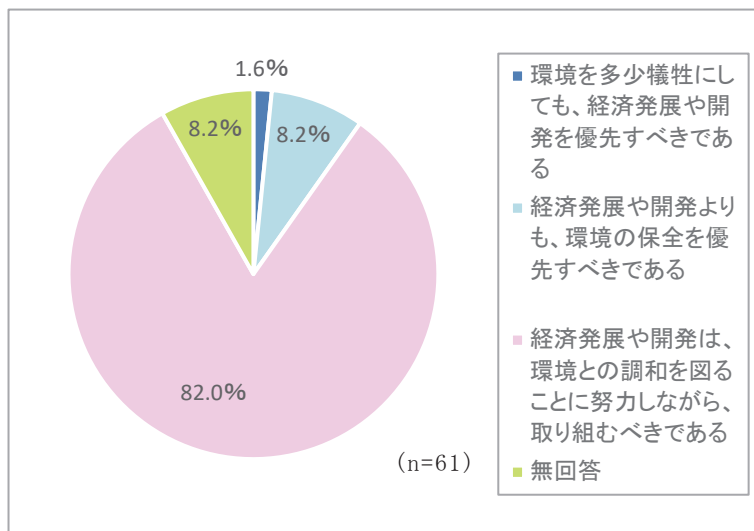
全体的な傾向として、事業活動において環境への影響は変化していないと感じる事業者が増えたと考えられます。

問 2 - 2 環境の保全と、経済発展や開発との関係（今回調査）



84.6%の事業者が「経済発展や開発は、環境との調和を図ることに努力しながら、取り組むべきである」と回答しています。一方、「環境を多少犠牲にしても、経済発展や開発を優先すべきである」を選択する事業者はいませんでした。

問 2－2 環境の保全と、経済発展や開発との関係（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、環境の保全と経済発展や開発との関係の傾向は大きく変わっていません。

問 3 - 1 環境に対する取り組み状況（今回調査）

1 計画の基本的事項

2 見附市の環境特性と課題

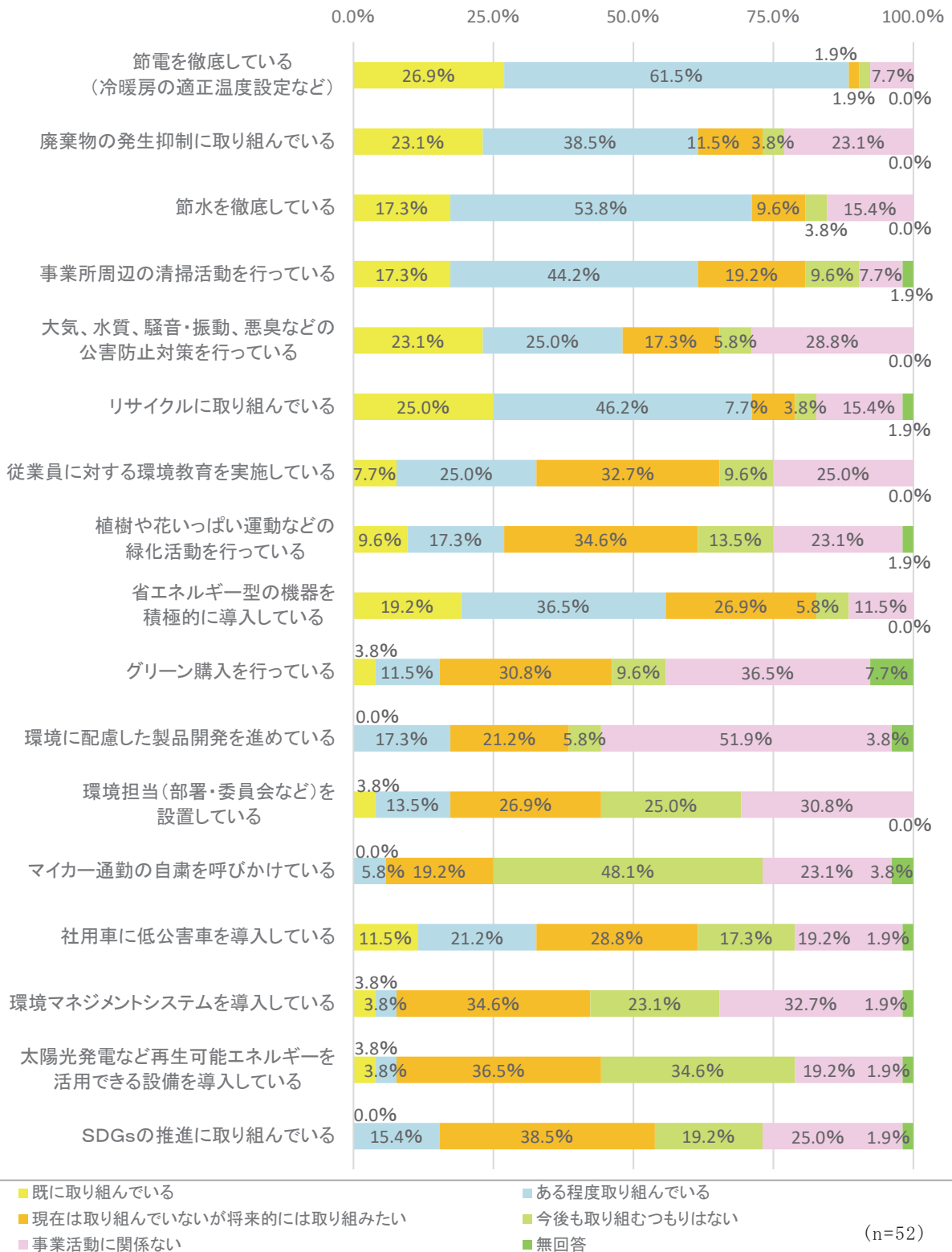
3 計画の目標

4 施策の体系と展開

5 環境に配慮するための指針

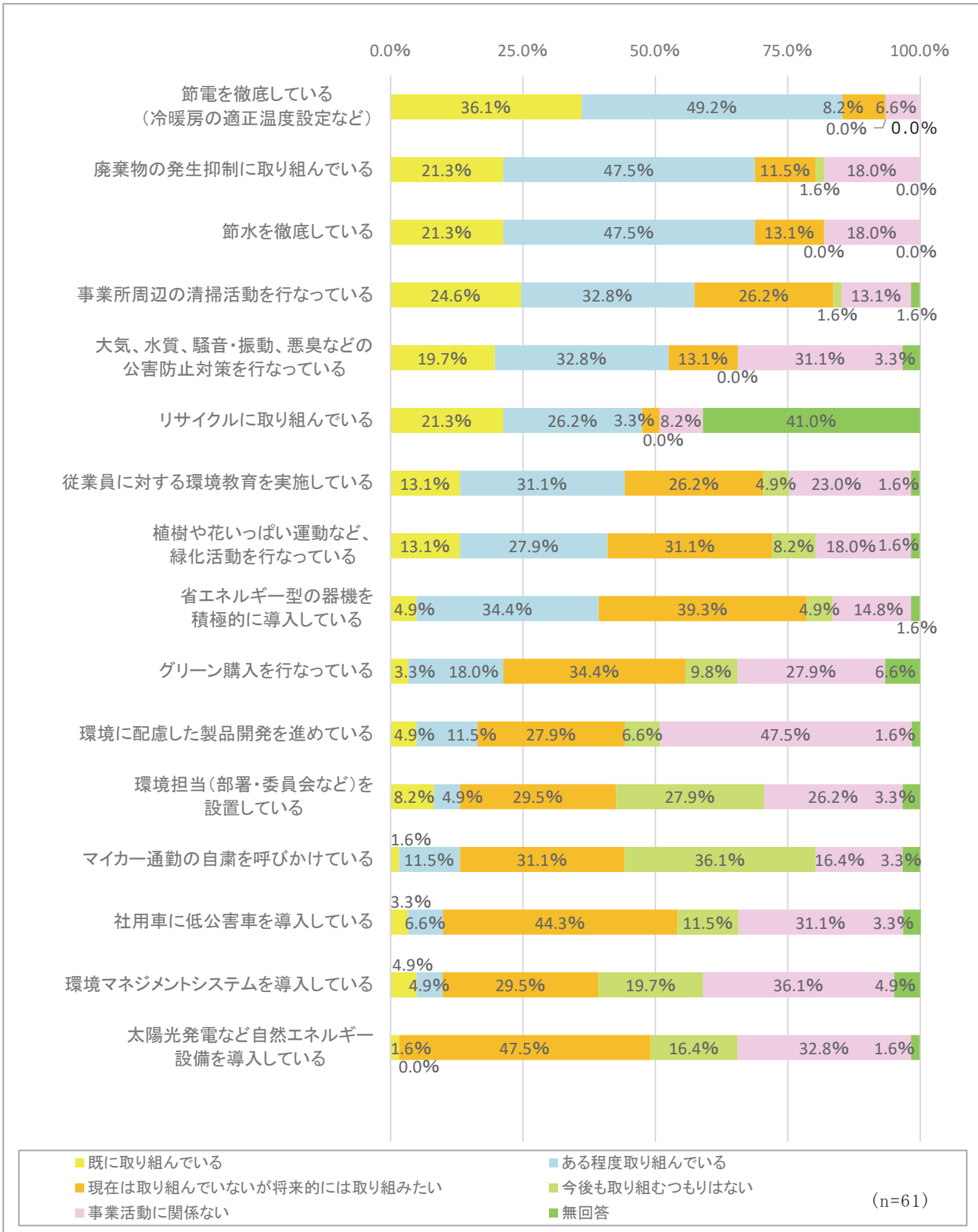
6 計画の推進

資料編



「既に取り組んでいる」と「ある程度取り組んでいる」との合計では、「節電を徹底している（冷暖房の適正温度設定など）」が88.4%と最も多く、次いで「リサイクルに取り組んでいる」（71.2%）、「節水を徹底している」（71.1%）となっており、省資源やリサイクルに関して積極的に取り組んでいることが分かります。

問 3 - 1 環境に対する取り組み状況（前回（平成 21 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

前回調査時と比較して、設備投資（省エネ・再生エネ設備や低公害車）に係る項目で、取り組みが進んでいる傾向でした。また、『マイカー通勤の自粛』は半数近くの事業所において今後も取り組みが進まないと考えていることから、通勤においては公共交通機関等でなく、マイカーの必需性がさらに高くなっていると考えられます。

1 章
計画の基本的事項

2 章
見附市の環境特性と課題

3 章
計画の目標

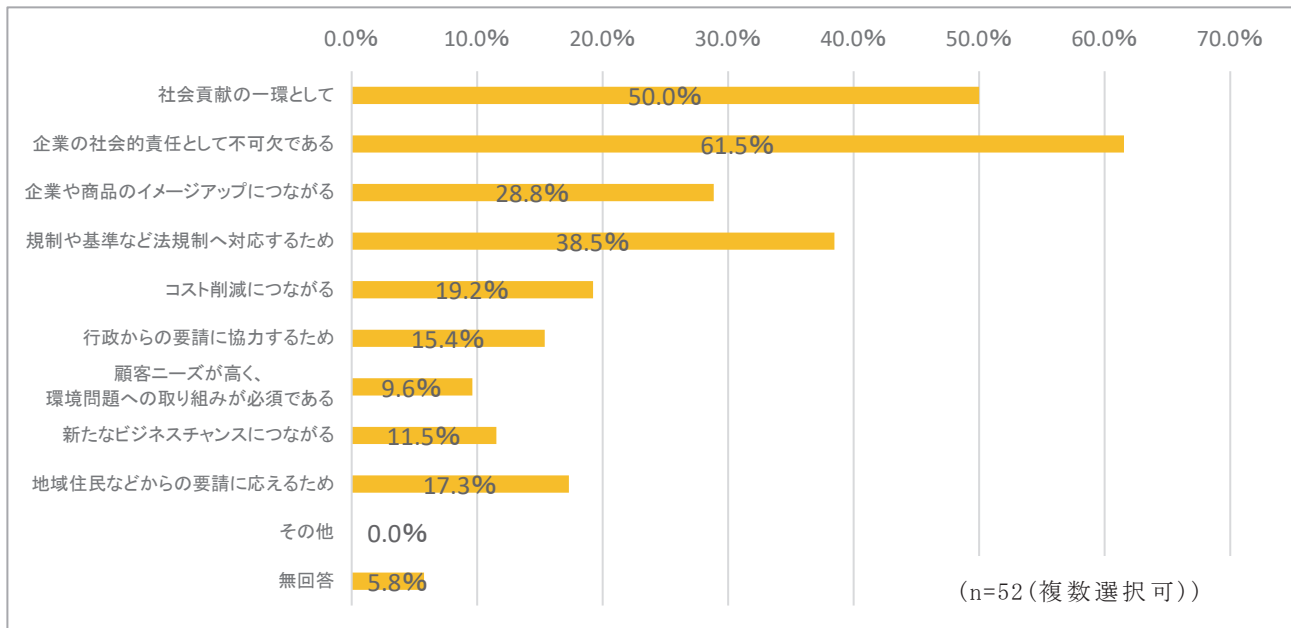
4 章
施策の体系と展開

5 章
環境に配慮するための指針

6 章
計画の推進

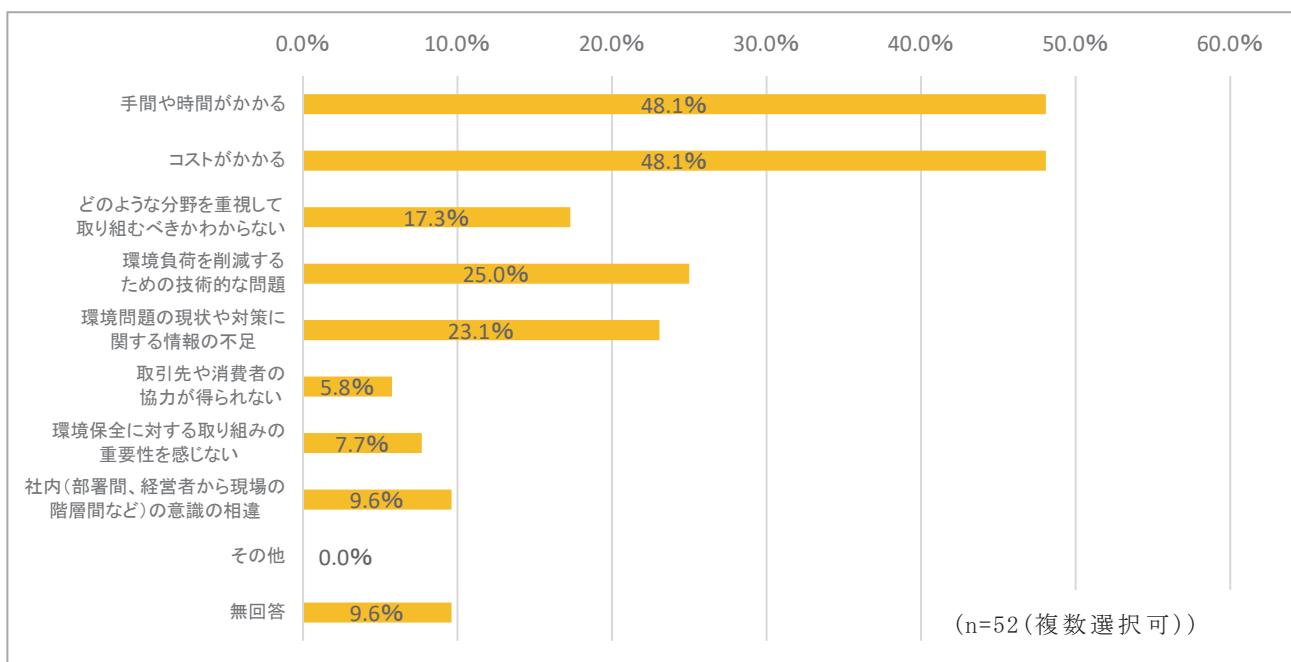
資料編

問 3 - 2 環境問題への取り組みを推進する理由（今回調査）



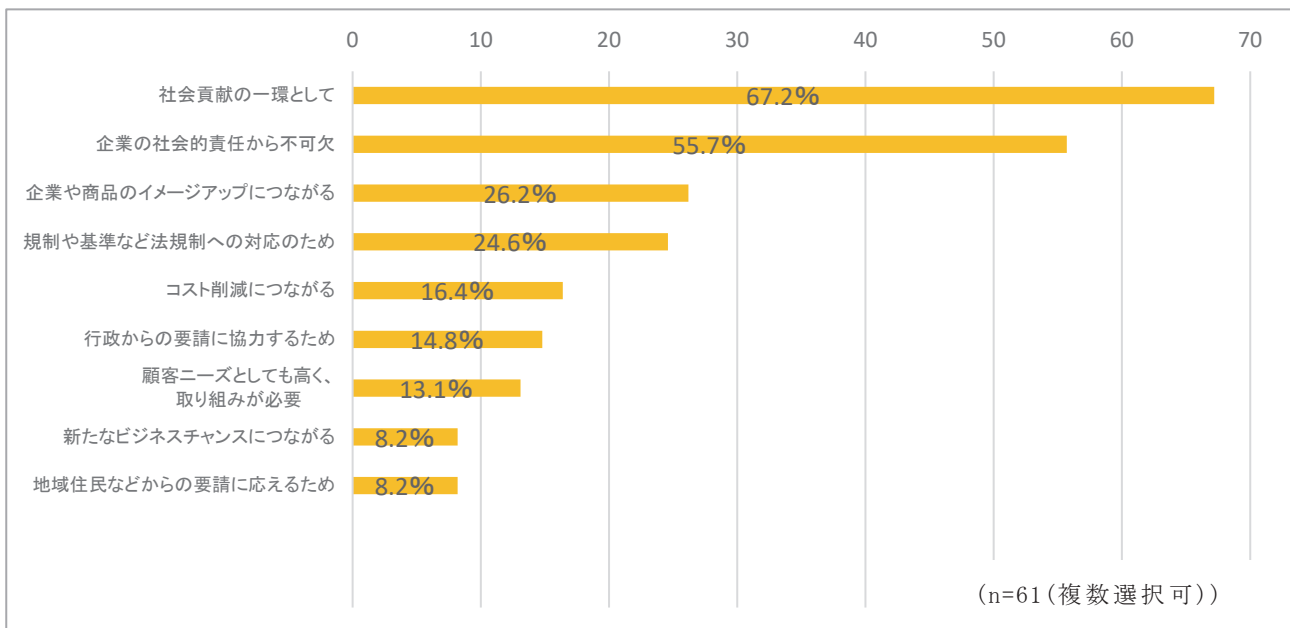
環境問題への取り組みを推進する理由としては、「企業の社会的責任として不可欠である」が61.5%と最も多く、次いで「社会貢献の一環として」が50.0%となっています。

問 3 - 3 環境問題への取り組みを進める上での問題（今回調査）



環境問題への取り組みを進める上で問題となっているものについて、「手間や時間がかかる」、「コストがかかる」との回答がいずれも48.1%と最も多く、次いで「環境負荷を削減するための技術的な問題」（25.0%）が多くなっています。全体的な傾向として、「手間や時間、コストがかかる」などの経営面での問題と、技術面・情報面での問題があることがわかります。

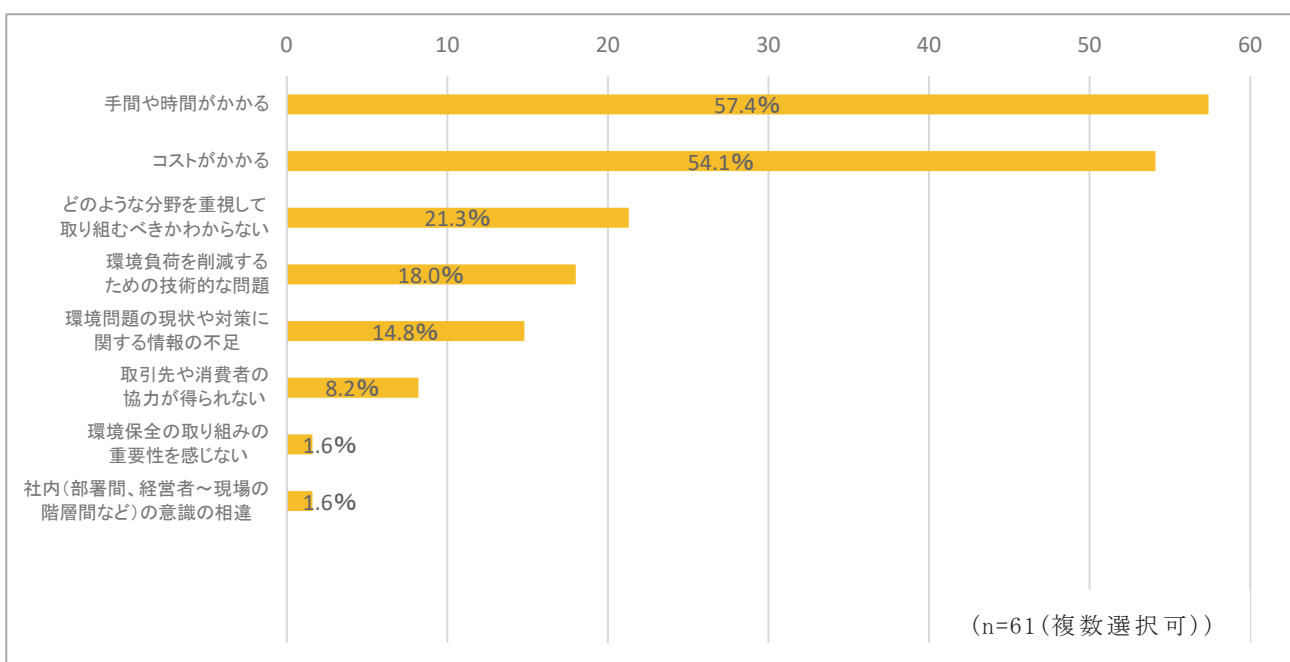
問 3 - 2 環境問題への取り組みを推進する理由（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、ほとんどの項目で割合が増えていることから、環境問題への取り組みの意識が高くなっている傾向にあると考えられます。

問 3 - 3 環境問題への取り組みを進める上での問題（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、手間・コスト等の経営面の問題を挙げる事業者の割合は減少し、技術や情報といった実務的な問題を挙げる事業者の割合が増加している傾向にあると考えられます。

問 4 - 1 行政が取り組むべき環境施策（今回調査）

1 章
計画の基本的事項

2 章
見附市の環境特性と課題

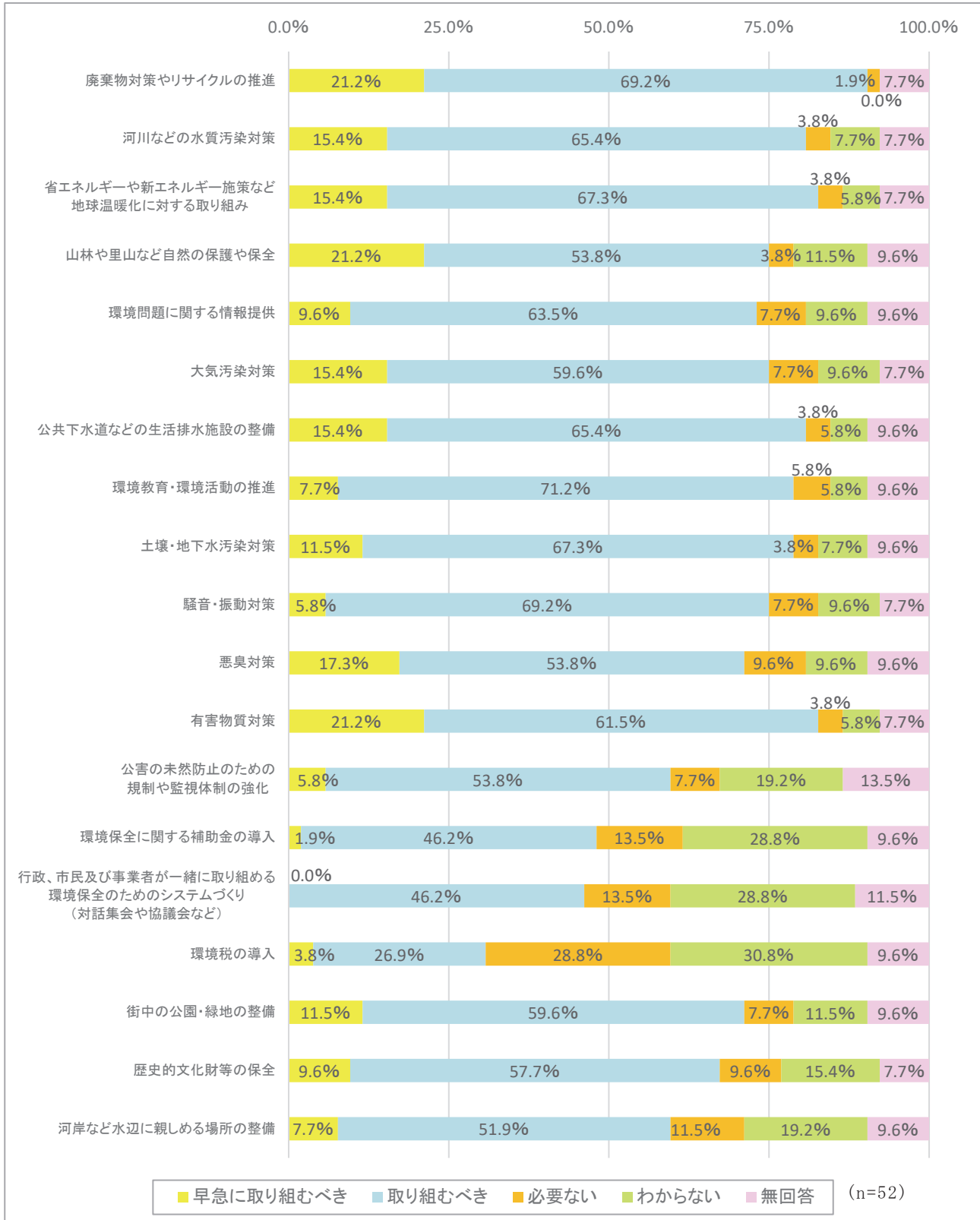
3 章
計画の目標

4 章
施策の体系と展開

5 章
環境に配慮するための指針

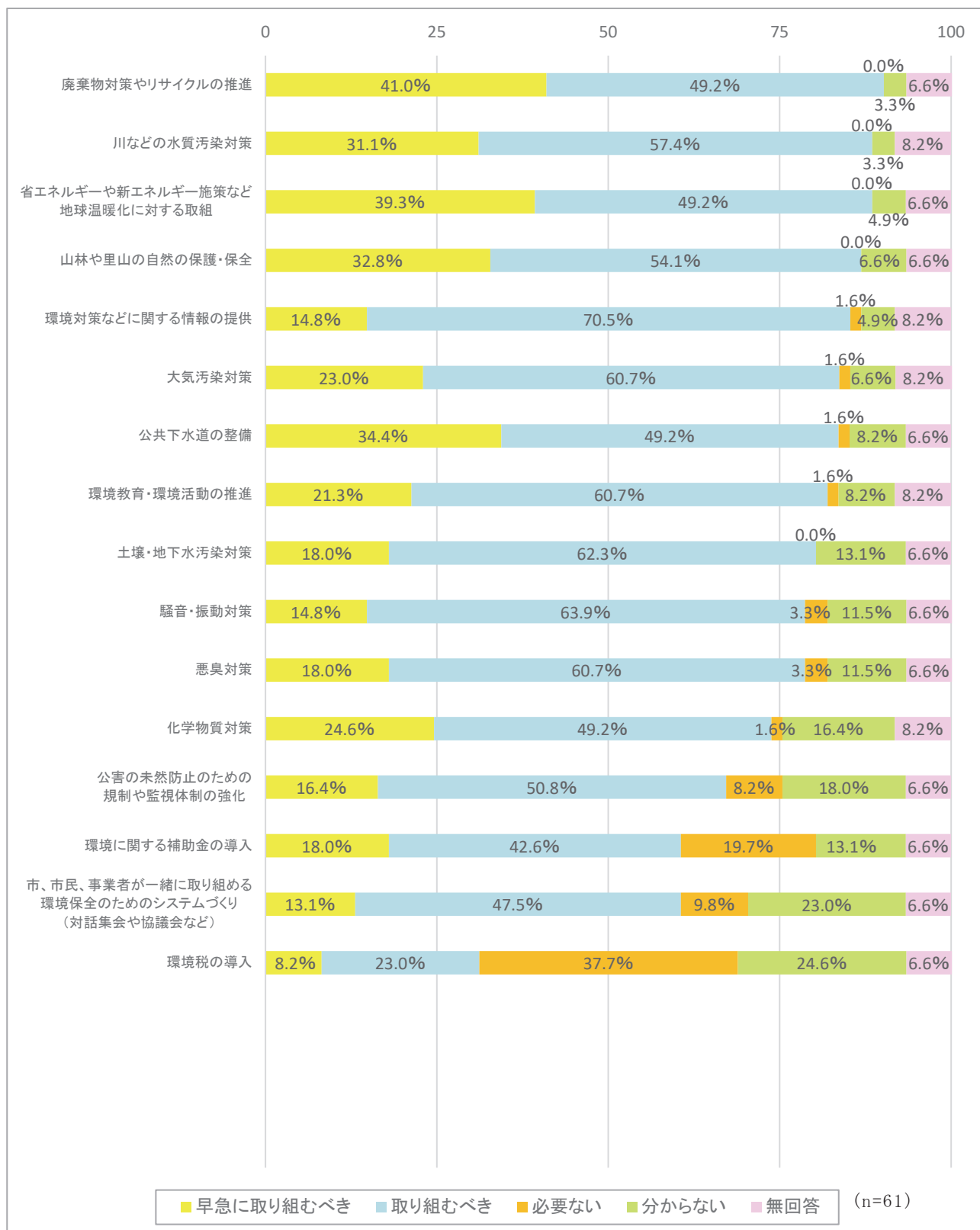
6 章
計画の推進

資料編



「早急に取り組むべき」と「取り組むべき」との合計は「廃棄物対策やリサイクルの推進」が90.4%と最も多く、次いで「有害物質対策」（82.7%）、「省エネルギーや新エネルギー政策など地球温暖化に対する取り組み」（82.7%）の順で多くなっています。一方、「環境税の導入」については、「早急に取り組むべき」と「取り組むべき」との合計は30.7%と最も少なくなっています。

問 4 - 1 行政が取り組むべき環境施策（前回（平成 21 年）調査）



< 今回調査と前回調査を比較したコメント >

前回調査時と比較して、全体的に「早急に取り組むべき」の割合は大きく減少しており、「取り組むべき」を加えても、その割合は減少しています。

計画の基本的事項

見附市の環境特性と課題

計画の目標

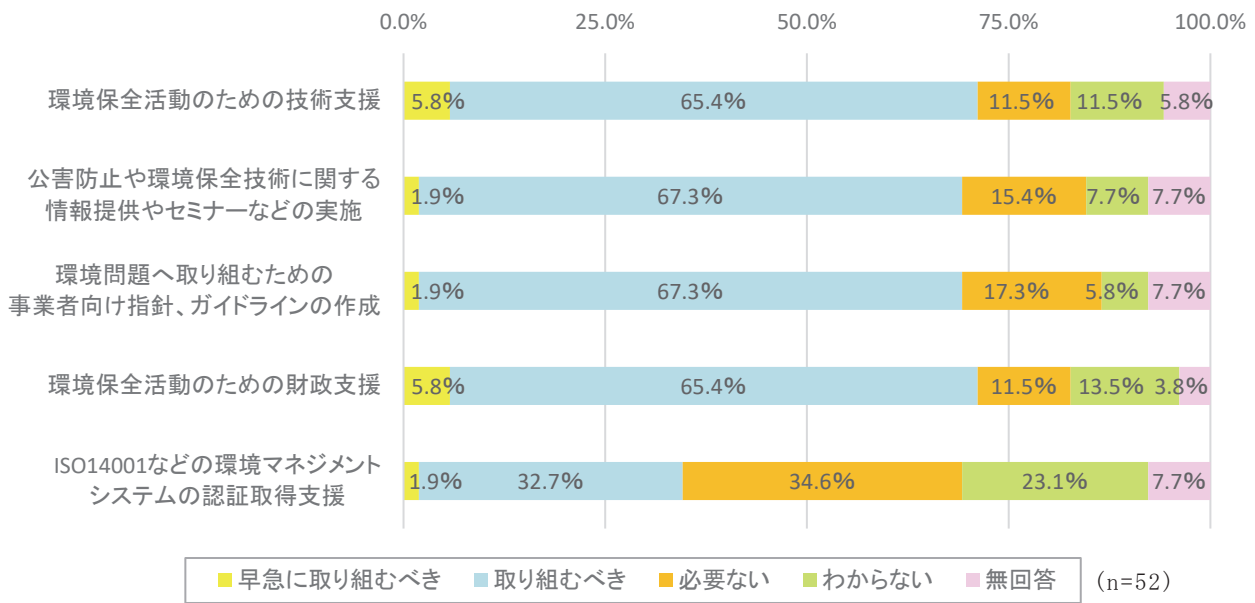
施策の体系と展開

環境に配慮するための指針

計画の推進

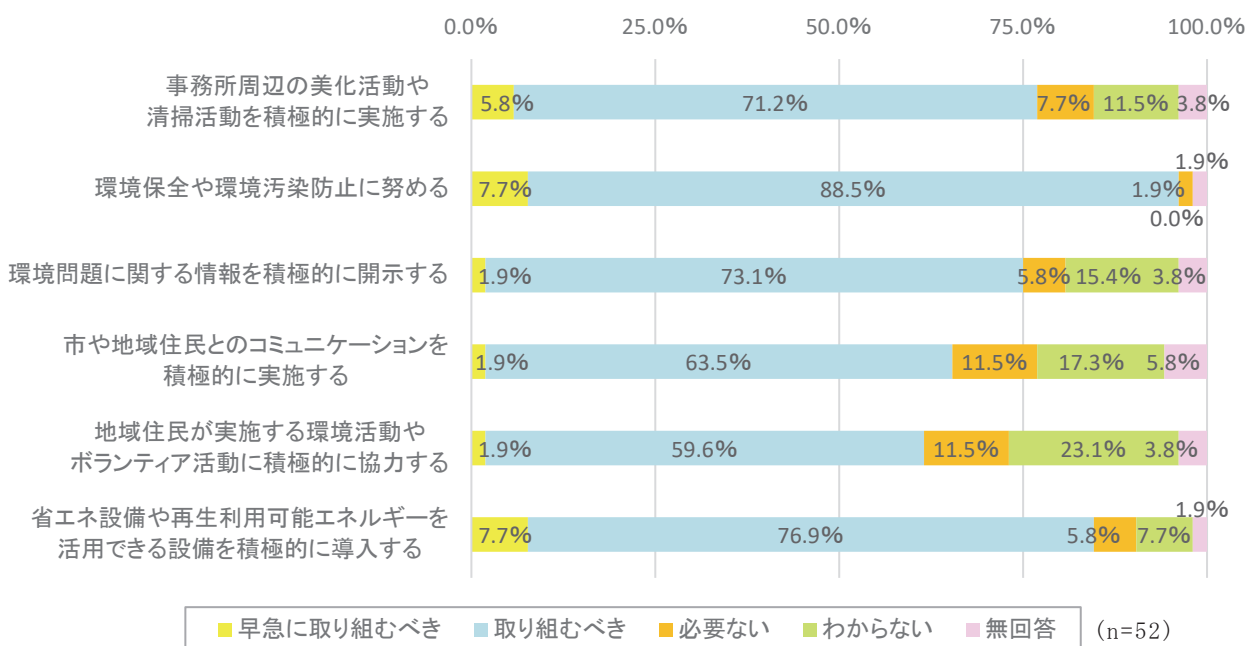
資料編

問 4 - 2 行政から必要であるとする支援（今回調査）



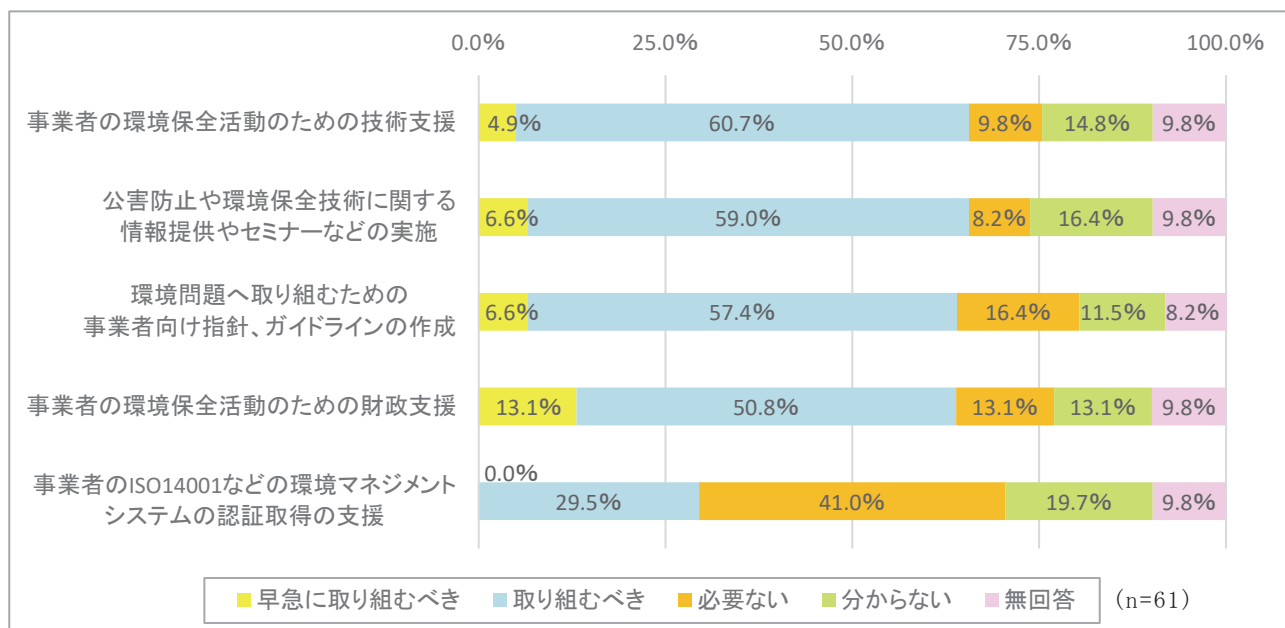
「早急に取り組むべき」または「取り組むべき」と回答した事業者は、「事業者の ISO14001 などの環境マネジメントシステムの認証取得の支援」以外の各設問について約 70% となっており、行政からの各種支援を事業者が必要としていると考えられます。

問 4 - 3 事業者が自ら取り組むべきこと（今回調査）



「早急に取り組むべき」または「取り組むべき」と回答した事業者は「環境保全や環境汚染防止に努める」が 96.2% と最も多く、次いで「省エネ設備や再生利用可能エネルギーを活用できる設備を積極的に導入する」（84.6%）、「事業所周辺の美化活動や清掃活動を積極的に実施する」（77.0%）となっています。

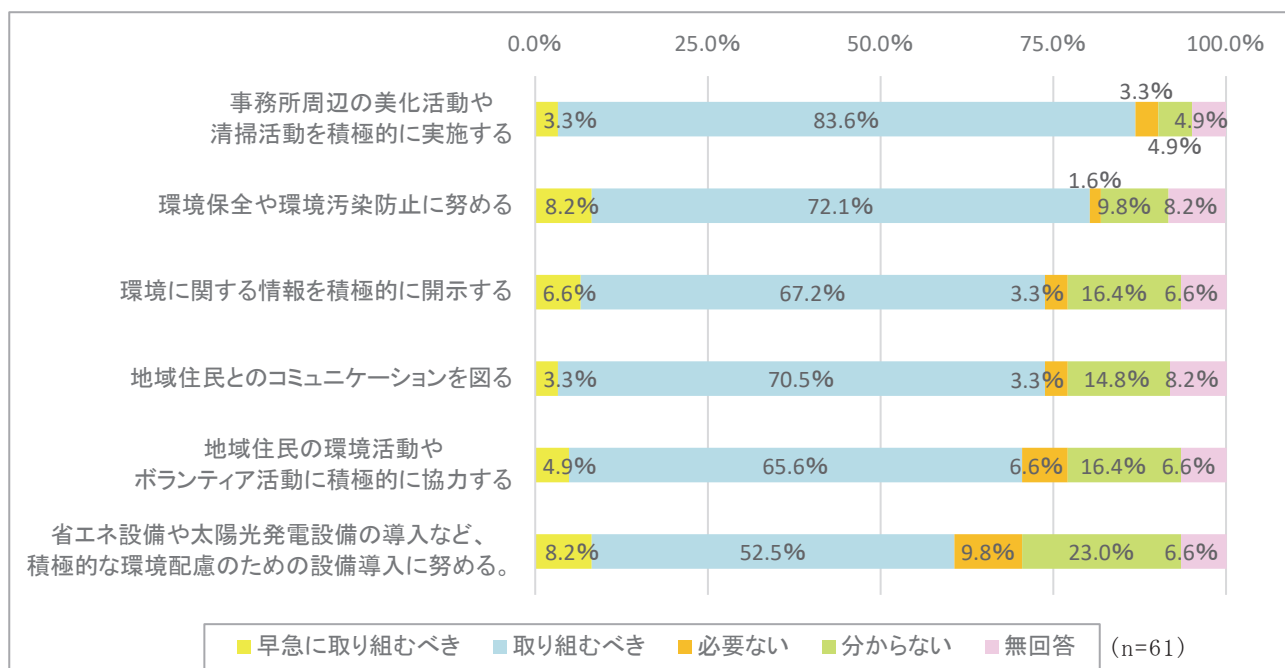
問 4 - 2 行政から必要であるとする支援（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時と比較して、各設問共に、行政からの各種支援が必要であり、かつそのことに行政が取り組むべき、と考える事業所の割合が増加しています。

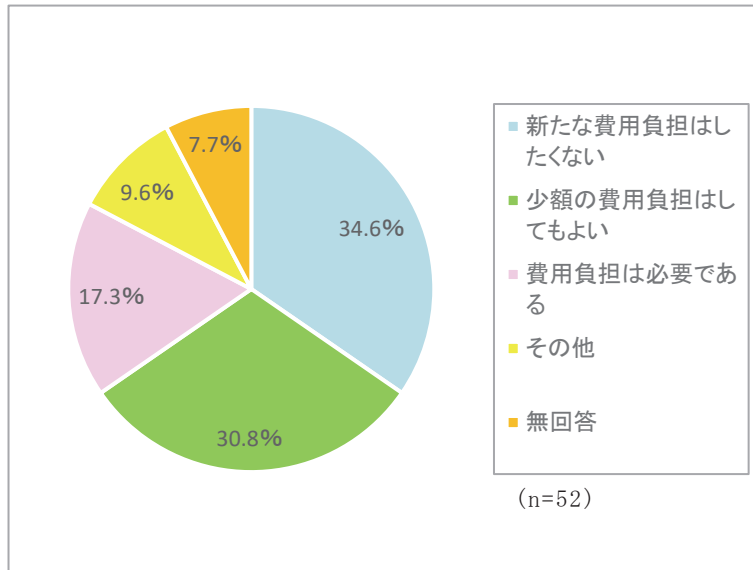
問 4 - 3 事業者が自ら取り組むべきこと（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

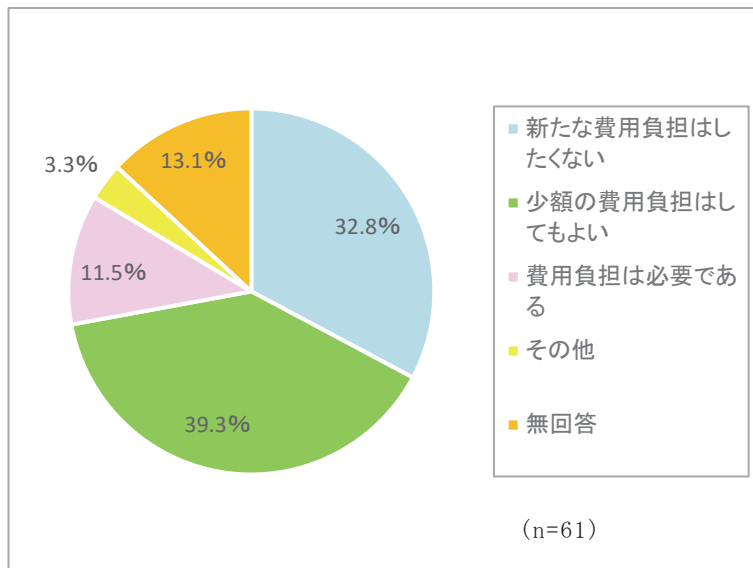
前回調査時と同様に、市民も見附市の環境をより良くするために、各種活動に参加・協力すべきだと思う事業者が多い傾向でした。

問 4－4 費用負担（今回調査）



「少額の費用負担はしてもよい」（30.8%）と「費用負担は必要である」（17.3%）の合計で約半数を占めており、多くの事業者が環境の保全のための費用負担に対して、理解があると考えられます。

問 4－4 費用負担（前回（平成 21 年）調査）



<今回調査と前回調査を比較したコメント>

前回調査時に比較して、「費用負担が必要である」が前回 11.5%に対して今回は 17.3%であり、約 50%増加しています。「少額の費用負担はしてもよい」が少々減っていますが、「費用負担は必要である」と考える事業者は若干増えている傾向にあります。

4. エネルギー起源の二酸化炭素排出量推移

(1) 二酸化炭素排出量の算定範囲

見附市における二酸化炭素排出量の算定については、見附市内の産業部門、民生部門および運輸部門それぞれのエネルギー需要量に伴う二酸化炭素について算定。

■ 産業部門

農林水産業、鉱業、建設業、製造業など、第一次及び第二次産業におけるエネルギー消費

■ 民生部門

家庭用：自家用運輸（マイカー等）を除く家計消費部門におけるエネルギー消費

業務用：企業の管理部門等の建屋・事務所、ホテル等の第三次産業（運輸関係事業、エネルギー転換事業を除く）におけるエネルギー消費

■ 運輸部門

旅客用：乗用車（マイカー等含む）、バス、鉄道等におけるエネルギー消費

貨物用：陸運（トラック等）におけるエネルギー消費

(2) 二酸化炭素排出量の推移

各部門のエネルギー需要の二酸化炭素排出量を以下に示します。

見附市の部門別エネルギー起源の二酸化炭素排出量

年度	二酸化炭素排出量（千 t-CO ₂ ）				人口（人）	一人あたりのCO ₂ 排出量 （t-CO ₂ ）
	産業部門	民生部門	運輸部門	合計		
1990	106	76	61	243	43,738	5.6
2014	99	118	73	290	41,988	6.9
2015	95	110	73	278	41,767	6.7
2016	96	108	68	272	41,421	6.6
2017	81	111	69	261	41,190	6.4
2018	81	105	68	254	40,854	6.3

5. 持続可能な開発目標（SDGs）未来都市に関する資料

市では『見附市SDGs未来都市計画』を令和元年8月に策定しました。この計画書には「全体計画」と「自治体SDGsモデル事業」が盛り込まれています。

- (1) 全体計画
 - ① 将来ビジョン

全体計画では、将来ビジョンとして、地域の実態を踏まえ今後取り組む課題として、以下の8つを挙げています。

- 1 主体的な社会参加
- 2 賑わいのあるまちなか
- 3 地域コミュニティの確立と充実に向けて
- 4 良質な住環境の形成
- 5 地域包括ケアシステムの構築
- 6 生きがいを持てる雇用と活躍の場の充実
- 7 ふるさとの魅力を磨く人材の育成
- 8 人口ビジョンの達成に向けて

2030年までの目指す将来像として、「住んでいるだけで健康で幸せになれる健幸都市の実現」を設定し、基本目標として、以下の4つを挙げています。

- 1 人と自然が共生し健やかに暮らせるまち
- 2 産業が元気で活力あるまち
- 3 安全安心な暮らしやすいまち
- 4 人が育ち人が交流するまち

市では平成15年から健康施策を打ち出し、狭義の健康施策から都市全体への施策へと範囲を広げ、「健幸」という概念をまちづくりの中核として施策を展開してきた背景があり、昨今の健康寿命の延伸等に関する関心が高まる以前より、地域活性化総合特区や地域活性化モデルケースなど、果敢にチャレンジしてきました。今後、超高齢化社会がますます進行する中で、医療費や介護給付金の増大は多くの自治体にとって大きな負担となることが明らかであり、乗り越えなければならない重要課題であると認識し、この課題の克服に挑戦する日本の先行事例として、大きな役割を担っているとの意識の下で、SDGsの17のゴールのうち、最優先するゴールを3（全ての人に健康と福祉を）に設定しました。



経済的な側面として対応する基本目標が、「産業が元気で活力あるまち」であり、2030 年を見据え、見附市の産業基盤の強化・発展および雇用機会の拡大、賑わいのあるまちなかの実現を図るため、優先ゴールとして8（働きがい・経済成長）を設定しました。

社会的な側面として対応する基本目標が、「人が育ち人が交流するまち」と「人と自然が共生し健やかに暮らせるまち」であり、健幸的なライフスタイルが営めるよう、基盤整備だけでなく、ソフト面の充実も含めて、定住先として多くの人から選ばれるような良好な住環境の形成を図るため、優先ゴールとして3（健康・福祉）、11（持続可能）を設定しました。また、介護が必要となる高齢者の増加抑制を図るため、優先ゴールとして17（パートナーシップ）を設定しました。

環境的な側面として対応する基本目標が、「安全安心な暮らしやすいまち」と「人と自然が共生し健やかに暮らせるまち」であり、高齢化率の進展により、自家用車の運転が困難な交通弱者の増加が懸念され、生活を営む上で必要不可欠な交通権の確保を図るため、優先ゴールとして7（エネルギー）、11（持続可能）を設定しました。また、歩行者にとっての歩く楽しみづくりの一環として、花や緑の植栽活動等による緑の保全活動に取り組むことから、15（陸の豊かさ）を設定しました。

② 自治体SDGsの推進に資する取組

ここまでの設定を踏まえ、自治体SDGsの推進に資する取り組みとして、以下の5つを挙げています。

- 1 郊外集落地域の維持
- 2 健康施策のA I（人工知能）やS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）の活用
- 3 見附駅の再整備

- 4 多様な観光資源を活用した地域商社組織化事業
- 5 みつけ生涯現役促進協議会の取り組み

1 章

計画の基本的事項

自治体SDGsの情報発信としては、域内向けとして、(ア) 嘱託員会議、(イ) 学校教育を通じた子どもたちへのSDGs教育、(ウ) 地域コミュニティ連携会議、また国内域外向けとして、(エ) Smart Wellness City 首長研究会、(オ) 見附市への行政視察、また海外向けとして、(カ) 友好姉妹都市等のネットワークの6つを行うことによって、更にSDGsの理解、定着が図られます。

2 章

見附市の環境特性と課題

自治体SDGsの普及展開策については、他の地域への普及展開性の観点からは、「歩いて暮らせるまちづくり」を推進することにより、様々な効果・メリットが得られることは明らかであり、「公共交通の充実」や「まちの賑わい」を促進する施策・活動は他の地域でも活用しやすく、導入が容易であり、普及展開性が高いモデルであります。また自治体SDGsモデル事業の普及展開策の観点からは、「公共交通の充実」と「まちの賑わい」に関する取り組みを、次世代のモデルとしても2030年の先を見据えた形で発信することができ、SWC首長研究会での活動や、各種シンポジウム等で見附市のまちづくりを発表する機会等を捉えて、普及展開を図っていくものとします。

3 章

計画の目標

③ 推進体制

自治体SDGsの推進体制として、市が策定した以下の3つの計画に反映させます。

1 第5次見附市総合計画

平成28年度から37年度までの10年間における、見附市の都市の将来像を定める総合計画です。5年間が経過する平成32年度に中間見直しを実施することから、その際に、スマートウェルネスとSDGsの考え方や重複する取り組みなどを整理し、計画の見直しを検討します。

2 見附市総合戦略

平成27年9月に策定され、地方創生や人口減少社会における処方箋として即効性のある取り組みを4つの柱にまとめ、168のKPI（重要業績評価指標）と各年度の目標数値を定めています。総合計画の見直しとあわせて、今後の改訂を検討する際には、この結果を踏まえてSWCとSDGsの関係性をより明確化することが可能です。

3 見附市環境基本計画

平成22年度～31年度までの10年間を対象年次として、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築を目指し、将来において市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現していくことを目的として策定しました。今回の第2次環境基本計画の策定において、SDGs推進を計画に明記するとともに、SDGsの考え方を活用しながら、基本目標や施策体系を整理します。

4 章

施策の体系と展開

5 章

環境に配慮するための指針

6 章

計画の推進

資料編

また、行政対内部の執行体制としては、スマートウェルネスのまちづくりを推進するにあたり、横断的に各部署が連携する必要があると、市では全庁体制で取り組んでいます。そのため、企画調整課総合戦略室を調整役として配置しており、総合計画や総合戦略とSDGsが連携できれば、当該執行体制を活用し、円滑にSDGsの推進を図ることが可能であります。またSDGsは総合計画や総合戦略と密接に連携するものであり、これまで総合計画や総合戦略の進捗状況を審議・検証するための「見附市まち

づくり総合会議」で検証していきます。

ステークホルダーと連携については、域内外の主体である（ア）地域コミュニティ組織、（イ）みつけ生涯現役促進協議会、また国内の自治体として、（ウ）茨城県常総市、（エ）SWC首長研究会に参画する自治体、また海外の主体として、（オ）ブラジルのマイリンク市、（カ）ベトナムのダナン市と行なっています。

④ 地方創生・地域活性化への貢献

自治体SDGsを推進することの地方創生・地域活性化への貢献については、市が進めているSWC施策は、住んでいるだけで健やかに幸せになれるまちづくりであり、市民が生きがいを持ち、出掛けなくなる場所や活躍できる場を創出することにより、一日の活動量が増え、心身共に健康で幸せになることができるまちづくりを目指しています。

とりわけ移動手段が自家用車に依存する地方都市において、過度な車依存から脱却する公共交通の整備は、SWC施策を推進する上で、非常に重要と考えています。本計画の推進により、特にこれまで築いてきた公共交通をさらに充実させ、地域公共交通としての機能性を高め、まちなかの活性化や郊外住宅からの移動手段などにおいて、市民の生活に必要な公共交通の整備を進めます。また、それらの公共交通を活用し、SDGsの取り組みを普及・啓発することにより、利用者や地域住民に環境、社会、経済への関心や取り組みが向上するよう促進します。

また今後の超少子高齢社会を見据えると、地域を理解し、郷土を愛する人材の育成は、地方創生において必要不可欠であると考えます。本計画における学校教育を通じた子どもたちへのSDGs教育において、大学と連携したプログラミング教育は、環境への理解や地域愛を育むことが期待されるとともに、ゴールに到達するための課題解決や協力して取り組む力などが養われる内容となっており、SDGsを理解し実践することについて、向上が見込まれるモデル的なカリキュラムになると考えています。

さらに当市が進めるSWC施策のエッセンスを取り込んだ理想的な住宅団地である「ウェルネスタウンみつけ」において、良質な住環境の理解や質の向上などが図られるよう情報発信することにより、定住人口の増加を図ることに加え、例え住宅建築後30年経過したとしても資産価値が残り空き家にならない住宅建築や空き家の再利用の促進を図ります。

これらの取り組みにより、当市が進めるSWC施策を深化し、定着を図ることにより、魅力ある地域や住んでいる人々の満足度を高めることが、地域の活力となり地方創生につながると考えます。

(2) 自治体SDGsモデル事業

① 課題・目標設定と取組の概要

自治体SDGsモデル事業では、事業名を『「歩いて暮らせるまちづくり」ウォーカブルシティの深化と定着』とし、課題・目標設定と取組の概要として以下の5つを挙げています。

1 過度な自家用車依存から脱却するための公共交通の整備

（関連ゴール：7.3、8.3、8.9、11.1、11.2、11.3、11.7、15.1） → 環境面

2 歩きたくなる、歩いてしまう歩行環境の整備

（関連ゴール：3.7、3.8、11.1、11.2、11.3、11.7、15.2） → 社会面、環境面

3 出かけたくなる場所の創出

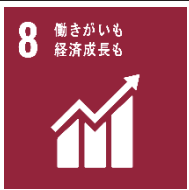
(関連ゴール：8.3，8.9，11.1，11.2，11.3，11.7，17.14，17.17) → 経済面

4 自然災害への備え

(関連ゴール：3.7，3.8，4.1，4.a，11.1，11.2，11.3，11.7，13.1，17.14，17.17) → 環境面

5 都市機能の集約化、まちのコンパクト化

(関連ゴール：8.9，11.1，11.2，11.3，11.7，12.5) → 社会面

ゴール3 ターゲット 3.7、3.8		ゴール8 ターゲット 8.3、8.9		ゴール13 ターゲット 13.1	
ゴール4 ターゲット 4.1、4.a		ゴール11 ターゲット 11.1、11.2、 11.3、11.7		ゴール15 ターゲット 15.1	
ゴール7 ターゲット 7.3		ゴール12 ターゲット 12.5		ゴール17 ターゲット 17.14、17.17	

② 三側面の取組み

経済面の取組としては、「出かけたくなる場所の創出」の具体的取組として、「まちなか賑わい創出事業」、「総合型地域スポーツクラブ事業補助」を行なっています。

社会面の取組としては、「歩きたくなる、歩いてしまう歩行環境の整備」の具体的取組として、「車両誘導看板設置事業」、「健幸ウォーキングコース路面標示」、「市民協働による植栽活動（環境面の取組として整理）」、「みつけイングリッシュガーデンの管理運営（環境面の取組として整理）」を行なっています。また、「都市機能の集約、まちのコンパクト化」の具体的取組として、「立地適正化計画策定事業」、「空き家バンク、住み替え支援事業」を行なっています。

環境面の取組としては、「過度な自家用車依存から脱却するための公共交通の整備」の具体的取組として、「コミュニティバス事業」、「コミュニティバスの増車」、「デマンド型乗り合いタクシー運行事業」、「コミュニティバスバス停サイン更新事業」を行なっています。また、「自然災害への備え」の具体的取組として、「防災訓練の実施」、「自主防災組織補助事業」、「防災スクール事業」、「ハザードマップ（改訂版）作成」を行なっています。

③ 三側面をつなぐ統合的取組み

統合的取組は、自治体SDGsモデル事業における三側面の各施策を相互に補完する取り組みであり、例えば、「まちの賑わい」を創出するために各種イベントやソフト事業を実施するとしても、それは一時

的な賑わいとなる可能性もあり、継続的な賑わい創出のためには、核となるハード（交流施設の整備や新規店舗の出店）を後押しするための支援の取り組みが必要となります。三側面の取り組みを推進する上で、ボトルネックとなるような課題を解決、支援、補強するに資する取り組みであり、統合的取組により、自治体SDG s 事業を円滑に推進することが可能となります。

個別事業分としては、「公共交通におけるグリーンスローモビリティの活用検討」、「商店街の空き店舗活用支援事業」、「ウエルネスタウンの拠点化整備」、「長野・新潟ガーデン街道の設立」、「S I Bによるヘルスケアサービス事業」の5つを、全体マネジメント・普及啓発分としては、「学校教育を通じた子どもたちへのSDG s 教育」、「『歩いて暮らせるまちづくり』の形成による持続可能な健幸都市の発信」の2つを取り組んでいきます。

統合的取組の推進によって、各種の相乗効果（新たに創出される価値）が期待されます。具体的には、

- 1 経済面の取組による環境面への効果としての「公共交通空白地域の解消率の増加」
- 2 環境面の取組による経済面への効果としての「観光バスツアーの台数の増加」
- 3 経済面の取組による社会面への効果としての「中心市街地での出店数の増加」
- 4 社会面の取組による経済面への効果としての「健康運動教室の参加者数の増加」
- 5 社会面の取組による環境面への効果としての「新築住宅（CASBEE見附準拠）の取得に対する補助金申請件数の維持」
- 6 環境面の取組による社会面への効果としての「地域防災組織参加の世帯数の割合の増加」

が挙げられます。

④ 多様なステークホルダーとの連携

自治体SDG s モデル事業の推進において連携するステークホルダーは、次のとおりです。

- 1 NPO法人 見附市総合型地域スポーツクラブ
- 2 ナチュラルガーデンクラブ
- 3 見附市不動産協会
- 4 一般社団法人 見附市観光物産協会
- 5 兵庫県川西市、千葉県白子町

⑤ 自立的好循環

「歩いて暮らせるまちづくり」事業の取り組みを推進するにあたり、深化、定着し、将来的に補助金等の公的資金に過度に頼ることなく、一般化して、まちとして成熟していくためには「公共交通の充実」と「まちの賑わい」の好循環を構築できることがポイントとなります。

そのため、過度な自動車依存から脱却できるだけの利便性の高い公共交通が整備されることが第1ステップであり、利便性が高く生活の足として利活用できることが実感されれば、自ずと公共交通の利用者は増加します。利用者が増えれば、運賃収入が増加するだけでなく、バス車内の有料広告収入など、2次的な稼ぐ力も強化され、収支率が改善し、公的資金にあまり依存しない、持続可能な公共交通網を形成することが可能となります。

次の第2ステップとしては、公共交通により交通権が確保されることで、外出機会の増加を促し、回流する人口が増加します。行き交う人が増えれば、商圈としての魅力が向上し、新規出店を呼び込むと

ともに、まちの賑わいが創出されます。

最終的な第3ステップとしては、まちが賑わうことで、更なる集客力の強化や、公的資金による補助が無くとも、新規出店を呼び込む好循環へと繋がり、他にも、花や緑が豊かな良好な景観形成の取り組みや、自然災害への強靱性の向上による安全安心に暮らせる環境整備、先進的な健康施策による健幸的なライフスタイルの提供などを展開し、定住先として選ばれる魅力あるまちとなることで、将来に渡り持続可能な都市構造への変換を達成します。

⑥ 普及展開策

「健幸」をこれからのまちづくりの基本に据えた政策を連携しながら実行し、新しい都市モデル「Smart Wellness City」を目指すため、志を同じくする全国の首長が集まり、Smart Wellness City 首長研究会が平成21年11月に発足しました。(会長：久住見附市長／発足時は9市)

研究会では、我が国の超高齢・人口減社会によって生じる様々な社会課題を、自治体自ら克服するため、健幸をこれからのまちづくりの基本に据え、政策を連携しながら実行することにより、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデルの構築を目指しています。人生100年時代と言われる中、健康施策は必要不可欠な政策となり、今では89自治体(令和元年8月現在)が加盟するなど、活動が拡大しています。

本研究会において、自治体の規模や環境などは違えども、類似の課題があると認識されており、毎年2回開催される研究会にて、各市の新しい取り組みや特徴あるまちづくりなどが事例発表されています。これらの活動において見附市のSDGs未来都市計画『「歩いて暮らせるまちづくり」ウォーカブルシティの深化と定着』がSWC施策とリンクして横展開されることが想定され、高い効果が期待できます。

以上が、見附市SDGs未来都市計画の概要となります。なお、見附市SDGs未来都市計画の全文は、以下のURLから閲覧できます。

<http://www.city.mitsuke.niigata.jp/secure/22091/SDGsibunsho.pdf>

6. 用 語 解 説

(注1) 本用語解説は、数字、アルファベット、50音順で掲載している。

(注2) 各用語の「頁」の数字は、環境基本計画本文の初出ページを指す。

単語	頁	用語解説
数字		
スリーアール 3 R	2-26	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。
アルファベット		
ビーオーディー B O D (生物化学 的酸素要求量)	2-13	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
エ ス コ ジギョウ E S C O事業	4-24	E S C Oとは、Energy Service Company の略称で、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。
アイエスオー I S O 1 4 0 0 1	4-19	国際標準化機構 (I S O) が発行した、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」の国際規格のこと。
ピーディーシーイー P D C Aサイクル	6-2	Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (是正) を意味し、品質向上のためのシステムの考え方のこと。管理計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を是正 (Action) したうえで、さらに元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。
ピーアールティーアールセ イド P R T R 制度	2-15	有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体などの機関が把握・集計・公表する仕組みのこと。化学物質排出移動量届出制度ともいう。
エスエス S S (浮遊物質)	2-13	S Sとは Suspended Solid (浮遊懸濁物質) の略称で、水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値 (m g / L) が大きい程、その水の濁りが多いことを示す。
あ行		
アイドリングスト ップ	2-36	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。

	単語	頁	用語解説
1章 計画の基本的事項	アスベスト	4-7	天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれている。極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材、摩擦材、シール断熱材に使用されてきたが、肺がんや中皮腫の原因となることから使用が禁止されている。
2章 見附市の環境特性と課題	いきものの多様性 ^{タヨウセイ}	3-5	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念のこと。
	ウエルネスタウン みつけ住宅設計ガイドライン ^{ジュウタクセツケイ}	資料78	ウエルネスタウンみつけ内での住宅の建築において、質の高い住宅性能や統一した景観形成を図るために市が設定した基準のこと。
3章 計画の目標	ウスイシントウ 雨水浸透ます	4-11	川の氾濫・地盤沈下の防止や地下水の保全などのために、雨樋に集められた雨水を地中に浸透させる工夫を施した雨水ますのこと。
	エコドライブ	4-7	アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
	エコファーマー	2-9	たい肥などによる土作りを行いながら、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、環境に優しい農業に取り組む計画を作成した農業者のこと。
4章 施策の体系と展開	エコマーク	4-23	環境保全に役立つ製品に推奨のマークを付ける制度で、(財)日本環境協会によって認定される。
5章 環境に配慮するための指針	エネルギー起源の ^{キゲン} ニサンカタンソ ^{ニサンカタンソ} 二酸化炭素	2-33	石炭や石油などの化石燃料を燃焼してつくられたエネルギーを産業や家庭が利用・消費することによって生じる二酸化炭素を「エネルギー起源」のCO ₂ という。なお、「非エネルギー起源」とは燃料としての利用ではなく、原材料として使用する工業プロセスや廃棄物の焼却から生じる二酸化炭素、農畜産業などから排出されるメタンや亜酸化窒素などの温室効果ガスのこと。
6章 計画の推進	オンシツコウカ 温室効果ガス	2-32	太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射させる熱（赤外線）を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガスのこと。二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類が定められている。
資料編	か行		
	ガイライシユ 外来種	4-4	→さ行 在来種（在来種）へ
	カセキネンリョウ 化石燃料	2-32	化石燃料とは、動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。
	ガツペイショリジョウウカソウ 合併処理浄化槽	4-2	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川や海の汚濁を軽減する効果がある。

単語	頁	用語解説
かんがい	4-6	農作物の生育に必要な水を、水路を引くなどして供給し人工的に耕作地をうるおすこと。
ガンギツク 雁木造り	2-21	雪国の商店街などで見られる雪よけの屋根のことで、軒先からひさしを長く張り出し、その下を通路として、積雪中でも人々が通行できるようにしたもの。雁（ガン）が重なって飛んでいる形に似ていることからその名がついたといわれている。
カンキョウキジュン 環境基準	2-13	環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音について定めたもの。
カンキョウ 環境ホルモン	4-10	環境ホルモンは、生物の体内に取り込まれると、まるでホルモンのように働いて生殖機能などをかく乱するおそれのある物質のことで、正式には内分泌かく乱化学物質という。
カンバツ カリバラ 間伐・刈払い	4-5	間伐は、植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採をいう。刈払いは、下草や雑草などを刈取ること。
カンバツザイ 間伐材	4-23	間伐材とは、森林の成長過程で密集化する立木を間引く間伐の過程で発生する木材のこと。
かん ^{ヨウ} 養	4-6	かん養（涵養）とは、雨や河川水などが地下に浸透して帯水層に水が供給されること。地下水がかん養されると、帯水層のすき間が水で埋まるため地盤が安定し、地盤沈下を防止でき、また地中の水分が蒸発する際にエネルギー（気化熱）を奪って気温を下げるため、都市部の気温上昇（ヒートアイランド現象）の緩和にも有効といわれている。
キョウトギテイショ 京都議定書	2-32	1997年12月11日、京都市で開かれた「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」の中で議決した議定書のこと。1990年を基準年として国別に温室効果ガス排出量の削減目標値を定め、世界が協力して約束期間内に目標を達成することが定められている。
キョウトギテイショ 京都議定書 モクヒョウタツセイケイカク 目標達成計画	2-32	京都議定書で日本に課せられた、2008年から2012年の平均の温室効果ガス排出量を1990年に比べて6%削減を達成するために必要な措置を計画・立案したもの。地球温暖化対策推進法に基づき、2005年（平成17）4月28日に閣議決定された。
グリーンカーテン	4-24	ゴーヤやアサガオなどのツル性の植物を、ネットにはわせて窓の外をおおって作る自然のカーテンのこと。窓の外にはわせることにより、日射をさえぎり室温の上昇を抑えてくれる。
グリーン ^{コウニュウ} 購入	4-23	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。
ケンコウジュウタク 健幸住宅	4-2	健幸住宅とは、見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準及び*ウエルネスタウンみつけ設計ガイドラインを満たす住宅のこと。

単語	頁	用語解説
コウエキテキキノウ 公益的機能	4-26	農業や農地の公益的機能とは、景観、河川などの水質浄化、水源かん養・洪水防止、余暇・レクリエーションの場、災害防止など多様な利益をもたらす機能のこと。
コウガイボウシキョウテイ 公害防止協定	4-8	地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束のこと。住民団体が関与するものもある。
コウカガク 光化学スモッグ	2-13	自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素が大気中で太陽光線（紫外線）を受けて、化学反応を起こし、「光化学オキシダント」がつくられる。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」という。
コージェネレーションシステム	4-23	総合熱効率の向上を図るため、発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。日本では、これまで主に、紙パルプ、石油化学産業などの産業施設において導入されていたが、近年はオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。
コミュニティバス	2-6	地域の住民の利便向上、主に高齢者や障害者の足の確保、中心市街地の活性化、環境負荷の軽減などを目的として一定地域内を運行している。
さ行		
ザイライシユ ギイライシユ 在来種、外来種	4-2 4-4	在来種とは、ある地域に現在生育する動植物のうちで、昔からあった種類。外来種とは、自然に、あるいは観賞用、有用種として人為的に外国から入ってきた生物の種類をいい、在来種に対して用いられる用語。
シゼン 自然エネルギー	2-36	太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などから取り出すエネルギー利用のこと。
シツチ 湿地	2-7	一般に地下水位が高く湿潤な土地のこと。
ジュリンチ 樹林地	5-3	森林のうち、林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が 30%以上占めているところをいう。竹林、伐採跡地及び未立木地は含めない。
ジュンカンガタシヤカイ 循環型社会	1-1	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。
ショウシコウレイカ 少子高齢化	2-3	出生率の低下により子供の数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子供の割合が減り、65 歳以上の高齢者の割合が高まること。
ショクイク ショクノウ 食育・食農	4-2	食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食農は、生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、学び体験すること。→P4-26 コラム参照

単語	頁	用語解説
スイシツオダク 水質汚濁	1-1	人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋などに排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業排水、牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。
セイタイケイ 生態系	2-15	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的环境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。
ゼツメツキ グシユ 絶滅危惧種	2-8	さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種のこと。環境省のレッドデータブックでは、RDBカテゴリーのCRとEN（絶滅の危機に瀕している種＝絶滅危惧Ⅰ類）、VU（絶滅の危機が増大している種＝絶滅危惧Ⅱ類）に位置づけられたものが“絶滅のおそれのある種＝絶滅危惧（Endangered Species）”とされているが、一般的には、環境省や都道府県発行のレッドデータブックに記載されている動植物種（準絶滅危惧種なども含む）全般に対して使われる。
た行		
ダイオキシン類 ^{ルイ}	4-10	有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。無色無臭の固体で、ほとんど水には溶けないが、脂肪などには溶けやすいという性質を持ち、人工物質としては最も強い毒性をもつ物質である。主に物が燃焼するときに生成し、環境中に拡散する。
ダイオキシン類 ^{ルイ} ダイサクトクベツ ソチ ホウ 対策特別措置法	2-15	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律（1999 年法律第 105 号）のこと。
タイキオセンボウシホウ 大気汚染防止法	2-13	大気汚染防止対策を総合的に推進するために制定された法律のこと。
ダイチョウキンゲンズウ 大腸菌群数	2-13	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。
タイヨウコウハツデン 太陽光発電	2-36	太陽の光エネルギーを直接的に電力に変換する発電方式のことで、ソーラー発電とも呼ばれる。発電そのものには燃料が不要で、運転中は地球温暖化や酸性雨の原因となるCO ₂ 、SO _x 、NO _x などを発生しないなどの特徴がある。
タシゼンガタゴガン 多自然型護岸	4-16	水辺を多様な生物環境の核として位置づけ、治水上の安全を確保しつつ、人間生活と調和する豊かな自然の保全と創造に配慮した川づくりを目的とした、国土交通省河川改修事業。

単語	頁	用語解説
チショウチサン 地消地産	4-2	地元で消費する農産物は、地元で生産するという意味。一般的には「地産地消」だが、見附市は米を始めとした農産物の一大産地で「地産」は元々盛んに行われており「地消」とのバランスが課題だったため、久住時男市長が、もっと地元での消費を拡大しなければならないと、地元での消費に重点を置いて「地消地産」をと考えたもの。→P4-26 コラム参照
テイコウガイシャ 低公害車	4-22	ガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車のこと。電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがある。
トウスイセイホソウ 透水性舗装	4-11	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法・素材のこと。地下水の涵養や集中豪雨などによる都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。
トクベツサイバイノウサンブツ 特別栽培農産物	2-9	生産された各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況が、50%以下で栽培された農産物のこと。
な行		
ナーセリー ^{シセツ} 施設	4-13	花苗育苗施設のこと。2008 年より「みつけイングリッシュガーデン」で稼動。年間を通じた草花の育苗を行うとともに、市内公共施設や公共用地へ花苗を出荷している。
ニサンカイオウ 二酸化硫黄	2-13	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で、石炭や石油などを燃やすことにより発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出され、主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。
ニサンカタンソ 二酸化炭素(CO ₂)	2-32	常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与してきた。大気中濃度は、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。
ニサンカチッソ 二酸化窒素	2-13	物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成される酸化物のこと。工場・事業場の燃焼施設や自動車が主な発生源で、光化学スモッグや酸性雨の原因物質の一つ。
ネッタイモクザイ 熱帯木材	4-23	熱帯木材は、南洋材とも呼ばれ、日本で消費される熱帯産木材(熱帯材)の別称。
ノウギョウシュウラクハイスイジギョウ 農業集落排水事業	4-2	農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設を整備する事業のこと。

単語	頁	用語解説
は行		
バイオマス資源 ^{シダシ}	4-2	「バイオマス (biomass)」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。バイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、化石資源を燃焼させて出る二酸化炭素と異なり生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、バイオマスは、大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源といわれる。
ブッシュツェンカン 物質循環	2-9	自然界において生物体を構成する物質が、無機的環境から取り入れられ、食物連鎖や腐食連鎖を通じて生態系内を循環して再び環境に戻されること。主要なものとして水の循環、炭素循環、窒素循環、リン循環などがある。
フウリウシジョウブツツ 浮遊粒子状物質	2-13	大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。粒径 10 μm 以下のものをいう。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。
フロン	4-21	炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称のこと。化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、特定の種類のフロンはオゾン層を破壊するため、フロン回収・破壊法などにより対策が進められている。
ポケットパーク	4-13	都市のなかに設けられた小公園のこと。もともとはベストポケットパーク (vest-pocket park) と呼ばれ、ベスト (チョッキ) のポケットのように小さい公園の意味である。
ま行		
ミツケンテイジュウソクシン 見附市定住促進・ ケンコウジュウタクシエトクハンテイ 健康住宅取得判定 基準	4-12	一定の環境性能を備える健康住宅の普及を目的として、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が作成した「建築環境総合評価システム (CASBEE) 戸建(新築)」を参考に市が設定した基準のこと。

単語	頁	用語解説
ら行		
リスクコミュニケーション	4-10	化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、N G Oなどのすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。
リユース容器 ^{ヨウキ}	4-18	使い捨て容器や割りばしの代わりに洗って繰り返し利用できる食器類のこと。祭りなどのイベントやスポーツ競技場などで使用されている。
リンカン ^{リンショウ} 林間（林床）	2-7	森林の地表面のこと。光が林冠により遮られるため、耐陰性の強い植物や菌類などが生育する。
ルイケイ ^{レイケイ} 類型	2-13	水質汚濁の生活環境項目および騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していないため、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川や地域の土地利用状況や時間帯などに応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを「類型あてはめ」または「類型指定」という。
レッドデータブック	2-8	絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（I U C N）が発行したもの。日本では、環境省が国内レベルで、都道府県などが地域レベルで作成している。
わ行		
ワークショップ	3-1	さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。